

官報

号外

昭和六十一年五月十三日

○第百四回 衆議院會議録 第二十八号

昭和六十一年五月十三日（火曜日）

議事日程 第二十五号

昭和六十一年五月十三日

午後一時開議

第一 特定外航船舶解撤促進臨時措置法案（内閣提出）

○本日の會議に付した案件

日程第一 特定外航船舶解撤促進臨時措置法案（内閣提出）

（内閣提出）

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（社会労働委員長提出）

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第七一号）の趣旨説明及び質疑

竹下大蔵大臣の昭和五十九年度決算の概要についての発言及び質疑

○山下徳夫君 たいだいま議題となりました特定外航船舶解撤促進臨時措置法案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、外航海運をめぐり経済事情の著しい変化にかんがみ、船腹量が過剰となり、かつ老朽、不経済化している特定外航船舶の解撤を促進するための措置を臨時に講ずることにより、外航海運の健全な振興を図り、もって国際経済の発展に寄与することを目的とするものであります。

第一に、特定外航船舶の解撤を促進するため、運輸大臣が解撤促進基本指針を策定することとするともに、特定外航船舶を事業の用に供している

る特定海運事業者は、解撤促進基本指針に従って解撤を行うよう努めなければならないこととする

こと、

第二に、特定海運事業者は、その所有する特定外航船舶について解撤計画を作成し、運輸大臣の認定を受けることができることとするともに、特定外航船舶の解撤に必要な資金等について、産業基金信用基金が債務保証を行うこととするための規定を定めること、

その他、関係船員の雇用の安定に関する事項、特定外航船舶の解撤を行っていない海運事業者に対する勧告及び本案を三年間の限時法とすること等について所要の措置を講じようとするものである

ります。

本法案は、去る四月一日本委員会に付託され、二十五日三塚運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月九日質疑を行いました。

その質疑の主な事項を申し上げますと、過剰船腹の実情と総合対策の必要性、本案による解撤促進対策の実効性及び解撤に伴う船員の雇用対策等についてでありましたが、その詳細は委員會議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（坂田道太君） 採決いたします。

本法案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂田道太君） 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○櫻井新君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、社会労働委員長提出、社会保険労務士法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（坂田道太君） 櫻井新君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（坂田道太君） 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（社会労働委員長提出）

○議長（坂田道太君） 社会保険労務士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の趣旨弁明を許します。社会労働委員長山崎拓君。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案〔本号末尾に掲載〕

○山崎拓君 たいだいま議題となりました社会保険労務士法の一部を改正する法律案について、趣旨弁明を申し上げます。

近年、社会経済情勢の著しい変化と進展に伴い、労働及び社会保険諸制度についても大幅な整備改善が行われ、その内容は、極めて複雑かつ専門的なものになっております。そのため、これらの業務に熟達した社会保険労務士の活動に対する要請は、量的にも質的にもますます増大しております。

このような状況の中で、社会保険労務士の行う業務の公共性、専門性及び重要性にかんがみ、その職務内容等を充実するとともに、資質の向上を図ることは、極めて重要な課題となっております。

また、昭和五十六年の法改正に当たっては、社

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号

社会保険労務士法の一部を改正する法律案、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、国鉄の分割・民営に伴う地方税に
 治大臣の趣旨説明、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する山下八洲大君の質疑

八四四

会労働委員会において、事務代理制度の実施の検討等について、附帯決議のなされているところであります。

本案は、このような実情を踏まえ、社会保険労務士制度の整備充実を図ろうとするもので、本日の社会労働委員会においてこれを成案とし、全会一致をもって社会労働委員会提出の法律案とすることに決した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。
 第一に、社会保険労務士の職務内容の充実を図るため、社会保険労務士は、労働社会保険諸法令に基づく申請等について、または当該申請等に係る行政機関等に対する主張、陳述について、事務代理ができるものとするのであります。

第二に、事業所に勤務するいわゆる勤務社会保険労務士について、事業所の名称等の登録を義務づけるとともに、その勤務する事業所の事務処理の適正化等に努めるものとするのであります。

第三に、社会保険労務士の資質の向上を図るため、社会保険労務士会等の行う研修について、社会保険労務士はその受講に努めるものとするほか、事業主も、勤務社会保険労務士にその受講の機会を与えるように努めるものとするのであります。

なお、この法律は、昭和六十一年十月一日から施行するものとしております。

以上が本案の趣旨及び内容であります。
 何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。
 本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
 よって、本案は可決いたしました。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)の趣旨説明

○議長(坂田道太君) この際、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)について、趣旨の説明を求めます。自治大臣小沢一郎君。

〔国務大臣小沢一郎君登壇〕

○国務大臣(小沢一郎君) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

この法律案は、日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、地方税制について所要の改正を行うものであります。

以下、その概要について御説明申し上げます。
 第一に、地方税法の改正であります。

日本国有鉄道の経営形態の改革の円滑な実施に資するため、旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置等を講ずるとともに、日本国有鉄道清算事業団の本来の事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置等を講ずることとしております。

第二に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正でありますが、日本国有鉄

道有資産所在市町村納付金及び日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金に係る制度を廃止することとしております。

以上が地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)の趣旨説明に對する質疑

○議長(坂田道太君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。山下八洲大君。

〔山下八洲大君登壇〕

○山下八洲大君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

本論に入る前に、私は、この国鉄関連法案の質問をするに当たり、子供のころを思い出したのであります。これは私一人ではなく、多くの国民もまた同じ思いだと思います。広く国民に愛され、親しまれてきた鉄道の線路わきで遊びながら、大人になったら国鉄に就職をし、機関士になって汽車を走らせ、大切な旅客や材木を運ぶという夢を持たせ続けてくれた国鉄が、今日、中曽根総理の手によって解体させられようとしているのであります。断じて許すわけにはまいりません。

まず第一に、本案は、政府が提案している国鉄

解体方針である国鉄の分割・民営に伴う地方税に係る改正案であります。その内容は、政府の国鉄関連法案の政策体系が矛盾に満ちていることを反映し、根本的な過ちを犯しているものであります。

政府は、国民共有の財産である国鉄を、現行の公社制度のもとでは、また全国一円の巨大組織のもとでは改革できないという、国鉄再建監理委員会の意見をそのまま政府方針としております。政府の考えを聞く限り、政府案における新事業体は民間企業であり、民営鉄道であります。我が党は、国鉄の公共性を確保し、事業を国民生活に直結させ、経営の健全化を図るという課題の達成のために、国が出資する公企業という性格を持つ新事業体の設立を提案しております。

すなわち、議題となっており、地方税法等の改正案は、分割・民営された会社に対して地方税法上のいろいろな優遇措置を与えるものであります。政府の考え方ではいくなら、優遇措置は現行の民営鉄道が受けているものと同等同質のものであるべきであり、それを越えた本案は、我が党の政策体系において初めて整合性を持つものであります。政府の言う民営とは何なのか、民間活力の活用熱心な中曽根総理にお答えをいたさうとすると、民営にもかかわらず民営鉄道を越えた扱いをする根拠は何なのかを、運輸大臣並びに自治大臣にお示しいただきたいと存じます。(拍手)

第二に、国鉄が納付している納付金は、固定資産税にかわる性格を有するものであり、現在、その額は本来の額の二分の一とされております。地方財政の悪化の状況のもとで地方公共団体は、その全額納付を希望しながら、国鉄の財政事情等から

二分の一のまま推移してまいりました。しかし、改正案においては、固定資産税体系への移行後八年間、本州の旅客鉄道会社等は現行と同様、本来の額の二分の一、北海道、四国、九州の三島の旅客鉄道会社においては本来の額の四分の一とされております。

このことは、二つの重大な問題点を含んでいます。その一つは、政府は、政府案によって新会社は黒字となるような宣伝を盛んにしておりますが、その実態は黒字ではなく、国民と地方財政にいわせをしようとしているという点であります。その第二は、本州と三島との間の課税標準に差を設けることは、物税としての固定資産税の性格からして、また、地方団体の課税権の一方的侵害の面からも極めて問題があります。三島の固定資産税を四分の一とするのは、三島の鉄道事業の収益性が低いことによると思われませんが、これでは固定資産税の基本的性格をゆがめ、公平課税の原則を根底から覆すばかりか、税の補助金化であると言わざるを得ません。この点については、事業所税についても指摘できます。

政府は、分割を正当化しようとしていますが、まさに国の根幹をなす税の根本をねじ曲げなくてはつじつまが合わないことを見ても、分割・民営の誤りは明らかであります。政府は、矛盾の極致である分割・民営をやめ、税体系を破壊する邪道はやめ、必要な助成は、地方財政にわ寄せするようになさなく、公共交通としての確に行うべきと考えますが、総理の所見を伺いたいと存じます。また、なぜ固定資産税の不均一課税が必要なのか、固定資産の価値に基づく租税力を求めて課税するという固定資産税の性格を変更するのはなぜか、自治大臣の明確な御答弁をお願いします。

第三に、改正案におきましては、清算事業団の持つ固定資産の一部につきまして非課税としておりますが、国の施策の変更により、従来納付金の対象となっていたものを非課税とし、換言すれば、地方財政の減収に追い打ちをかけるというのは、どのような論理に基づくものでありましか、自治大臣の所見を伺いたいと思ひます。

税制の適用は厳密でなければならず、本案のごとく税制の根幹を揺るがざるを得ない政府の国鉄分割・民営案は、欠陥法案と言わざるを得ません。政府は、我が党が提案している、国が出資する全国一社の公企業としての国鉄の再建策の正しさを真摯に認めるべきと考えますが、改めて総理の所見を伺ひたいします。(拍手)

次に、政府が進めている国鉄職員の雇用対策についてお伺ひいたします。

戦後の国鉄は、多くの復員者を迎え、戦後復興に大きな貢献を果たし、また、高度経済成長期における産業基盤投資の支柱として、常に国策のもとに歩いてきております。私は、輸送業務を担い、労働基本権を制限され続け、しかも今、政府によって国鉄を退職する道を余儀なく選択せざるを得ない職員については、政府がその雇用安定に全責任を持つべきであると考えます。その際、私は、国が率先して採用するとともに、現に居住している地域における再就職先の確保については、地方自治体に採用を積極的に求めるべきであり、地方自治体の要望を尊重し、地方交通線の維持、年金を初めとする財政負担、地域経済振興策等について、国及び政府が真剣にその対策を講ずるべきと考えます。

政府機関における採用と自治体への採用要請について、具体的にどのように進められようとしているのか、中曽根総理の所見を伺ひます。また、運輸大臣及び自治大臣に、自治体への要請と全国知事会ほか北海道を初めとする自治体から示されている要望事項について、どのように取り組まれているのか、お答えいただきたいと考えます。さらに国土庁長官に、地方交通線と地域経済の関係、現在策定中である四全総における鉄道の位置づけについて所見を伺ひたいと存じます。

さらに、運輸大臣に伺ひます。鉄道公安業務が都道府県警察に移管されることに伴い、ことし十月一日付で都道府県警察官が、公安官の現員数二千八百八十二人そのまま増員されるとされております。しかし、伺ひますと、現在二十九管理局に配置されている公安官数をそのまま最寄りの都道府県警察に配置するのではなく、全国的な再配置を行い、列車警乗本数も大幅に削減するという説もあります。本来、鉄道施設内の問題につきましても、第一次的には職員が当たるべきであり、具体的にはどのような業務を移管し、どの業務は企業内のものとして残るのか、また、移管に伴う年金積立金の扱いはどうなるのか、所見を伺ひます。

最後に、交通福祉と地域振興について伺ひます。カナダのバンクーバーで国際交通通信博覧会が開催されております。欧米諸国においては、鉄道の公的一元化、統合が進められつつあります。こうした世界の趨勢の中で、唯一日本が、さきの東京サミットでは議長を務めた中曽根総理自身が、公共交通としての国鉄をばらばらにしようとして

いることは、永く日本における交通政策の失敗として後世に残るでありましよう。

国鉄の分割・民営は、交通経済の立場に立つものであり、経営の効率性の追求であります。交通福祉の立場が全く欠落いたしております。国民の足という社会的機能を果たすべき国鉄は、老人や障害者、子供などの社会的弱者であっても、どこでも安全に利用できるという機能を持たなくてはなりません。また、交通の安全の絶対性というものはあり得ないにもかかわらず、政府が進めているホームから駅員をなくすという意味は、飛行場から管制官をなくすということに等しい無謀な行為であり、公共サービスとして根幹的欠陥と言わなければなりません。なお、最近では、東京南管理局では、ホームの職員無人化により安全性に不安を持った車掌が、その旨新聞の投書欄に投書をしたところ、車掌本来の業務を外されるという処分が行われました。今や政府及び国鉄当局は、安全性の無視ばかりか、言論の自由まで奪おうとしたしております。総理並びに運輸大臣に、交通福祉と安全性についての所見を伺ひたく存じます。

また、積雪寒冷地における冬季間の交通、山村、過疎地域の交通はどうなるのでしょうか。北海道において、また私の選挙区であります岐阜県においても、高度成長のゆがみのもとで経済が疲弊している地域の町づくり、ふるさとづくりの発展は否定されるのでありましようか。豪雪や過疎など特別地域の振興に責任を持つ国土庁長官、自治大臣の明快な御答弁をお願いします、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する山下八洲夫君の質疑

八四大

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 山下議員にお答えをいたします。

民営化の趣旨でございますが、今までの国鉄制度というものは、全国的な一元的な公社制度でありましたために、どうしてもむだやロスが多くなつてきておるわけです。そこで、民間的経営手法を入れるということ、それから労使関係において、責任体制、独自性を持たして労使にそれぞれ、励み、はつみを与える、そういう考えに立ちまして民営・分割化という方向にきたものでございます。私は、この方法が現在の国鉄を直すためには最善であると考えております。なお、今回の地方税制改正においては、基本的には、新しい旅客会社等を民営鉄道事業者並みとして取り扱います。当面新体制への移行が円滑に実施できるよう、経過的な負担軽減措置等を講じようとするものであります。

次に、公共性の問題でございますが、国鉄の事業を効率的な、国民の期待にこたえるような事業に再生するために、今回の法案を提出したものでございます。これによって、経営が活性化され、公共交通の担い手としても、自立した明確な経営意識のもとで、より多くの路線もまた生かされていく、そのように考えておる次第であります。税制についても、経過的に所要の措置を講ずるなど、改革が円滑に実施できるよう措置することは必要なことであると思ひます。

社会党案でございますが、社会党案は、今の公社制度とはとんだ大差がない実態である、言いかえれば、親方日の丸、赤字垂れ流し、自助努力の不足、これが指摘されておりますが、私も同感で

あります。やはり政府の提出している方がより効率的であり、また、国民も期待していると考えておるものであります。

職員の採用の問題でございますが、この点につきましては、昨年末に決められた基本方針に基づいて、各省庁及び地方公共団体あるいは財界に対しても積極的に努力しております。順調に進んでおるところでございます。

さらに、国鉄による交通福祉と安全の確保の問題でございますが、より効率的な、真に国民の期待にこたえることができる交通体系にしようとするものであります。今後、総合的な交通体系のもとに、安全を確保しつつ、公共性を持った交通機関としての役割もまた適切に果たしていくものと考えます。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣小沢一郎君登壇〕

○国務大臣(小沢一郎君) 山下議員にお答えいたします。

まず、民営化と地方税制上の問題でございますが、国鉄改革によって設立を予定されております旅客鉄道株式会社や貨物鉄道株式会社に対しましては、民間会社としてのその経営形態にかんがみまして、民間の鉄道会社と同様の税負担水準とするのが原則であるという基本的考え方に立ちまして、地方税法の改正を行うこととしたものであります。しかしながら、国鉄改革の目的にかんがみまして、その改革の円滑な実施に資するため、新たな事業主体の性格に応じた負担軽減措置を経過的に講ずること等が必要であるという政策的な判断に立ったものでございます。

それから、北海道、四国、九州の各旅客鉄道会

社の固定資産税の問題でございますが、これは、一定期間の特例措置を講ずることとした理由は、第一には、その厳しい経営環境に配慮し、本州の旅客会社と異なり、長期債務を承継させず、かつ経営安定基金を設けるなど、国においてその経営の安定のための特別の施策を講じていること、それから第二には、国土の均衡ある発展及び地域住民の交通の確保を図る等、関係地方公共団体にとつても大きな意義を有するということ、それから第三に、一定期間は経営を軌道に乗せるためその基盤の安定強化を図る必要があること、そういうような理由によるものでございます。固定資産税は、固定資産自体の価値に着目して課税される物

税であることは、先生御指摘のとおりでございますが、従来からも政策的要請等に基づきまして、必要とされる場合には一定の特例措置を講じているところでございまして、今回の措置も、ただいま申し上げました三島旅客会社に対する一定の政策的要請に基づいて講ぜられるものでありまして、これによって固定資産税の性格が変更されるものではないと考えております。

それから、国鉄清算事業団についてでございますが、これは第一に、新事業体が引き継がない資産、債務等の処理及び余剰人員の再就職のあっせん等を行う極めて公共的性格の強い法人であること、それから第二に、清算業務を行う法人であり、臨時的なものであると考えられること、それから第三には、清算事業団が所有することとなる資産の大部分は、これを処分いたしまして長期債務の返済に充てられる予定のものであります。その処分は、最終的に求められる国民負担と直接かわり合いを持つものであること等にかんがみま

して、清算事業団がその本来の事業の用に供するため所有する一定の固定資産に対しては、固定資産税を非課税とすることとしたものであります。

それから、国鉄職員の自治体の採用の問題でございますが、自治省といたしましては、地方公共団体に対して、国が講ずる措置に準じまして、昭和六十一年度から採用者の一部について積極的に国鉄等職員の受け入れに取り組むよう協力要請を行つてまいりました。しかし、地方公共団体の採用の実情や地方行政の推進途上の事情にかんがみまして、地方公共団体が国鉄等職員を多数受け入れることには、困難な問題も予想されておるところであります。国鉄改革の成否いかんは、地方の交通体系、住民生活に大きな影響を与えるものでありまして、各地方公共団体に対しても、職員の新陳代謝の範囲内で事情の許す限りの自主的な協力を求めていくことといたしております。

それから、各地方公共団体の要望につきましてですが、国鉄改革に関していろいろな要望、要請などが出されていることは承知いたしております。自治省としては、国鉄改革が当面する国の重要課題であり、余剰人員の受け入れを含めまして、その円滑な実施を図る観点から地域交通の確保を図るなど、国として十分な配慮をすべきである、そのように考えております。

それから積雪寒冷地、山村、過疎地域等の地域交通でございますが、国鉄改革の実施に当たりましては、この地域交通の確保につきましては、何といたしても最重要課題の一つであると考えております。したがって、積雪寒冷地帯、山村、過疎地域につきましても、地域の実情を踏まえた地域

交通の確保について、十分な配慮がなされるべきものと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣三塚博君登壇〕

○国務大臣(三塚博君) 山下議員にお答えを申し上げます。

新会社に対する税制措置につきましては、総理から、また自治大臣から、その基本的な理念を御説明を申し上げたところでございまして、本件は、まさに新しい会社が地域会社としてスタートを切らせていただきますための経過措置を講じておるわけでございまして、税法上たまたび経過措置は講ぜられておることでもって、違法ではない、こういうことであります。

次に、地方公共団体の国鉄余剰人員の受け入れ態勢につきましても、小沢自治大臣からこれまで詳しく御説明がございました。地方行革のさなかであり、大変なことはよくわかるのであります。が、国鉄が果たしてまいりました今日までの地域開発に対する役割、さらに今日の分割・民営案は、まさに地域鉄道として地域のためになる鉄道の再生、新生を目指す、こういうところにあるところであるわけでございまして、地域鉄道であります限り、地域の地方公共団体もでき得ます限りの範囲内において御賛同賜りますことはありがたいことであり、そのようにお願いを申し上げておるところであり、そのことよって再生をいたしますことは、地域に大きなプラスをもたらすであらうと信じて疑わないところであります。なお、この余剰人員を受け入れたことにかんがみまして、地方の要請にどう対処するかということでありまして、政治は、地方の問題についても、今

日たいたいまあらゆる分野において誠実に実行いたしておるところでありまして、今日要請を受けた問題については、関係省庁と十二分に協議をし、善処してまいりたいと考えております。

次に、鉄道公安業務についてでございますが、列車の警乗、鉄道施設内における治安維持等を鉄道公安業務が担当してまいりましたことは、御案内のとおりであります。都道府県警察に今回引き継ぐことに相なったわけでございしますが、都道府県警察が、現在鉄道公安職員によって維持されております鉄道施設内の治安の水準を下げるような配置することと承知いたしておるところであります。なお、鉄道公安業務の移管に伴う職員の共済年金の積立金は、国家公務員等共済組合法の規定により、国鉄共済組合から地方公務員共済組合に移管することに相なっております。

さらに、交通福祉と安全についてでございますが、公共交通を担う輸送機関が、安全の確保を図りつつ、交通弱者についても十分配慮をいたすべきことは、御指摘のとおりであります。この場合、各種交通機関の発達した今日において、公共交通の分野においても、各交通機関がそれぞれの特性に応じた役割を分担することが適切であり、最も効果的に公共輸送を確保する結果と相なるものと考えております。今回の改革では、国鉄の事業を輸送需要の動向に的確に対応した効率的な輸送を確保し得る経営形態に変更するものであり、これにより経営が活性化され、鉄道としての特性が生かされることになり、公共輸送機関として真に国民の期待にこたえられることに相なると考えております。なお、輸送の安全は、経営形態のいか

んを問わず、最大の原理原則でございまして、経営形態がどう相なりましようとも、安全の確保については十分に指導してまいりたいと考えておるところであります。(拍手)

〔国務大臣山崎平八郎君登壇〕

○国務大臣(山崎平八郎君) お答えいたします。

二問いただいたわけでございますが、第一問の四全総と鉄道の位置づけいかんということでございますが、我が国の交通体系の中で、鉄道の役割はいろいろと変化しつつあるわけでございますけれども、中距離都市間輸送や大都市圏輸送等の面でまことに重要でございます。また、地方交通線は、地域の生活や経済の面で相当の役割を果たしているものも少なくないと思惟いたしております。そこで、四全総の策定に当たりましては、このような鉄道の特性を踏まえつつ、国土の均衡ある発展を図る観点から、長期的視点に立つて交通体系の整備につきまして検討を進めてまいらる所存でございます。

残る一問は、豪雪地帯あるいは過疎地帯、この辺の交通をどのようにするかという問題でございますが、豪雪地帯、過疎、山村地域等自然的、社会的条件の厳しい地域におきましますところの交通の確保ということは、これらの地域の振興を図る上で極めて重要でございますので、当庁といたしましては、関係省庁との連携をとりながら、各般の施策を行ってきたところであります。今後とも、こうした地域の利用者の利便を図るため、国土庁といたしまして、地域の実情に応じまして、鉄道、バス等による交通手段が確保されるよう、関係省庁と協力して努めてまいらる所存でございます。(拍手)

○議長(坂田道太君) これにて質疑は終了いたしました。

国務大臣の発言(昭和五十九年度決算の概要について)

○議長(坂田道太君) 大蔵大臣から、昭和五十九年度決算の概要について発言を求められております。これを許します。大蔵大臣竹下登君。

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) 昭和五十九年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は五十二兆八千八百三十三億四角、歳出の決算額は五十一兆四千八百六十六億四角でありまして、差し引き七千二百七十七億四角の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の昭和六十年年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、昭和五十九年度における財政法第六条の純剰余金は千七百五十四億四角となります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額五十一兆五千三百三十三億四角に比べて六千七百億四角の増加となるのであります。この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額六千六百九十一億四角が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純増加額は五百九十九億四角となるのであります。

その内訳は、租税及び印紙収入、雑収入等におけ

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 竹下大蔵大臣の昭和五十九年度決算の概要についての発言 幹君の質疑

八四八

る増加額千三百四十六億円余、公債金における減少額八百三十六億円余となっております。

一方、歳出につきましては、予算額五十一兆五千三百三十三億円余に、昭和五十八年度からの繰越額六千九百九十一億円余を加えた歳出予算現額五十二兆三千三百二十四億円余に對しまして、支出済み歳出額は五十一兆四千八百六十六億円余でありまして、その差額六千五百十八億円余のうち、昭和六十年度に繰り越した額は四千九百六十五億円余となっており、不用となりました額は千五百五十二億円余となっております。

次に、予備費であります。昭和五十九年度一般会計における予備費の予算額は千七百億円であり、その使用額は千二百八十七億円であります。

次に、昭和五十九年度の特別会計の決算であります。同年度における特別会計の数は三十九でありまして、これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

次に、昭和五十九年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への収納済み額は三十五兆六千五百七十六億円余でありまして、この資金からの一般会計等の歳入への組み入れ額等は三十五兆六千四百六十六億円であります。差し引き百七十億円余が昭和五十九年度末の資金残額となります。

これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかつたものであります。

次に、昭和五十九年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によって

御了承願いたいと存じます。

以上が昭和五十九年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書の概要であります。

何とぞ御審議のほどお願いを申し上げます。(拍手)

国務大臣の発言(昭和五十九年度決算の概要について)に対する質疑

○議長(坂田道太君) ただいまの発言に對して質疑の通告があります。順次これを許します。林大幹君。

〔林大幹君登壇〕

○林大幹君 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表して、ただいま議題となりました昭和五十九年度決算に對し、その基本的な姿勢について総理にお伺いするものであります。

申すまでもなく、決算は、国の歳入歳出の実績であり、これによって、予算の執行が適正に行われていたかどうかの判断材料を国民に提供する重要な資料であります。歳入予算の収納実績がどうであったか、歳出予算の執行が正當かつ適法に行われていたかどうか、また、それによって所期の目的が達成されたかどうかなどについて、真実を国民に示すものでなければなりません。もし不当、違法な事項があれば、それを指摘することに、将来の行財政の適正な運営に資する重要な指針となるものであります。政府は、会計検査院が指摘した決算検査報告を踏まえ、本院における決算審議を尊重して、国政の運営に努められるよう切望するものであります。(拍手)

次に、当面する財政改革の進め方について、政府の考え方を伺いたします。

我が国の財政事情は、依然として極めて厳しく、六十一年度末における公債残高は百四十兆円を超えることが見込まれ、その利払い等に要する経費も六十一年度予算において十一兆円余を計上するに至り、実に歳出の二〇％を超える実情であります。財政が身動きのつきがたい状況になりつつあります。一方において、我が国を取り巻く国際経済の情勢は引き続き厳しいものがあり、この難局を乗り越えるためにも、行財政の面で果敢な対応が迫られております。さらにまた、急速に到来しつつある高齢化社会への財政の対応も急務と言えます。したがって、このような危機的な状況から一刻も早く脱出し、財政の対応力を回復するためには、財政改革は最重点課題の一つであります。

政府は、財政改革の当面の目標として、六十五年度までに特例公債依存体質から脱却することを表明しておりますが、しかし、六十一年度予算においてもなお、特例公債の新規発行額は五兆円を超えており、この目標達成は容易なことではありません。このためには、歳入歳出面にわたって格段の努力が要請されております。さらに、近來、急速な円高は、輸出産業を主体に、当面の景気に陰りをもたらし、六十一年度の税収が果たして予算額を確保できるかどうか、懸念される声も聞かれるところであります。このような中において、六十五年度特例公債償却という政府の努力目標が、歳出の削減のみで果たして可能かどうか、特に歳入の確保について問題はないかを、まずお

聞きたいのであります。(拍手)

円高は、デメリットとメリットの二つの顔を持つております。円高のデメリットを克服して、メリット分を国民が享受するために、機を失せざる対策について、政府の英断を要望するものであります。

さらに、政府は、連年にわたって、財政改革推進のために国民に對して協力を求めてきています。以上、今後さらに一層の協力を求めるためには、具体的にとどのような方策とスケジュールで六十五年度までに特例公債依存体質から脱却しようとするのか、その基本的な考え方を明らかにするとともに、今後の財政改革の中期的見通しもあわせて示すことにより、積極的に国民の理解と協力を求めるべきではないかと思いますが、この点について総理の御所見をお伺いしたいのであります。(拍手)

さて、いつの時代にあつても、国民の貴重な血税が、むだ遣いや不当な支出に浪費されることがあってはなりません。いわんや、今日のようになにに財源が極めて厳しい状況にあるときはなおさらであります。しかしながら、五十九年度決算においても、各省庁にわたって、不当事項、あるいは検査院法三十四条によって意見を表示し、または処置を要求した事項等の不適正な点がかなり指摘されております。不適正な経理事項や不当事項等に対して、これを改善するために今後どのような措置をとられるのですか、総理の御所見をお伺いしたいのであります。

人間は、自己のために努力するとともに、自分以外の他のためにおのれを尽くすところに人の真価があらわれるのであります。その典型は、母の

姿でありましょう。公僕たる者は、全体の奉仕者として、国民のために自己を尽くすところにその公僕の本分が存するものであります。「信以て義を行い、義以て命を成す」の教訓のとおり、政治の根本に信義をもって行えば、国民はその政治を信頼し、国の運命はそれによってつくられていくものであります。決算の目指すところも、政治の信頼をいかに確保するかにあるということでもあります。総理の一層のリーダーシップを発揮されんことを切望しまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 林議員にお答えをいたします。

まず、決算に対する政府の基本的姿勢でございますが、予算執行の実績を正しく把握することによりまして、政府内部では、予算の妥当性を判断したり、あるいは次の予算編成に重大なる参考として我々は活用しております。国会におかれましては、予算による事前の監督及び決算審査を通ずる事後の監督が可能でございます。決算制度は、その適切な運用により、初めて予算制度を設けた意義とその制度の目的を全うすることができると思っております。政府としましては、今後とも、予算の適正な執行について努力してまいります。六十五年度特例公債、赤字公債依存体質脱却の問題でございますが、財政環境は極めて厳しい状況にございまして、なかなか困難であることは承知しております。しかし、この旗をおろすということは、一遍に今までの成果が水泡に帰するような財政需要あるいは行政需要を生むおそれもございます。

いまして、政府としては、全力を振るってこの目的を今も達成すべく努力してまいります。

円高の定着が経済に及ぼす影響につきまして、プラス、マイナス両面ございしますが、余り急激な円高のために、中小企業の皆さんが多大の苦難に見舞われていることをよく承知いたしました。今緊急政策を用意している最中でございまして、なお、円高の効果でございますが、電力、ガスの料金引き下げは、六月一日から一兆八百五十九億円やる予定でございます。標準家庭におきましては、千四百円から千六百円ぐらい毎月電気料、ガス料が減る予定でございます。石油製品につきましては、ガソリンが昨年の九月リッター百三十八円でありましたのが、今百三十円、場所によつては百三十円を切ることも出てまいりました。灯油につきましては、リッター七十五円というものが、四日の統計によりまして六十二円に下がつてきております。プロパンガスにつきましては、約一千億円程度の値引きを行う予定であり、これにより、標準家庭において三百円から四百円ぐらいプロパン料が減るという計算になっております。

さて、六十五年度赤字公債依存体質脱却の方策でございますが、これは今までの「財政改革を進めるに当たつての基本的考え方」、それから「財政の中期展望」あわせてまして、毎年度国会に提出して御参考にお供してところでございしますが、今後、臨調答申も踏まえ、各方面の御議論を伺いながら、臨調答申を基調として、この円高等に對しましては、臨時緊急の措置を弾力的、機動的に適宜しつう対策を講じてまいりたいと思っております。そして、六十五年度赤字公債依存体質脱却に

関する財政その他の政策につきましては、財政政策、金融政策、国有財産の売却あるいは内需の振興等々を総合的に把握いたしました。予算編成過程においてこれを推進してまいりたいと思つております次第です。

次に、不当事項等の問題でございますが、政府としては、従来から、厳正かつ効率的な執行に努めておるところでございますが、不適正使用の事例が生じていることはまことに遺憾であり、申しわけない次第でございます。これらの事項につきましては、その周知徹底を図るとともに、再発防止を図り、綱紀の肅正をさらに一層強めてまいりたいと思つておるところでございます。今後とも、真剣に努力してまいりますので、御了承をお願いいたします。(拍手)

○議長(坂田道太君) 小川国彦君。

〔小川国彦君登壇〕

○小川国彦君 私は、日本社会党・護憲共同を代表しまして、昭和五十九年度決算について質問をいたします。私は、この決算の質問に際し、たくさん問題点の中から、その焦点を海外経済協力予算とそのあり方一本に絞つて、ただしたいと存じます。

今日、我が国のODA、いわゆる経済協力の予算は、年々拡大の一途をたどり、昭和五十九年度でその実績は一兆二千五百八十八億円、昭和六十一年度は予算で一兆二千九百二十二億円に達しております。しかし、この内容についての検討は、これまで国会においても会計検査院においても、十分になされていたとは言えない現状であります。そこで、質問したい第一点は、中曾根内閣の国

會議員の資料請求や国政調査に対する非協力や提出拒否、そして甚だしきは、書類の廃棄、隠ぺいといった悪質きわまりない妨害行為についてであります。

国会議員が国会で審議をするために、国政調査権に基づき行政に資料の請求をするのは当然のこととあります。しかるに最近、政府各省庁が、各種の口実を設けて資料提出を拒否している事実が目立っていることは、行政の立法府に対する重大な挑戦だと言わざるを得ません。この妨害拒否によつて、我々が税金の使途について、特に決算委員会の審議の場で、事実を説明することに重大な障害を生じております。ここで私は、まず中曾根総理に對し、なぜ、いかなる立場で、いかなる法的根拠に基づき国政調査に協力しないのか、行政の長として中曾根総理に真意をただしたいのであります。(拍手)

具体的な例を挙げますならば、私は決算委員の立場から、外務大臣、外務省に對して、フィリピンに対する有償資金協力、無償資金協力の事業を行ったプロジェクトの着工の時期、完了の時期、実施箇所、予算、実施企業一覧について資料の提出を求めました。ところが、肝心の実施企業一覧について、外務省の有償資金協力課、無償資金協力課の両課は提出を拒否し、担当参事官もまた拒否したのであります。

そこで、私は、決算審査の必要上、決算委員の立場で、本年三月内閣に質問主意書をもってこれをただしました。これに對して中曾根総理大臣の答弁書は、この「契約は、あくまでも被援助国政府と企業との間の契約であり、契約当事者でない我が国政府として、その内容を公表する立場にな

い。」と拒否されました。しかし、その答弁書の方では、実施企業名に関する資料を確実に保存している海外経済協力基金に對し我々の国政調査権は及ぶのかという問いに對し、当然及ぶものであると答えております。それならば、受注を受けた日本企業が、海外経済協力基金の審査を受け、基金に支払いを求める行為は、当然国政調査権の及ぶ範囲に入ってくるのではありませんか。しかも、援助を行う主体は我が国であります。その我が国において、中曽根総理、なぜこのような資料提供を拒むのですか。もしどうしても拒むというのであれば、その法的根拠をお示しいただきたいのであります。

質問の第二点は、商品借款の問題であります。(発言する者あり)

政府は、五十九年度第十二次分として三百五十二億円、さらに昭和六十二年度に、昭和六十年分において——ちょっと演説を間違えますから、もう少し静謐にお願いいたします。第十三次分百六十四億円の商品借款を決めました。ところが、この商品借款の中身が、どういう目的にどのような商品が使われ、フィリピンの国民生活にどのように役立っているのか、全く明らかにされていません。本年一月示された第十二次分の内容も、原料、製品三九%、化学工業製品三六%、機械類及び輸送機一%、その他一四%といったパーセンテージのみの資料とか、あるいは、医薬品一億五千二百万円、化粧品、洗剤一億八千四百万円、肥料一億三千六百万円と、まことに大ざっぱに三十七項目に分類したリストを提出してきたのみであります。そして、我々が最初から要求したしております調達品目の単品名、価格、数量、調達者、

供給先、供給目的を明らかにした資料を求めましても、これを拒否して提出しないのであります。このように国会の審議をごまかすやり方で、どうして商品援助の適正かを判断することができましようか。各省庁の一握りの官僚だけが情報独占している独善主義、秘密主義、ここから業界と官僚と与党が組んだ政治の腐敗が生まれているのではないですか。それとも、援助の金は女房に渡した小遣いのようなもので、その使い道をただすものではないと言った平泉経済企画庁長官と本音は同じように考えているのでしょうか。総理及び外務大臣に、提出しない理由を伺いたいと存じます。(拍手)

さらに商品借款に関しての疑惑を指摘するならば、海外経済協力基金が第一次から第七次までの貸付関係証拠書類を勝手に廃棄処分し、証拠隠滅の犯罪的な行為を行ったことであります。すなわち、基金は、発足以来保存されてきたプロジェクトや商品借款の契約に関する証拠資料を、書類の保存が困難だからという理由で文書管理規則を勝手に改正して、永久保存の証拠資料を三年保存に切りかえ、ことごとく重要資料を廃棄してしまつたのであります。しかも、このような重大な措置を、総裁も理事もタッチせず、総務部長の権限内で処理したというのであります。他の政府関係金融機関では、このような重要な規則改正は、すべて理事会の承認を経て総裁が決定を下しているのではありませんが、基金のやり方はまさに異常な処理の仕方でありまして、さらに重大なことは、契約関係の証拠資料に関する保存期間は、他の金融機関がすべて貸付金返済後三年間保存となっておりますのに、基金の処

分は貸し付け後三年間保存という、全くでたらめなものであります。政府機関としてこのような乱脈な処理を許してよいのか、当然責任者の処分を行うべきだと思つたが、監督官庁の責任者として、平泉経済企画庁長官の答弁を求めるものであります。(拍手)

質問の第三点は、輸出保険支払い額の増大と対フィリピン、特に丸紅商社に対するリスケの支払い状況についてであります。総合商社丸紅の、疑惑を持たれております砂糖プラントを初めとする対フィリピン輸出の輸出保険の支払いはどうなっているのか、国政調査権に基づき、申請の件数、内容、処理状況について、渡辺通産大臣の答弁を求めるものであります。最後に、私は、食糧増産援助の問題についてた

だしたいと思つた。我が国は、フィリピンに對し九次にわたり、食糧増産のための肥料、農薬、農機具の無償供与を行い、その総額は百八十五億円に上つております。当初、肥料、農薬は、政府機関によつて農民に販売されていたものが、最近においては、すべて肥料会社に移り渡されており、肥料会社が利益を稼いで農民に売り渡し、この肥料会社が政治献金のパイプ役になっている事実を確認しております。これでは、日本の援助はだれのために行われているのか。日本の農機具、農薬、肥料メーカーやフィリピンの肥料会社の金もうけのために使われているだけであつて、真に食糧増産援助として使われていないと言わざるを得ません。(拍手)

また、これら肥料、農薬、農機具の販売代金は、見返り資金特別会計として積み立てられ、食糧生産の増大を含む農業開発の目的のために利用されるようになっておりますが、この積み立ても、昭和五十二年から五十六年の間に八十一億五千万円の積み立てを予定されたものが、七十五億六千万円しか積み立てられず、五億九千万円も不足しており、さらに五十七年には、十八億一千万円積み立てを予定されたものが、十億五千万円しか積み立てられておらず、七億六千万円も不足しているのではありません。品物が確かに売られているにもかかわらず、その代金はどこへ消えてしまったのであります。交換公文においては、「フィリピン政府は、生産物の輸入に關して行われる日本円による払い込みの額の等価格を同国政府の名義でフィリピン中央銀行に積み立てる」と定められております。公文に記された政府間の約束が守られていない事実を放置してきた外務省の怠慢は重大なものであります。外務大臣はこの責任をどう受けとめているのか、その答弁を求めるものであります。外国政府の無償援助を見ますと、事前調査から始まつて終了後の効果の判定まで、実に綿密な報告が国会に行われているのが現状であります。税金の使途は一銭に至るまで明確でなければならぬからであります。さらに、その援助を真に効果があるように、食糧増産に力となるように非常に努力が積み重ねられております。日本のようにやりっ放し、報告なしなどという国は珍しい存在であります。フィリピンを初め開発途上国に出されている食糧増産援助は皆、同様な欠陥と問題点を抱えております。総理は、この点をどのように認識されておりますか。私は、ここに援助のごく一部分の問題点を指摘

しましたが、総理を初め関係閣僚が今後、日本の援助のあり方を根本的に見直し、真に開発途上国への生きた政策を確立されることを強く要求して、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 小川議員にお答えをいたします。

まず、対比援助関連資料の提出の問題でございますが、国政調査権は、憲法に基づいて国会に認められたものでありまして、政府としてももちろん尊重すべきものと心得ております。政府としても、可能な限り資料の提出のために努力いたしたいと思っております。他方、我が国が開発途上国に対して行う資金協力の実施に關連して、被援助国政府が企業との間で締結する契約は、あくまでも被援助国政府と企業との間の契約であります。契約当事者でない我が国政府として、その内容を公表する立場にはないのであります。それは、相手国政府が公表してくれという、そういう話が別でございますけれども、それ以外の場合には具体的にないのであります。まだフィリピン政府から正式にそういう要望はございません。

次に、事前調査等の問題でございますが、我が国の経済協力の効果的、効率的実施を図る上で、事前調査及び援助後の評価の充実が極めて重要であることは、御指摘のとおりです。今後とも、事前調査及び援助評価の一層の充実に努力してまいります。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇〕

○国務大臣(安倍晋太郎君) 小川議員の御質問に

お答えをいたします。

まず、プロジェクトに係る受注企業名等の公表の問題についてでございますが、これは今、総理が答弁をいたしましたとおりでございます。その内容を公表する立場にはありません。なお、御指摘の事項のうち、プロジェクトの着工、完了の時期、所在地、プロジェクトの概要については、既に説明あるいは資料提出済みであると承知しております。

次に、対比食糧増産援助につき、肥料会社が介入し、利益を得ているのではないかと御質問ににつきましては、我が国は、開発途上国における食糧不足問題については、単に食糧を供与するだけでなく、開発途上国による食糧自給のための増産努力に対し、協力を行うべきであるとの考え方に立っております。このような考え方のもとに、昭和五十二年以降、食糧増産援助を実施してきておるわけです。また、同援助は、食糧増産に必要な外貨を供与するとの意味において、被援助国の負担を軽減するとの重要な役割を果たしております。昭和五十二年以来のフィリピンに対する食糧増産援助も、その食糧増産に貢献するところ極めて大であると評価しております。

我が国より供与された農業資機材は、もちろん被援助国政府により効果的、効率的に使用されるべきものであります。その使用、配付方法は、第一義的に被援助国政府が決定すべきことであります。なお、フィリピンに対し供与された肥料及び農業については、国家食糧・農業委員会が、配付会社を通じて販売をしております。価格については、フィリピンの政府機関が関与の上決定されているものと承知しております。

さらに、対比食糧増産援助に係る積み立て等につきましては、我が国では、食糧増産援助に關し、現地通貨の積立制度を設けております。これは、被援助国側において供与資金に見合う内貨を積み立て、これを被援助国自身による農業開発の目的のために活用することが、より効果的であるとの趣旨で設けているものであります。現地通貨の積み立て方式については、かかる趣旨を踏まえ、被援助国との間で決めております。フィリピンの場合には、国立銀行に積み立てるものと、予算計上するものの二本立てになっておりますが、これは、供与品目の利用方法等に関するフィリピン側の事情をも勘案の上、フィリピン側と協議し決定したものであります。フィリピンによる現地通貨積み立て状況については、当方も承知しておりますが、これについては、交換公文の関係規定の趣旨から見ると、妥当なものであると考えております。

また、食糧増産援助全般の見直しにつきましては、我が国の食糧増産援助は、これまで被援助国より高い評価を得ておりまして、より効果的な援助とすべく、一層努力してまいりたいと思っております。

次に、対比商品借款の公表につきましては、外務省としましては、対比商品借款につき公表できる資料は公表しておりますが、御指摘の商品の具体的な価格であるとか購入先等につきましては、輸出業者と輸入業者の間の私契約の内容に係る事項でありまして、従来申し上げておりますとおり、契約の当事者でない政府はその内容を公表する立場にはありません。

りますが、外務省は、援助の効果的、効率的な実施を確保するため、事前調査、事後評価の充実等、可能な限りの諸措置を講じてきております。これらの措置を通じて、我が国の援助はおおむね順調に維持、運営、管理され、所期の目的を達しているものと確信をいたしております。また、外務省では、我が国の援助が相手国の経済社会の開発、民生の安定、福祉の向上にどのように貢献しているか等につき、公正、客観的な評価を行うべく心がけておりまして、特に評価の中立性、客観性の確保の観点から、民間の団体、有識者等の第三者による評価を行っております。さらに、本年四月より、ODA研究会のもとに援助評価検討部会を開催し、政府開発援助に關して外務省が実施している評価のあり方等について、御検討をいただいております。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) フィリピンに輸出した丸紅の保険の引き受けとか保険金支払い内容、それを示すというお話をしますが、全体の問題につきましては、小川議員にはちゃんと申し上げております。フィリピンに対して、例えば、昭和六十年は千九百五十の件数があつて、引受保険金額が二百四十九億四千万である、あるいは六十一年の責任残高が千九百二十四億四千万あるとか、あるいは支払った保険金は百十九億で百六十七億四千万というようなことは、ちゃんとお示しをいたしました。しかしながら、その中身について、どこの会社が幾らというようなことは、保険や何かでも、どこのだれそれさんは幾ら加入しているかという発表は、私的な問題でございますので、答弁は差し控えていただきます。

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 昭和五十九年度決算の概要についての発言に対する春田重昭君の質疑

八五二

なお、諸外国の輸出保険機関におきましても、世界じゅうみんなそういうようなことになっておるわけでありませう。なぜかと申しますと、やはり企業の秘密というものがございまして、具体的内容について全部それを公表するということはいろいろ問題がある、当該企業の経営活動に重大な支障を及ぼすおそれもあるということで、それは私的な問題ですから公表はしないという取り扱いでございますので、よろしくお願いを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣平泉渉君登壇〕

○国務大臣(平泉渉君) 小川先生にお答えを申し上げます。

私への御質問の基金のファイリングの要領の問題、文書管理の問題でございますが、基金の文書取り扱いに係る規程は、永久保存、完済後十年保存、貸し付け完了後五年保存など、文書の性格に応じて必要な保存期間を定めておる次第でございます。商品借款についても、借款契約は永久保存、貸付実行票書は完済後十年、リインバース請求書に添付される証拠書類は貸し付け完了後三年などと、おのおの所要の保存期間が決められておるものと承知いたしております。このように基金の文書管理要領は、債権保全上あるいは当該事業及び計画の達成を確保する観点から適切な保存期間を定めており、全体として妥当なものと考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 春田重昭君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔春田重昭君登壇〕

○春田重昭君 私は、公明党・国民会議を代表し

て、ただいま議題となりました昭和五十九年度決算に關して、現在の政治状況に深くかわる諸問題を踏まえつつ、総理並びに閣僚大臣に質問するものであります。

当面する我が国経済は、急激かつ大幅な円高によって、輸出関連中小企業はもとより、景気の先行き不安も加わり、産業全体が厳しい局面にさらされております。振り返ってみると、現在の円高の背景となっている巨額な経常黒字は、実は昭和五十九年度予算編成に大きくかわりを持っていたのであります。昭和五十九年度の我が国経済の実質成長率は、当初見通しの四・一%を上回り、五・〇%を達成したのであります。この実質経済成長率は、対米輸出の増加を中心とした外需によるものであり、外需寄与度は、当初見通しの〇・五%から一・二%へ、経常黒字は、同じく二百三十億ドルから三百七十億ドルの巨額に達したのであります。

私も、五十九年度予算編成に当たり、五十八年度に急増した経常黒字を縮小するために、大幅所得税減税を軸とした内需の拡大を訴えたことは言うまでもありません。しかし、政府は、所得税減税は実施したものの、その見返りに酒税、物産税等の大増税を中心として大増税を実施し、公共料金の引き上げ、福祉施策の後退とあわせ、国民生活を著しく圧迫する予算を編成したのであります。その結果、個人消費は大幅に後退し、内需主導の経済成長を推し進めることができなかったものであります。

このように、昭和五十九年度予算編成は、今日の円高の淵源であるとも言うことができ、私は、外需依存の経済を野放しにした政府の責任は、ま

ことに重大であると断ぜざるを得ないのであります。東京サミットを経てなお、円高は騰勢を続け、いわゆる円高不況の猛威を日々濃くしている現状であります。中曽根総理は、昭和五十九年度経済を現時点でどう総括され、また評価されようとしているのか、まずお尋ねいたします。

ここで、過日開催された東京サミットについて、若干触れておかねばなりません。

言うまでもなく、サミットの性格から見ても、先進主要国の首脳が一堂に会し、当面する世界経済、国際情勢など幅広い諸問題に対し、率直な意見交換が図られたこと自体、評価するにやぶさかではありません。しかしながら、会議の成果をまとめたとされる経済宣言、政治三文書において見る限り、我が国の意見がどの程度反映されたかについては極めて疑問であります。すなわち、今回のサミットでは、急激な円高を防ぐための先進諸国、特に米国、西ドイツからの協力を得ることができなかったものであります。総理、今や国民は、どとまことを知らぬ円高の進行に恐怖し、先行きに深い不安を抱えているのであります。期待をつないだサミットにおいて、何ゆえに国民が強く求める円高是正について、有益であれば介入するとのウィリアムズバーグ宣言を再確認したにとどまり、逆介入等を含む協調体制についての合意を取りつけることができなかったのか、総理並びに大蔵大臣の御所見を賜りたい。

さらに、円高をこのまま放置すれば、今後の我が国経済は重大な局面を迎えることは必至であります。現在、政府は、こうした騰勢にかなる有効な歯止め策を講じようとするのか、また私は、現在の円レートは明らかに行き過ぎであると

考えるものであります。政府はどのように認識されておられるのか、あわせて具体的な答弁を求めるものであります。また、このような急激な円高に、我が国産業、とりわけ輸出産業、関連中小企業は自信を喪失し、国内産業全般にわたっても競争力が失われつつある深刻な事態に遭遇しており、救済措置は一刻の猶予も許されません。速やかな対応が強く望まれている今日、政府はいかなる対策を講じようとしておられるのか、総理並びに通産大臣にお尋ねいたします。

あえて多言を要するまでもなく、我が国経済が取り組むべき緊急かつ最大の課題は、これまでの外需依存型体質から内需依存型へ脱却を図ることであり、そのプロセスの中で経常収支の黒字減少を図るべきであることは、衆目の一致して認めるところであります。そのためには、今こそ思い切った内需拡大策を講ずるべきであります。所得税、住民税の大幅減税及び住宅減税等の政策減税の断行や公共投資の追加など、財政の裏づけのある景気対策を早急に行うべきであると考えておりますが、総理並びに大蔵大臣の御見解を賜りたいのであります。

さらに総理は、必要なら公共事業などを中心とした補正予算を組みたいと表明されておりますが、どの程度の規模を想定されているのか、時期はいつごろをめどとされているのか、またその財源には、かねて我が党が主張する建設国債を念頭に置いておられるのか、明確な御答弁を求めるものであります。また、この円高基調が続けば、経済成長率は大きく左右されることは必定であります。民間研究機関では、本年度の成長率は一ないし二%台の予測値が示されているのであります

が、総理が訪米時に約束された四半成長は、現時点でも可能と考えておられるのか、可能とすれば何を根拠とされるのか、あわせて総理の御所見をお尋ねいたします。

次にお尋ねするのは、経済運営と密接なかわりを持つ財政問題であります。

昭和五十九年度は、どのように言い纏うとも、大衆課税の実態から見れば、「増税なき財政再建」が事実上放棄された年と言わざるを得ないのであります。政府は、六十年、六十一年度において増税を繰り返しながら、依然として「増税なき財政再建」を掲げておりますが、もはやその公約は、全くの実体のないものに成り下がっていることは、あえて言うまでもないのであります。今もって政府は、この公約を堅持されるというのか、そうであれば、大型間接税等の導入は絶対に行わないと確約できるのかどうか、しかと承りたいのであります。

次に、海外経済協力についてお尋ねいたします。言うまでもなく、海外経済協力は、有償、無償にかかわらず、先進国たる我が国が負う当然の責務であり、その拡大を図ることに異論を差し挟むものではありません。しかしながら、遺憾なことに、これまでの経済援助に対し、とかくの風評がまわつていたことは事実でありました。その象徴と言えものが、今回のフィリピン経済援助問題であります。

政変後に誕生したアキノ政権を支持し、対フィリピン援助を拡大することに異論はないものの、いわゆるマルコス疑惑を放置したままであれば、国民の理解が得られるとは到底思えません。これまでのマルコス疑惑をめぐる質疑の経過から見ても、現段階ではフィリピン政府に対し、関連の資料を要求していないなど、政府の消極的姿勢が目立ち、国民は激しい立ちを仰えかねているのであります。政府には、このマルコス疑惑を徹底的に糾明する決意があるのかどうか、確認しておきたい。また、早期解明に向けて、フィリピン政府に対し、積極的に資料要求をする用意があるのか、総理並びに外務大臣にお伺いするものであります。

さらに、我が国の経済援助全般にわたり、適正かつ効果的、効率的に使われているかを検証するシステムを確立すべきであると考えているのであります。御所見を賜りたいのであります。また、こうした問題の再発を防止するため、いかなる対策を講じようとするのか、明快な答弁を求めるものであります。

さて、昭和五十九年度決算検査報告を見ると、会計検査院からの指摘事項、批難事項は依然として後を絶たず、事態は改善されなばかりか、むしろ恒常化、悪質化の傾向をたどっているのではありません。こうした事実は、国民の血税を預かる政府として強く反省し、襟を正すとともに、予算の適正執行に深く心しなければなりません。したがって、行政上の責任をより明確にするべきは、当然の努力と考えられるのであります。

五十九年度決算の会計検査院指摘事項は百八十七件、税金のむだ遣いは何と二百二十五億円にも達しており、この額は、前年度に比べ三二%の増加となり、過去三年間では最高の数値を示しているのであります。検査院の検査実施率が九%であることを考えれば、不正、不当の指摘はまさに氷山の一角にすぎず、水面下を考えれば、途方もつかぬ巨額となることは明らかであります。極めて厳しい財政状況にある現在、こうした巨額の税金のむだ遣いが存在することは、政府の歳出削減の方向性を問いたださなければならず、同時に、予算編成に当たっての政府の決算監視の姿が浮き彫りにされていると言えぬのであります。政府は、こうした検査院の数多くの指摘をどう受けとめているのか、また、再発防止にはいかなる努力をされているのか、お伺いしたいのであります。

以上、昭和五十九年度決算にかかわる諸問題につき、政府の考え方をただしてまいりましたが、政府の誠意ある御答弁を要求するものであります。最後に、私は、当面する未曾有の難局を乗り切るために、財政の出動によって、思い切った内需拡大策を実施するよう強く要求し、総理の決意を承り、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕
○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 春田議員にお答えをいたします。

まず、昭和五十九年度の経済の評価でございますが、昭和五十九年度の我が国経済は、景気上昇の二年目でありまして、物価が安定する中で、景気は順調に推移いたしました。これは、ドル高の影響によって輸出が非常に高い伸びを示し始め、設備投資が力強い拡大を示したことにより、個人消費や住宅建設も進んできた、そういうことでございまして。

サミットでの協調の問題でございますが、サミットにおきましては、個別通貨を論ずる場ではないのであります。円とかマルクとかドルとかと

いう個別通貨の価値を論ずる場ではないので、政策協調と各国が分担すべき構造改革について極めて積極的な合意を見ました。私は、これによりまして、世界経済に非常に明るい展望を与え、発展途上国に対しても与えたと思っておりますのであります。先進国がばらばらであったならば、世界経済の前途は暗くなります。しかし、景気を上昇せしめ、またおのおのが持つておる問題を解決する努力をしよう、そういう約束をしたということ、は、世界経済に対して明るい展望を与えた、分裂しなくてよかった、そういうふうに思っておりますのであります。

この前の七年前のサミットにおきましては、石油問題がありまして、非常に深刻な対立がありまして、日本の議長が知らない間に、ほかの六カ国が、フランス大使館でありましたか、そこに集まって、知らない間に向こうがまとまって、日本の議長にいろいろ押してきたという例があるのであります。しかし、今回は、そういうことはもちろんなく、みんな協調して一致して行動がとれたということ、私は大きな歴史的意味がある、そのように考えておるのであります。(拍手)

そして、通貨の問題につきましても、各国がおのおのの経済指標に基づいてその是正に努力をする、アメリカは財政赤字、日本は膨大な黒字、ヨーロッパは産業の不活発と労務関係の不活発さ、こういう問題をおのおのが解決し合って、そして世界経済を大きく循環していこう、そういう面において完全な一致を見たのであります。そして、円ドル関係につきましては、個別通貨の問題でございますから話す筋のものではないのであります。しかし、為替の安定については皆関心を持っ

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 昭和五十九年度決算の概要についての発言に対する春田重昭君の質疑

八五四

ておりまして、必要あらば各国は協調して介入するのを辞さない、そういうウィリアムズバーク・サミットの我々の宣言を確認したわけですね。

アメリカのレーガン大統領は、サミットが終わってアメリカへ帰る前に、新聞記者会見において次のように言っております。「我々は他のサミット参加国との経済政策調整の強化につき前進を見た。このことは、」途中略しますが、「また、より安定した為替相場を促進しよう。我々は、さらにこれが日米双方が望むところのより安定した円ドル関係をもたらしと信ずる。」こういうことを言っておるのであります。このことは、アメリカにおきましては、保護主義法案が議会に出ておりまして、オムニバス法案は下院の本会議を通過したわけですね。対日保護貿易法案も今出てきておるといふところであります。したがって、自由貿易論者のアメリカ大統領としては、統制とか介入ということとは、議会に対する関係もありまして余り言えないのであります。レーガン大統領が去るについてここまで言った。つまり「日米双方が望むところの」そういうことを、「より安定した為替相場」ということをここで言っておるといふことは、精いっぱい表現をしたと私は受け取っておりますのであります。

次に、円高ゆえの策の問題でございますが、これは相場というものは乱高下し、最近の情勢はいろいろ投機的な相場もかなり強くなってきております。まず、相場は相場に開けとよく言われておるのであります。しかしこれも流動していきうものであります。買いが出れば売りの出る、売りが出れば買いの出る、そういう流動的な変化というものがありますが、ある一定の期間というものは

を考えますと、両方の経済の現実に沿った相場に安定していくというのが相場の原則でございます。そういう意味におきまして、我々は、日本銀行あるいは大蔵省におきまして緊密な連絡をとりつつ、毎日毎日注目しつつ適切な措置をやるように今検討し、また、いざというときには実行するという構えでおるわけでございます。

円高対策につきましては、四月八日に決定した中小企業対策を含む総合経済政策を着実に進めます。また、金利も三回にわたって下げました。しかし、今後も、この急激な円高のための中小企業に対する打撃をできるだけ早期に救うために、諸般の政策を今研究させて、できるだけ早期に実施したいと考えておるところでございます。

景気対策の問題については、今申し上げたとおりでございますが、所得減税、法人減税等については、税調において今審議していただいております。うとところであります。住宅減税につきましても、今年度において住宅促進税制を創設する等、かなり思い切ったぎりぎりのことを行っておりますのであります。

補正予算の問題については、先般私は参議院におきまして、公共事業の前倒しを行って、その後、もし必要な場合には、補正予算の検討もあり得る、しかし、最近の物価や利子の下落等によって経済状態がよくなつてくると確信している、こういうふうな申し上げており、今も補正予算について、今後の推移を見つつ、必要あらば提出を考えた、その考えをここでございまして、次に、四半成長は可能であるかどうかという点でございますが、為替相場の変動も、ある安定点にいずれは落ちつくであろうと財界筋も見てお

ります。我々は今、中小企業等に対する緊急政策を行いまして、応急対策をさらに強めたいと思っております。これらの措置も行い、あるいは公共事業の繰り上げそのほかの先般の経済政策を行うことによりまして、六十一年度の四半は可能であると考えております。しかし、アメリカや各国に四半を約束したということではありません。日本は今こういう状況にあり、円高で非常に苦しんでおる、しかし我々は今一生懸命努力しておる、そういう状況説明をしたということでありまして、次に、「増税なき財政再建」につきましては、先ほど申し上げたとおり、この旗をおろすわけにはいかない、総合的な政策をもって我々は粘り強く追求していきたいと申し上げたところであります。

マルコス疑惑の問題については、政府は、対比援助を正規の手続に従って処理しております。その手続実施は適正に行われておると信じております。いわゆるマルコス文書には、我が国援助との関連でいろいろ指摘もされておりますが、これらの事実関係の調査に可能な限り努力もしております。その結果、改善すべき点があればもちろん改善してまいります。フィリピン政府に対する資料提出要求については、現在、我が国にある資料及び関係企業から聴取した内容等の情報をもとに事実関係の把握に努めておるところであり、現段階において特にフィリピン政府に資料の提出を求める考えはありません。

経済援助については、事前調査の充実、交換公文における援助資金の適正使用及び施設、機材等の適正な使用、維持の義務づけ、評価活動の充実等の諸措置を講じております。これらの措置を通じて、我が国の援助はおおむね適切に進行していると考えております。今後さらに検討を行い、改善すべき点があれば改善してまいります。なお、政府は、対外援助のあり方について、本年二月、諮問機関である対外経済協力審議会に対し、今後の経済協力を進めるに当たり留意すべき基本事項について諮問したところでございます。さらに、不当事項等の再発防止の問題でございますが、政府は、従来から、厳正かつ効率的な予算執行に努めておりますが、このような不適正使用の事実が出てくることはまことに遺憾であり、申しわけなく思っております。これらの不当事項等については、その周知徹底を図るなど、再発防止に努めると同時に、予算の執行に当たる者のモラルの一層の確立に努め、予算の厳正、効率的な執行に努力してまいります。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) まず、私に対する御質問、総理からもそれぞれお答えがございましたが、最近の為替相場の動きは急激であつて、このことについてサミットで、我が国経済への悪影響、これらについてお互い強く主張し、意見交換をしたことは事実であります。ただ、正確に申し上げますならば、いわゆる通貨調整そのものの話というものは、各国にございましていわゆる中立的な独立機関である中央銀行を外に置いて議論するということわけにはまいりません。したがって、その意味においては、あくまでもサミットにおける通貨問題の議論というのは、原則論ということにとどまるわけであります。

そこで、現実問題として私どもは、ウィリアムズバーク・サミット以来の大原則を確認したわけ

であります。今後、いわゆるG5、これが今まではインフォーマルなものでありましたが、これがフォーマルなものになった。さらにG7、こういうところにおきまして政策協調の相互監視を含めた議論の中で、おのずから経済ファンダメンタルズを適正に反映した通貨が決まってくるというところが、最も重要なことでございます。さてそこで、この適正相場はいかに、こういうことでございますが、これは通貨当局者として発言を控えるというのが鉄則でございます。

次の問題は、税制の問題でございます。

内需依存型、これは事実、御指摘のとおりであります。したがって、三次にわたる内需拡大の策を講じたこと、また公定歩合が引き下げられたこと、そして原油価格を見ますと、ちょうど二月末の約半分、こういうことに今なっておるわけでありまして。そういう低下傾向と、そしてもう一つは円高のメリット、これらが企業収益を向上させるに役立つであろうある種のタイムラグを考慮して、そして機動的に経済運営をやっているかなければならぬと思っております。

それから、建設国債の増発、この問題については、いわば国債でも、赤字国債は悪で、建設国債は善であるとか、よく議論がなされがちなものであります。一番大事なことは、やはり昭和二十一年以来の財政法の精神に立ち返ることでございます。私は、公債発行政策がことごとく悪であるとは思っておりません。しかし、財政体質を一層悪化させることがないように、ここに適切な対応策が原則として必要である、このように考えるわけでありまして。

さて、なお円高によるところのダメージを受け

る中小企業等に対する措置、これはそれこそ通産大臣からもお答えがあるかと思いますが、私もといたしまして今、総理の指示を受けて、経済企画庁を中心に、鋭意、早急に検討を進めておるというのが今日の段階のお答えでございます。

それから大型間接税の問題についても、既にお答えがございましたが、いわゆる課税ベースの広い間接税のあり方という問題につきましては、税制調査会では、今後の検討課題としての手順をお決めになっておるといのが現状の段階でございます。

それから、会計検査院の指摘でございますが、私がいつでも非常に反省しなければならぬと思っておりますのは、同じことが翌年また引き続き指摘される、これこそ、私も行政府にある者として、これが対応には精いっぱい今後とも努めなければならぬ問題であると考えております。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕
○国務大臣(渡辺美智雄君) 中小企業に対する円高対策、これを大いにやりなさいということでございますが、中小企業も、円高で非常に苦しんでいる方、それからまた円高で非常にうけに入っている人、両方あるわけです。

問題は、プロパンなどは、非常に原料が安くて値段が下がらないというものですから、これはいけませんよ、これは還元しないと言って、こういうものは指導をしておる。しかしながら、輸出産業が非常に困っておるというようなこともありまして、それについては、この前の事業転換法で三千億円の特別の低利融資を行って、金利も五%に下げた、保証料も倍に広げた、その他、今

いろいろお話があった内需拡大策をやるということでございますが、そのほかに、総理からもお話がありました。電力料金、ガス料金ともに直接還元で一兆一千億圓弱下げる。その中で、中小企業向けのものが、大体小口の電力、中小企業が使っている事業の電力、これだけで約三千億圓の還元になりますから、これは私は、やはり今までに思いがけない中小企業対策になる、そう思っておるわけでありまして。さらに、この状況を見て、総理の御指示によって、追加して中小企業対策をどうとやろうと今検討中でございます。(拍手)

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇〕

○国務大臣(安倍晋太郎君) 春田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、マルコス疑惑糾明の問題についてでございますが、これはもう既に総理からもお答えをいたしましたように、政府は、対比援助を正規の手續に従って処理してきておまして、その実施は適正に行われておると信じておりますが、いわゆるマルコス文書については、我が国援助との関連でいろいろの指摘もございまして、これらの事実関係の調査に可能な限り努力しているところであります。その結果、改善すべき点があれば今後改善をしていきたいと考えています。フィリピン政府に対する資料提出要求につきましては、現在、我が国にある資料及び関係企業から聴取した内容等の情報をもとに事実関係の把握に努めておるところであり、現段階において特にフィリピン政府に対して資料の提出を求める考えはありません。

次に、我が国の経済協力の検証システム等の問題につきましては、我が国は、援助の適正かつ効果的、効率的な実施を確保するため、事前調査の

充実、交換公文における適正な使用、維持の義務づけ、公正な入札の確保、契約の審査、認証、評価活動の充実等の可能な限りの諸措置を講じてまいっております。これらの措置を通じて、我が国の援助はおおむね順調に維持、運営、管理され、所期の目的を達しているものと考えておりますが、今後さらに検討を行い、改善すべき点は改善に努める所存であります。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 玉置一弥君。

〔玉置一弥君登壇〕

○玉置一弥君 私は、民社党・国民連合を代表し、昭和五十九年度決算及び関連の事項について、総理並びに関係大臣にお尋ねをいたします。

昭和五十九年度予算は、一般会計補正後では五十一兆五千三百三十三億圓であり、予算執行の実績を見ると、一般会計における収納済み歳入額は五十二兆八千八百三十三億圓であり、予算額に対して一・三%増加し、支出済み歳出額は五十一兆四千八百六十六億圓で、予算に対して一・二%下回りました。これは、我が国経済が当初の政府の予測、実質経済成長率四・七%を上回り、第一次石油危機以来最も高い成長率の五・七%となったためであります。従来に比べて、内需依存度は外需を上回りましたが、貿易収支黒字基調は変わらず、特に対米貿易黒字三百六十八億ドルを記録し、日米間の経済問題が最大の課題となったのであります。五十九年四月に市場開放のための対外経済対策が打ち出され、その十二月には対外経済問題関係会議が設置され、貿易関係改善のための我が国の姿勢は明確になってまいりましたが、欧米からの日本に対する要望はより具体的に、また、一部では内

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 昭和五十九年度決算の概要についての発言に対する玉置一弥君の質疑

八五六

政干渉とさえ思われるほど強くなってきました。中曽根総理は、さきの日米首脳会談や東京サミットで、この問題の解決に期待されていたようですが、結果は、他の国々の協力は得られず、日本だけが一方的に貿易関係改善の責任を負うことになったのであります。

国内景気対策、内需拡大政策が貿易改善の特効薬であることは、だれもが認めるところであり、より具体的な政府の取り組みを期待しているところでもあります。私たちが政府に対し要求している所得減税実施なども、内需拡大政策の実効ある最も具体的な政策であります。五十九年度の所得減税は約一兆二千億円の増税が行われ、同時に、健康法の改正によって社会保障費の負担が増加しました。国民にとって、わずかな減税のすりかえでしかなく、酒税、物品税の増税により、消費拡大への国民の意欲がそがれたと言えるでしょう。

政府税制調査会の中間報告によれば、所得税減税は中堅所得層を中心に行い、住民税と合わせた最高税率を現在の八・八％から六割台に引き下げることや実額控除制度の採用など、評価できるものも多々ありますが、具体的な減税総額が明示されておらず、不満であります。具体的な減税額は幾らになるのか、まず総理にお伺いしたいのであります。この所得減税は、六十二年度に実施されると伝えられていますが、国民は、六十一年中に大幅な所得減税を強く切望しております。この国民の声を厳粛に受けとめ、六十一年中に所得減税を実施すべきと考えますが、総理の決意はいかがでありますでしょうか。五十九年度のような増税との

抱き合わせ減税は、結局国民生活の向上に資さないのみか、景気対策上も失敗であったことを如実に示しております。この失敗を再び繰り返してはなりません。国民の不安を取り除くために、増税はしないかと公約をしていたことが、総理の見解をお伺いいたします。

次に、円高問題について政府の見解をお伺いいたします。

最近における急激かつ大幅な円高は、経営努力をし、輸出を担ってきた産業に大きな打撃を与えております。最近の状況では、輸出産業の落ち込みから関連して、国内全体の産業にまで影響が出てきておりますが、総理は円高の影響をどう見ておられるのか、お伺いいたします。また、行き過ぎたこの異常な円高の状況を鎮静化させるためには、東京サミットで我が国が他の国に対して要望した協調介入しかなければ、大蔵大臣は、東京サミットの時点で、他の国に拒否されておきまらねばならぬように思いますが、協調介入をして行き過ぎた内容を修正しなければ、我が国産業にとって致命的な結果になると思えます。大蔵大臣は、協調介入を他の国に再び依頼する意思を持っておられるか、それができなければ、せめて日米二カ国間だけの介入を行う意思があるのか、また、そのときはどのような条件が考えられるのか、お尋ねいたします。

今日の百六十円台の円高が継続するならば、経済成長率は二％弱にとどまり、さらに円が高騰し、百二十円になるならば、一・五％の低成長になるとの予測がなされております。政府の経済見通しは四％であります。その目標は達成できないと私は考えるのであります。総理が今なお四％

成長が達成できるという根拠をお持ちかどうか、お伺いいたします。

今日、本年度の補正予算論議が高まっております。私は、円高不況を克服するためにも、公共投資の拡充、所得減税、円高不況対策の強化などを盛り込んだ大型補正予算を早期に編成すべきだと考えておりますが、これに対する総理並びに大蔵大臣の見解をただしたいのであります。

円高は、輸入物資の下落を通じ、国民生活に資するメリットがあります。電力、ガス料金の国民への還元を決めたことは、我が党の主張に沿うものであり、高く評価をいたします。しかし、一般輸入物資については、必ずしも円高メリットが国民生活を潤しているとは言えません。一般輸入物資の流通機構の見直しを含め、円高メリットが国民生活に還元されるよう、そのあり方を見直すべきだと考えますが、総理より具体的な答弁をいただきたいのであります。

次に、マルコス疑惑問題と我が国の経済協力のあり方についてお尋ねいたします。マルコス疑惑問題は、国民の税金の一部が長期にわたって不当に使用され、それによって我が国の経済協力のあり方に内外の不信感を高めたという意味で、極めて重大な問題であります。もしこの問題の解明を怠り、経済協力のあり方の改善を放置するならば、今後の経済協力についての国民の合意を妨げ、なおかつ、諸外国の不信を高めることは必至であります。国会に特別委員会を設置されたにもかかわらず、この問題解明についての政府の姿勢は極めて消極的であり、避けて通ろうという態度は極めて遺憾であります。疑惑解明のため、以下の質問について具体的にお答えをいた

できます。

第一は、フィリピン政府に資料の提出を依頼し、フィリピン政府が了承すれば、フィリピン側の資料が入手できることですが、外務大臣は国会への資料提出についてどのように考えておられるか、お答え願います。第二は、フィリピン行政規律委員会と日本の疑惑解明に対する協力であります。サロンガ委員長の訪日要請も含め、外務大臣に明快な答弁を求めます。第三は、国内における調査の状況です。関係各省がどのような調査をし、どのようなことが明らかになったのか。以上まとめて外務大臣からお聞かせをください。第四は、今後の海外協力のあり方について、どのような改善をしていくのか、チェック機能を含め、どのような機関でいつまでにまとめていくのか、総理のお考えをお尋ねいたします。

次に、教育改革の問題についてお尋ねをいたします。去る四月二十三日、臨時教育審議会は、二十一世紀へ向けての我が国教育のあり方を示した基本答申とも言うべき性格の第二次答申を総理に提出いたしました。今回の答申の大きな特徴は、生涯学習体系への移行を全編を貫く大きな柱として据えたこととあります。もとより人間は、人間としてある以上、常に学び、向上していくべきであり、人間の評価は、学歴ではなく、学習の成果によって行われるべきであります。そのためには、だれでも、いつでも、学びたいときに学ぶことのできる条件整備を進めなければなりません。総理は、現在の学校中心の教育体系を、どのような手順で生涯教育体系に改めたいこうとされるのか、お伺いいたします。

生涯学習体系への移行をなし遂げるためには、大学入試の偏差価値信仰を改めていくことが必要であります。総理が臨教審を設置された理由の一つがこれであつたはずであります。しかし、共通テストの導入によって偏差価値教育が改まるようには思えないのでありますが、総理はどのような入試改革を考えておられるか、お答えをいただきたいのであります。

最後に、国際化時代を迎え、帰国子女教育の充実を図る見地からお伺いをいたします。

総理は、第二次答申に示された帰国子女の円滑な受け入れのための対策の諸点を、どのように実行に移されようとおられるのかお伺いをいたし、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 玉置議員にお答えをいたします。

まず、減税の問題でございますが、現在の税制にあるゆがみ、ひずみ、重圧感を除去して、安定的な歳入構造を確保する、そういう税制改革を考えておりますが、これは税収増を目的として行うものではございません。現在、税調において審議、検討していただいておりますのでございます。

今回の中間報告は、定性的な報告が出されたもので、定量的な数量というものは示されておられません。いづれ秋の総合的な答申がどういふふうになるか、注目していただいております。

それから、急激な円高への対応でございますが、これも先ほど来申し上げましたように、我々は三回にわたって公定歩合を引き下げ、あるいは四月八日には総合的な経済対策、特に中小企業対

策を進めておるところでございますが、最近の円高の急激な状況にかんがみ、臨時、緊急の対応策を今検討させておるところであり、できるだけ速やかに実施したいと考えております。

四半成長の問題は、これは今のような政策を持続的にいき、また、これからのいろいろな内需喚起に関する施策を実行いたしまして、目的どおり四半成長を実現したいと思っておりますし、そういう見込みでおるわけでございます。

補正予算については、先ほど申し上げたとおりでございます。経済の情勢をよく推移を見つづ、もし必要ある場合には補正予算を組むという考え方に立っておるわけでございます。

それから、円高差益の還元の問題につきましては、今通産省あるいは農林省等督励して、全面的にチェックさせてやらせておるところでございます。また、電気やガスや石油やあるいはそのほかについて着実に今進めておるところでございますが、一般消費財につきましても、さらに今チェックをさせておるところでございます。

経済協力につきましては、事前調査の充実、交換公文における援助資金の適正使用及び施設、機材等の適正な使用、維持の義務づけ、評価活動の充実、これらの措置を推進いたしまして、私は、今までおおむね効果的に、関係国から感謝され、民生と福祉の安定に大きく貢献しておるものと考えておりますが、改善すべき点があれば、積極的に改善に努力してまいりたいと思っております。

生涯学習の問題でございますが、学歴社会の弊害を直して生涯学習に持っていくというものが今回の臨教審の答申の大きな眼目で、我々は全面的に賛成であり、これを進めていきたい。家庭や地

域社会の教育力の活性化、学校教育における自己教育力の育成、生涯にわたるその機会の整備などを進めてまいりたいと思っております。

大学入試の改革問題につきましては、全くお示しのとおり、やはり受験生の個性、能力、適性を多面的に判断する個性を生かしたそういう方法で行うべきであると思っております。第一次答申を受けまして、新しいテストもこのような方法で今構想されております。お示しのように、偏差価値とか輪切りをやめさせるということ、マークシート方式の試験方法を改善すること、さらに複数の受験の機会をつくるということ、受験を非常に多様化するということ、自由選択の幅を広げるということ、こういうような点で、受験生の立場も十分考

えた試験制度に改革されなければならない、その点を私たちは推進したいと思っております。帰国子女の受け入れにつきましても、今までいろいろ改革を行ってまいりましたが、今後もさらに、臨教審の答申等を受け継ぎまして、積極的に努力してまいる所存でございます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇〕

○国務大臣(安倍晋太郎君) 玉置議員の御質問にお答えをいたします。

まず、対比円借款に係る資料公開の問題でございますが、開発途上国に対する我が国の資金協力に係る入札等実施企業の選定及び契約の締結等は、あくまで事業実施主体である先方政府の責任において行われるものでありまして、右入札及び契約の当事者でない我が国政府が、入札の結果及び契約の内容につき公表する立場にはありません。このように、そもそも政府は契約内容を公表

する立場にはありませんので、フィリピン側に対して日本政府の公表の可否について照会することは考えておりません。

また、サロonga委員長の訪日等についてであります。政府といたしましては、現在、我が国にある資料及び関係企業から聴取した内容等の情報をもとに事実関係の把握に努めているところであり、現段階においては、特にフィリピン政府に対し資料の提供を求める考えはありません。また、現時点においては、特にサロonga委員長の協力を得なければならない理由もございませんので、同委員長の訪日を招請することは考えておりません。

次に、関係企業よりの事情聴取はどうであったかとの御質問でございますが、今般、四省庁共同により、ソラーズ小委員会公表文書の分析等の事実関係確認作業の一環として、我が国の関係企業に対し、ソラーズ小委員会公表文書において円借款プロジェクトとの関連でコミッションにつき言及のある事項等について、主としてコミッションの支払いについての事実関係及びその後の資金の流れについての認識を中心に調査を実施いたしました。その結果、相当の年月がたち、関係文書の廃棄等により事実確認ができないとの回答もかなりありましたが、約半数近いものについては、ソラーズ小委員会公表文書記載どりの手数料の支払いがあったとの報告を受け、その資金の使途については、例外なく、代理店の活動に見合う代理店手数料として支払ったものであり、この資金が不明朗な使途に用いられるとの認識はなかったとの報告を受けております。また、各企業は、現地情報の収集及び提供、専門知識の提供及び物品納

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 昭和五十九年度決算の概要についての発言に対する中川利三郎君の質疑

八五八

入業務などの各種の役務に対し、手数料を現地の代理店に支払うことは、通常の商取引の一部を構成するものとの考えを述べたと承知しております。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) まず、協調介入の問題でございます。

サミットでは、有益と判断される場合には協調して介入するといういわゆるウィリアムズバーク・サミットの合意、これが再確認されたところであります。具体的なそういう問題につきましては、元来、国々によって多少の相違はございますが、中立性を基調とする中央銀行、これを抜きで行えるという性格のものではないと思います。

そこで、どのような場合にどのような形で介入を行うか、これは、各国の経済情勢、為替相場状況等そのときの状況に応じて、二つ以上の国が協議の上、ケース・バイ・ケースで判断することとなるかと思われるわけですが、元来、介入は、このような基準とかあるいはやるかやらぬかわからぬところに本当の介入の効果がある、こういう性格のものでございます。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 中川利三郎君。

〔中川利三郎君登壇〕

○中川利三郎君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、昭和五十九年度決算に関連し、総理並びに関係閣僚に質問するのであります。

その第一は、フィリピンに対する円借款についてであります。

中曽根総理自身がその前年五月マニラに出向き、マルコスに援助強化、第十二次借款供与を約

束した結果、四百二十五億円という巨額の借款が行われ、その金が今重大な疑惑を持たれているのであります。一五％がマルコスの懐へ入った。日本の大企業の受注価格が異常に引き上げられた。そして、つくられた施設はいろいろとその欠陥が問題になっております。その上、日本に巨額の資金がキックバックされたとの現地報道もあります。何よりも真相究明が先決ではありませんか。総理、使い道に重大な疑惑があり、その解明がなされないままでの本決算の承認はあり得ないではありませんか。明確な答弁を求めます。

しかも政府は、真相解明に必要な資料の提出を今もって拒否し続けているばかりか、フィリピンに對し、これ以上の資料の公表を行わないよう圧力をかけているということさえ言われているではありませんか。日本国民の血税が、日本企業の手によってリベートに化けているのです。フィリピンの内部問題だという逃げ口上は、もはや許されません。円借款にかかわるすべての契約書類を直ちに本院に提出するよう改めて要求し、総理の答弁を求めます。

国家資金の不正使用は、燃糸工運事件でも明らかとなりました。対米輸出規制、長期不況に苦しむ業者を救済するかのごとく装って無利子資金を引き出し、政治家と業界ボスが山分けしたこの事件で検察当局により起訴されるに至ったのは、元民社党議員であり、自民党中曽根派の幹部であります。総理は、この事態に對してどのように政治責任を負おうとされるのか、明らかにしていただきたいのであります。(拍手)

第二に、日本経済と国民生活を根柢から揺るがしている異常円高についてであります。

昨年九月にドル二百四十円であった円レートは、G5による協調介入以降、ことし二回にわたる日米首脳会談、そしてさきの東京サミットで連続して弾みがつけれられ、今やついに百五十円台という異常な円高に突入しました。輸出商談のストップ、競合輸入の拡大による中小企業、下請企業、非鉄金属鉱山、木材産業などの苦境は今さら言うまでもありません。

そこで、お伺いしたい。第一点、総理は、今になって、円高是正のための協調介入を各国に要請すべきときに来たなど言っておられるが、日米会談、サミットを通じて、まさにそのことを真つ正面から要求したのか、それともしなかったのか。したとすれば、だれがどういう理由で拒否したのか。また、異常円高をつくり出している根本原因がアメリカの異常な軍拡と膨大な財政赤字であることは明らかであります。このようなアメリカ側の責任を厳しく追及したのかどうか。

第二点、事実の経過が示すものは、政府がアメリカに全面的に追随し、円高は正どころか、円高促進のために協調してきたということではありませんか。円が上がるたびに竹下大蔵大臣は、一層の円高を期待すると言ひ、澄田日銀総裁は、百六十五円という具体的数字さえ挙げて円高をおおってきたのであります。政府としての責任は重大であります。今こそ円高促進政策の転換を行い、妥当なレートに円を引き下げる決意を内外に明らかにし、アメリカに円高是正を迫るべきではありませんか。総理並びに大蔵大臣の答弁を求めます。

第三点総理は、アメリカから何の言質もとれず、逆に四月の日米会談では、輸入大国への転換、積極的産業調整を名目に中小企業と農業の全

面的切り捨てを誓約し、さらに東京サミットでは、相互監視機構なるものの創設により、大幅貿易黒字が出れば各国の要求に従って我が国の経済政策を義務的に変更しなければならぬという、恐るべき国際公約に踏み切ったのであります。日本経済を短期的にも中長期的にもアメリカの管理監督のもとに差し出すこの二つの対外誓約と我が国の経済主権がどうして両立し得ますか。主権国家として屈辱的な両公約は直ちに破棄すべきであります。(拍手)

第四点、異常円高の日本側の原因である巨大企業の輸出ラッシュに抜本的メスを入れる決意があるかどうかということでもあります。五十九年、トヨタなどランキング上位十社だけで、前年より十兆六千億円の輸出をふやし、我が国全体の三割を占めるに至りました。低賃金、長時間、超過密労働の強制と下請企業の過酷な収奪がその根源であります。内需拡大拡大と言ふならば、この分野でこそ実効ある具体的措置を打ち出すべきではありませんか。

第五点、輸出産地、下請、中小企業への事実上唯一の緊急対策となっている特別融資の改善についてであります。貸出実績が融資枠三千億円のわずか一五％にとどまっている最大原因が、五％という金利にあることは明らかであります。ハイテク開発、Y&Y開発など大企業への政策融資は無利子にしておきながら、中小企業円高融資をせめて激甚災害並みの三％に引き下げてほしいとの切実な要求になぜこたえられないのですか。

第六点、既に三回にわたる金利引き下げで、老人世帯を初め国民の預貯金が大きく目減りしているという問題であります。公定歩合が同じ三・

五割であった前回円高時の五十三年には、一年物の定期預金金利が四・五割であったのに対し、今回は四・一割と際立って低くしたのは一体なぜですか。

第七点、差益還元の問題であります。少なくとも二兆円ないし三兆円に及ぶという電力、ガス企業の円高、原油差益のうち、国民に還元するのはわずか一兆円強にすぎないというのは、全く納得できません。なぜ差益の半分以上を電力、ガス企業のもうけとして保障してやる必要があるのですか。今こそ内需拡大の見地から、全額を直ちに国民に還元すべきであります。

対米追従、大企業本位を脱却しない限り円高問題の解決はあり得ないことを指摘し、以上七点について、総理及び関係大臣の明確な答弁を要求するのであります。

第三に、サミットにおけるリビア問題での声明についてであります。

無差別テロが断じて許されないことは、言うまでもありません。しかし、テロ防止とテロを口実にした他国への侵略行動とは全く別の問題であり、正当化することは断じて許されません。レーガン大統領は、リビア爆撃を国際テロに対する自衛の行動と称して各国の支持を求めたのでありますが、総理、一体、西ドイツのディスコ爆撃が何ゆえに他国に対する武力攻撃の口実となり得るのか、アメリカの領土、領域がどのように侵されたとおっしゃるのですか、レーガン大統領はどのような説明をしたのか、総理の納得のいく説明を求めるのであります。(拍手)

レーガン大統領が、東京サミットでは各国が軍事行動を含む共同行動をとることを決意したこと

が最大の成果だと語っていることは、まことに重大であります。総理、これがサミット合意の真実であり、あなたは軍事行動まで一緒にやると約束したのである。もしもそのような約束がないとおっしゃるならば、なぜ議長国として公式に抗議しないのですか。あなたがとった態度は、日本でテロ事件が発生してアメリカ人が殺され、アメリカが近隣某国の犯行と断定し、その国に対して日本の基地から武力攻撃をかけるようなことが起きた場合、無条件にそれを支持するということにはならず、しかも、単なる支持でなくて、アメリカと一緒に戦争を引き起こすことを意味しているではありませんか。ラングーン事件に際して日米両国政府が明確に特定の国家名を挙げた経過を見れば、これは仮定の問題ではなく、まさに現実であり得る重大問題であります。はつきりとお答えいただきたいのであります。

第四に、核兵器廃絶について質問いたします。五十九年、日ソ両国共産党が核兵器廃絶を世界政治の緊急課題とするよう呼びかけて以来、米ソ両国外相合意、ゴルバチョフ提案、インドなど非同盟諸国の要請へと続いたその後の情勢の発展は、今こそ日本政府がこの課題を真正面に掲げることを要求しています。そして東京サミットは、その絶好の機会でありました。ところが、合意文書には、廃絶の文言さえ入っていない。たばかりか、核軍拡競争の最悪の論理である均衡論まで盛り込まれました。サミットが終わってから、またもや口先では廃絶を言い始めた中曽根総理は、肝心のサミットの場において核廃絶を緊急課題とするような主張しなかったのか、この機会にお伺いしておきたいのであります。

最後に、私は、この前の戦争で四発の弾丸を受け、傷ついた右腕、そうして足腰も今なお季節の変わり目には必ずうずき出し、寝返りするたびに骨がごろごろと鳴ります。このとおりであります。私とともに卒業半ばを学徒出陣で戦場へ駆り出された仲間、多くは、あのバシー海峡で、またネグロス島のジャングルで死にました。人間の尊厳と再びない青春をちりあぐたのように投げ捨てられた仲間たちの怒りとその慟哭が、今も私の耳にはつきりと残っているのです。ところが、総理は、四月二十九日の天皇在位六十年式典で、「陛下はこの波乱の時代を一貫してひたすら平和と人々の福祉とを念願してこられました」、「お心ならずして勃発したさきの大戦などと述べ、天皇の戦争責任を完全に免罪したのであります。天皇に戦争責任がないと言ふならば、だれが責任を負うべきとおっしゃるのでしょうか、私のこの腕の痛み、仲間たちの怒りをだれに向けようとおっしゃるのでしょうか、ぜひ明らかにしていただきたいのであります。

以上、国民の血税の不正使用を断じて許さず、侵略戦争美化のあらゆる企てに断固として反対し、アメリカ一辺倒がもたらした異常円高による国民生活の危機を打開する日本共産党・革新共同のかたい決意を表明して、私の質問を終わるのであります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曽根康弘君登壇〕
○内閣総理大臣(中曽根康弘君) 中川議員にお答えいたします。

まず、対外援助の適正実施でございますが、前に申し上げましたように、民生の安定、福祉の向上、これを念願として、十分事前調査その他事後

の評価等も行つて実施しておりますのでございませう。

資料の提出については、先ほど来申し上げたとおりでございます。

次に、稲村代議士の起訴事件についての責任論でございますが、まことに遺憾な事件でございまして、将来戒めて、再びこのことがないように期しておる次第でございます。

東京サミットでの円高策でございますが、東京サミットというのは、これは特定の通貨の高下を論ずる場所ではなくして、政策協調と構造改革を行う、みんな痛み分けて帰って仕事を分担してやろう、そういう意味でやっておるわけでございませう。

次に、日米高級事務レベルの問題でございまして、首脳会談におきましては、日米構造問題で対話を行うことは確認しました。しかし、これは今までやっておいたものの延長線上におきましてやろうというので、今までの日米高級事務レベルの会議の場を利用してこれを行うということなのでございませう。いわゆる経緯研報告書の検討実施というものは、これは日本政府がみずから責任を持って自主的に政策を練って行うものでございまして、それを取り上げて議論するという性格のものではないのでございませう。

次に、輸出問題でございますが、これにつきましましては、日本経済の持つておる非常な大きな生産力あるいは円ドル関係におけるアメリカの高いドル、そういうようなものが背景にありまして輸出が伸びてきておるところでございませう。今後、内需主導型の経済成長を図りつつ、輸入輸出産業構造の点検を行いながら、我が国の構造改革を行お

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 昭和五十九年度決算の概要についての発言に対する中川利三郎君の質疑 朗読を省略した議長の報告

八六〇

うとしておるところでございます。

電力、ガスの差益還元については、電気事業法及びガス事業法に基づく認可申請が本で行われまして、先ほど申し上げましたように、一兆余円に及ぶ実施を六月一日から行います。

アメリカのリビア攻撃に関しましては、アメリカからもその後詳細な説明を受けてまして、認識を深めたということでございます。とにかく、国際テロというものは、無辜の市民を殺傷する残虐なことでございます。我々としても、断固として国際的協力によって防圧しなければならぬ、そういう趣旨のものでございます。

次に、サミットでの核廃絶論でございますが、今度の東京宣言にもありますように、軍備管理交渉に關して、米国の交渉努力を評価するとともに、ソ連もまた積極的に交渉に応ずるよう呼びかけておるのであります。私自体も、核兵器の廃絶に向かつて具体的に平和と軍縮を進めさせるべきであると強く主張したところでございます。

最後に、天皇の問題でございますが、天皇は一貫して平和主義者であられました。そして、いわゆる戦前の立憲君主制におきましては、君臨すれども統治せずというシステムのもとに、開戦の問題については内閣の決定に従わざるを得なかったわけでありました。しかし、終戦に際しましては、内閣が決定を行うことができず、聖断を仰いだために、天皇は聖断を下したと、そういういきさつがあるわけでございます。天皇陛下は今、国民統合の象徴として、日本国民の敬愛を一身にお受けになっていると思います。どうか共産党も我々のようなことのような自覚に速やかに戻ってもらい

たいと念願しておる次第であります。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) まず、総理から大部分お答えがございましたが、私に対する御質問の中の金利引き下げ、この問題でございます。

預金金利は、従来から、公定歩合の金利動向とか経済金融情勢、総合的に勘案して決めるものでございます。したがって、五十三年当時に比べますと、物価が極めて安定した状態にあります。また、他の金利も総じて低水準にあります。ただ、老齢福祉年金受給者の経済的、社会的に弱い立場にある預金者に対する配慮、これは福祉定期預金の拡充等の措置も図ってまいっておりますということでございます。

それから、協調介入の問題でございますが、この問題は、いわば基本的には、主要国間の相互監視、これを強化することでありました。したがって、有益な場合には為替市場に介入する、これがウィリアムズバーグ合意であります。したがって、協調介入の主張を行ったのであれば各国はどういう主張をしたか、こういうような御質問であります。具体的には協調介入を行うかどうかとか、各国がどのような意見であったかとかいうようなことは、これは発表すべきものでもない、これは常識でございます。

それから次が、円高要因をつくり出しておる米國への責任追及の問題がございました。あくまでも、相互がその責任を追及し合うのではなくして、話し合いの中においてお互いに協調の場を求める、これがサミットのあり方でございます。次に、大蔵大臣等が具体的数字を出して円高を

あおってきた、こういうことでございますが、通貨当局者が特定の数字を出すなどというほど私も愚か者ではございません。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 中川議員にお答えをします。

中小企業の緊急融資の利息が高過ぎるということですが、それは安ければ安い方がいいに決まっております。しかしながら、五割という数字は、長期プライムレート、現在六・四でありますから、それよりも一・四割低い。それから、やはりその金利水準で、例えば財投金利、これは六・〇何割と決まっておりますが、それよりも下になっておるのです。ですから、それはもう今のところ一番最低の金利だということを御承知おきを願いたい。

その次は、電力、ガスの差益還元は、これは結構だが、内部留保けしからぬというお話でございます。しかし、これは一定の想定のもとで下げておるわけですから、例えば、電力でもかなり天然ガスをたくさん使っています。天然ガスは今バレル二十ドルぐらいなんです。下がってないので、下がってないけれども、これは見込みで、二十三ドルまで下がるであろうという見込みをつけてこれは想定しておるわけですから、下がらなかったら穴があいちゃうわけです。だから、そういうことも考えまして、ある程度の内部留保を持つていないと危なくて値下げができないということで、内部留保を少し持たしてある、当然のこととあります。途中でまた電気料金を下げたり上げたりできません。一年間はこれで行きたいと

思っていますから、そのためでございます。(拍手)
○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(勝間田清一君) 本日は、これにて散会いたします。
午後三時三十四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	中曾根康弘君
外務大臣	安倍晋太郎君
大蔵大臣	竹下登君
通商産業大臣	渡辺美智雄君
運輸大臣	三塚博君
労働大臣	林道君
自治大臣	小沢一郎君
国務大臣	平泉渉君
国務大臣	山崎平八郎君

出席政府委員

自治省税務局長 矢野浩一郎君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法
港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律
新住宅市街地開発法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。
国土利用計画法第三条の規定に基づく昭和六十年度国土の利用に関する年次報告
一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。
第百三回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(政府委員退任)

一、去る九日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、第百四回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
国土庁地方振興局長	田中 暁 (退職)	昭三・五九	

(政府委員承認)

一、去る九日、坂田議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四回国会政府委員に任命することを承認した。

国土庁地方振興局長 澤田 秀男

(政府委員任命)

一、去る九日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、九日議長において承認した澤田秀男を、同日第百四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(議員死去)

一、香川県第一区選出議員前川日君は、去る十一日死去された。

(理事補欠選任)

一、去る九日、環境委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 木下敬之助君 (理事木下敬之助君去る九日委員辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

地方行政委員

辞任

補欠

外務委員

辞任

補欠

運輸委員

辞任

補欠

建設委員

辞任

補欠

科学技術委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

建設委員

辞任

補欠

村岡 兼造君

金丸 信君

科学技術委員

金丸 信君

環境委員

村岡 兼造君

建設委員

補欠

辞任

補欠

河本 敏夫君

白井日出男君

上坂 昇君

土井たか子君

伊藤 英成君

木下敬之助君

白井日出男君

河本 敏夫君

村岡 兼造君

金丸 信君

土井たか子君

上坂 昇君

法務委員

補欠

建設委員

補欠

辞任

補欠

前川 日君

山口 鶴男君

(常任委員退任)

補欠

(特別委員辞任及び補欠選任)

補欠

一、去る九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

補欠

渡辺 三郎君

井上 普方君

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障特別委員

補欠

辞任

補欠

前川 日君

渡辺 三郎君

(議案提出)

補欠

一、去る九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

住宅保障法案(井上泉君外六名提出)

一、十三日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(社会労働委員提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(地方行政委員提出)

(議案受領)

一、去る九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る九日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

八六二

する法律の一部を改正する法律案
原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る九日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、参法第八号)

(予)
農林水産委員会 付託

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第八号)

日本鉄道株式会社法案(嶋崎譲君外八名提出、衆法第一五号)
日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案(嶋崎譲君外八名提出、衆法第一六号)

農林水産委員会 付託

日本鉄道株式会社希望退職者等雇用対策特別措置法案(嶋崎譲君外八名提出、衆法第一七号)
日本国有鉄道改革法案(内閣提出第五三三号)

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律案(内閣提出第五四四号)

新幹線鉄道保有機構法案(内閣提出第五五五号)
日本国有鉄道清算事業団法案(内閣提出第五五六号)

日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置

法案(内閣提出第五七号)
鉄道事業法案(内閣提出第六九号)
日本国有鉄道改革法等施行法案(内閣提出第七〇号)

以上十件 運輸委員会 付託
一、昨十二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(福岡知之君外二名提出、参法第七号)(予)

商工委員会 付託

原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(稲村稔夫君外三名提出、参法第九号)(予)

科学技術委員会 付託

(議案送付)

一、去る九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

安全保障會議設置法案
一、去る九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
日本鉄道株式会社法案(嶋崎譲君外八名提出)

日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案(嶋崎譲君外八名提出)

日本鉄道株式会社希望退職者等雇用対策特別措置法案(嶋崎譲君外八名提出)

一、今十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)
住宅保障法案(井上泉君外五名提出)
(議案通知書受領)

一、去る九日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案
港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
旧ポルトガル領東チモールに関する再質問主意書(土井たか子君提出)

(答弁書受領)

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員矢山有作君提出緊急事態法制に関する質問に対する答弁書

緊急事態法制に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和六十一年四月十七日

提出者 矢山 有作

衆議院議長 坂田 道太殿

緊急事態法制に関する質問主意書
去る昭和五十九年十月に防衛庁が公表した有事法制研究(第二分冊)の中間報告によれば、「現行自衛隊法においては、他省庁所管の法令について、特例や適用除外の規定があり、自衛隊の任務

遂行に必要な法制の骨幹は、整備されている」とされている。ところが私の調査によれば、自衛隊法以外の法令の中にも、自衛隊や有事の際の特例や適用除外の規定をもつ法令がいくつも存在しており、これらもまた、有事法制としての機能を発揮する可能性も考えられる。そこで、こうしたものの全貌を解明するため、現行のすべての法律、政令、府令、省令について、次の各規定をもつ法令の名称及びその条名を、所管省庁別に明らかにしたい。

- 1 自衛隊に関する規定
- 2 在日米軍に関する規定
- 3 緊急事態に関する規定
- 4 非常事態に関する規定
- 5 「戦時又は事変」に関する規定
- 6 天災事変に関する規定
- 7 災害に関する規定

右質問する。
内閣衆質一〇四第一六号
昭和六十一年五月一日
内閣総理大臣 中曽根康弘
衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員矢山有作君提出緊急事態法制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員矢山有作君提出緊急事態法制に関する質問に対する答弁書

別紙のとおりである。
右答弁する。

(別紙)

総理府本府

(法律)

二 在日米軍に関する規定

総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)

第十一条

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)

全文

七 災害に関する規定

総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)

第十条

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)

第七条及び第八条

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)

第五条

総理府本府

(政令)

二 在日米軍に関する規定

駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令(昭和三十三年政令第三百三十一号)

全文

七 災害に関する規定

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令(昭和四十一年政令第三百八十四号)

第六条及び第七条

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令(昭和五十五年政令第五百五十六号)

第三条

警察庁

(法律)

一 自衛隊に関する規定

昭和六十一年五月十三日 衆議院会議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)

第六十二条

三 緊急事態に関する規定

警察法(昭和二十九年法律第六十二号)

第五条、第二十四条及び第七十一条から第七十四条まで

六 天災事変に関する規定

警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)

第四条

七 災害に関する規定

火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)

第十九条、第四十五条、第四十五条の二、第四十六条及び第四十七条

警察法(昭和二十九年法律第六十二号)

第五条及び第七十一条

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)

第五十九条の二及び第六十四条

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)

第二十六条

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)

第九十九条

質屋営業法(昭和三十五年法律第五十八号)

第二十条

警察庁

(政令)

一 自衛隊に関する規定

道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)

第七条、第十三条、第十四条、第三十二条の二から第三十二条の五まで及び第三十四条

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和三十七年法律第三百二十九号)

第四条

二 在日米軍に関する規定

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

二十九号)

第一条

警察法施行令(昭和二十九年政令第五百一十一号)

第二条

警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号)

第十一条及び第十五条

三 緊急事態に関する規定

警察法施行令(昭和二十九年政令第五百一十一号)
付録

警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号)

第十六条

七 災害に関する規定

警察法施行令(昭和二十九年政令第五百一十一号)

第二条及び第三条並びに付録

警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号)

第十六条

道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)

第三十四条の二及び第五十一条

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第三百二十九号)

第四条

警察 庁

(府令)

三 緊急事態に関する規定

警察法施行規則(昭和二十九年総理府令第四十四号)

第三十八条の十二及び第三十八条の十九

七 災害に関する規定

警察法施行規則(昭和二十九年総理府令第四十四号)

第一条の十九、第三十条の二及び第三十八条の十四

核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令(昭和五十三年総理府令第四十八号)

第四条

総務 庁

(法律)

五 「戦時又は事変」に関する規定

恩給法(大正十二年法律第四十八号)

恩給法等の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則第四十一条の二

七 災害に関する規定

国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)

第一百条

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)

第七条

総務 庁

(政令)

一 自衛隊に関する規定

国勢調査令(昭和五十五年政令第九十八号)

第二条

六 天災事変に関する規定

国勢調査令(昭和五十五年政令第九十八号)

第十二条

総務 庁

(府令)

一 自衛隊に関する規定

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令(昭和五十九年総理府令第二十四号)

第一条

住宅統計調査規則(昭和五十七年総理府令第四十一号)

第五条

労働力調査規則(昭和五十八年総理府令第二十三号)

第五条

二 在日米軍に関する規定

住宅統計調査規則(昭和五十七年総理府令第四十一号)

第五条	六 天災事変に関する規定	事業所統計調査規則(昭和五十六年総理府令第二十六号)	第十三条	社会生活基本調査規則(昭和五十六年総理府令第三十八号)	第十二条	就業構造基本調査規則(昭和五十七年総理府令第二十五号)	第十二条	全国物価統計調査規則(昭和五十七年総理府令第三十三号)	第十二条	住宅統計調査規則(昭和五十七年総理府令第四十一号)	第十四条	全国消費実態調査規則(昭和五十九年総理府令第二十三号)	第十二条	七 災害に関する規定	国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令(昭和五十九年総理府令第二十四号)	第三条	北海道開発庁 (府令)	七 災害に関する規定	北海道開発局組織規程(昭和二十六年総理府令第三十七号)	第六条、第六條の四、第七條の二、第十條、第十一條の二、第十四條及び第十四條の二	防 衛 庁 (法律)	一 自衛隊に関する規定	防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)	全文	日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)	第七条
-----	--------------	----------------------------	------	-----------------------------	------	-----------------------------	------	-----------------------------	------	---------------------------	------	-----------------------------	------	------------	--	-----	----------------	------------	-----------------------------	---	---------------	-------------	---------------------------	----	--	-----

防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)	全文(第三章を除く)	自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)	全文	沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律(昭和四十六年法律第三十二号)	第二条	沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三十三号)	全文	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一号)	全文	沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)	第二条、第二十三條及び第二十四條	二 在日米軍に関する規定	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号)	全文	日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律(昭和二十七年法律第七十四号)	第八条及び第九条並びに附則2から4まで	調達庁設置法等の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十七号)附則	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律(昭和三十五年法律第二号)附則第四條	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)	全文	日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)	全文
-----------------------	------------	---------------------	----	--------------------------------------	-----	---	----	------------------------------------	----	---	------------------	--------------	--	----	--	---------------------	------------------------------------	---	---	----	--	----

昭和六十一年五月十三日 衆議院会議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十九年法律第百四十八号)

第一条及び第二条並びに附則1及び3

防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)

第五条及び第六条

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)

附則12

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)

全文

特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百九十九号)

全文

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律(昭和四十六年法律第百三十二号)

第二条

沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三十三号)

第三条及び第五条

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号)

全文

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)

第二条、第十三条、第十九条、第二十三条及び第二十四条

三 緊急事態に関する規定

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)

第七十八号

七 災害に関する規定

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第百六十六号)

第三条

防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)

第六条

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)
第二十二号、第八十三号、第八十三号の二、第九十四号、第百三号、第百六号、第百七条及び第百十五号の二

防 衛 庁

(政 令)

一 自衛隊に関する規定

防衛庁職員給与法施行令(昭和二十七年政令第百六十八号)

全文

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)

全文

防衛庁設置法の施行期日を定める政令(昭和二十九年政令第百六十八号)

全文

防衛庁組織令(昭和二十九年政令第百七十八号)

全文

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の規定の施行期日を定める政令(昭和三十七年政令第百五十三号)

全文

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の規定の施行期日を定める政令(昭和三十七年政令第百六十六号)

全文

防衛施設中央審議会令(昭和三十七年政令第百四十一号)

全文

防衛施設地方審議会令(昭和三十七年政令第百四十二号)

全文

防衛庁職員の災害補償に関する政令(昭和四十一年政令第百三十二号)

全文

沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法令の適用の特別措置に関する政令(昭和四十七年政令第百八十七号)

全文

自衛隊離職者就職審査会令(昭和四十八年政令第百三十二号)

全文

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の規定の施行期日を定める政令(昭和四十八年政令第百四十八号)

全文

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)
全文文

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令(昭和五十二年政令第二百六十号)
第十五条

二 在日米軍に関する規定

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令(昭和二十七年政令第四百十九号)
全文文

防衛庁職員給与法施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)
別表第三

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令(昭和二十八年政令第三百五十五号)
全文文

防衛庁組織令(昭和二十九年政令第一百七十八号)
第二百一十四条、第二百一十五条、第二百一十七条、第二百二十二条、第二百二十六条から第二百三十四条及び第二百四十三条から第二百四十八条まで

駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令(昭和三十三年政令第三百三十一号)
全文文

特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行令(昭和三十七年政令第六十二号)
全文文

防衛庁設置法第四十四条の規定に基づき防衛施設庁長官の権限の一部を都道府県知事に委任する政令(昭和三十七年政令第四百十三号)
全文文

特定の駐留軍関係離職者に係る駐留軍関係離職者等臨時措置法第十五条第一項に規定する特別給付金の額の特例に関する政令(昭和四十四年政令第二百八十七号)
全文文

沖縄の復帰に伴う防衛施設庁関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第九十五号)
全文文

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)

全文文 沖繩県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令(昭和五十二年政令第二百六十号) 第一条、第八条の二及び第十五条	六 天災事変に関する規定 防衛庁職員給与法施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号) 第十六条及び第十七条	七 災害に関する規定 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令(昭和二十七年政令第百四十九号) 第四条	防衛庁職員給与法施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号) 第一条、第二条、第八条、第十二条の三、第十四条、第十六条、第十七条、第十七条の十及び別表第三	自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号) 第五十六条、第八十八条、第一百五十五条、第一百六条、第一百八条及び第二百二十五条	防衛 庁 (府 令) 一 自衛隊に関する規定 防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部及び調達実施本部組織規定(昭和二十九年総理府令第三十九号) 全文文 自衛隊法施行規則(昭和二十九年総理府令第四十号) 全文文 海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する総理府令(昭和二十九年総理府令第七十四号) 全文文 防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和三十三年総理府令第一号) 全文文
---	---	---	---	--	---

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

防衛庁技術研究本部受託試験研究規則(昭和三十三年總理府令第二十八号)
全文

航空総隊司令部、飛行教育集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部、航空司令部及び輸送航空団司令部組織規則(昭和三十三年總理府令第六十二号)
全文

自衛官の新旧給与額の差額に関する總理府令(昭和三十四年總理府令第三十七号)
全文

方面總監部及び師団司令部組織規則(昭和三十四年總理府令第六十二号)
全文

防衛庁職員給与留守宅渡実施規則(昭和三十五年總理府令第四十八号)
全文

統合幕僚学校組織規則(昭和三十六年總理府令第四十号)
全文

防衛施設局組織規則(昭和三十七年總理府令第五十九号)
全文

防衛庁旅費規則(昭和三十八年總理府令第四十八号)
全文

防衛庁の職員に対する寒冷手当支給規則(昭和三十九年總理府令第三十五号)
全文

参事官等俸給表の指定職の欄の適用を受ける参事官及び書記官の官職並びにこれらに準ずる事務官等及び自衛官の官職を定める總理府令(昭和三十九年總理府令第四十二号)
全文

旧軍人であつた自衛官の退職手当に係る在職期間の計算に関する總理府令(昭和四十一年總理府令第六号)
全文

防衛庁職員の災害補償に関する總理府令(昭和四十一年總理府令第四十九号)
全文

防衛庁職員給与施行規則(昭和四十四年總理府令第四十五号)
全文

地方總監部組織規則(昭和四十五年總理府令第三号)
全文

防衛医科大学校の編制等に関する總理府令(昭和四十八年總理府令第六十五号)
全文

防衛施設周辺の生活環境整備等に関する法律施行規則(昭和四十九年總理府令第四十三号)
全文

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の施行に伴う事務官等の暫定俸給月額に関する總理府令(昭和三十二年總理府令第二十九号)
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律附則第五項に規定する切替日の前日における俸給額を受けていた期間に通算される期間に該当する者に関する總理府令(昭和三十二年總理府令第五十号)

防衛庁職員の旧給与額に関する總理府令で定める事由及び額に関する總理府令(昭和三十二年總理府令第五十一号)

防衛庁職員に対する暫定手当の月額の加算に関する總理府令で定める理由及び額に関する總理府令(昭和三十二年總理府令第五十二号)

防衛庁職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する總理府令(昭和三十五年總理府令第六十三号)

防衛庁職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する總理府令(昭和三十六年總理府令第五十九号)

防衛庁職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する總理府令(昭和三十八年總理府令第四号)

支給日前一月以内に退職した防衛庁職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する總理府令(昭和三十八年總理府令第五号)

防衛庁職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する總理府令(昭和三十八年總理府令第五十一号)

防衛庁職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する總理府令(昭和三十九年總理府令第四十一号)

防衛庁職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する總理府令(昭和四十年總理府令第四十九号)

防衛庁職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する總理府令(昭和四十一年總理府令第五十八号)

防衛庁職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する總理府令(昭和四十二年總理府令第五十五号)

防衛庁職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する總理府令(昭和四十三年總理府令第五十八号)

防衛庁職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する總理府令(昭和四十四年總理府令第四十六号)

防衛庁職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する總理府令(昭和四十五年總理府令第四十八号)

防衛庁職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する総理府令(昭和四十六年総理府令第五十五号)
 防衛庁職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する総理府令(昭和四十七年総理府令第六十八号)
 防衛庁職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する総理府令(昭和四十八年総理府令第五十六号)
 教育職俸給表の適用を受ける防衛庁の職員の俸給の切替えに伴う措置に関する総理府令(昭和四十九年総理府令第十一号)
 医療職俸給表(三)の適用を受ける防衛庁の職員の俸給の切替えに伴う措置に関する総理府令(昭和四十九年総理府令第三十一号)
 最高号俸による俸給月額を超える俸給月額を受ける防衛庁の職員の俸給月額等に関する総理府令(昭和四十九年総理府令第三十三号)
 防衛庁の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する総理府令(昭和四十九年総理府令第七十三号)
 教育職俸給表の適用を受ける防衛庁の職員の俸給の切替えに伴う措置に関する総理府令(昭和五十年総理府令第十八号)
 防衛庁の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する総理府令(昭和五十年総理府令第六十九号)
 防衛庁の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する総理府令(昭和五十一年総理府令第五十五号)
 防衛庁の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する総理府令(昭和五十二年総理府令第四十九号)
 防衛庁の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する総理府令(昭和五十三年総理府令第四十四号)
 防衛庁の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する総理府令(昭和五十四年総理府令第五十二号)
 防衛庁の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する総理府令(昭和五十五年総理府令第六十六号)
 防衛庁の職員の俸給の切替え等に関する総理府令(昭和五十六年総理府令第五十一号)
 防衛庁の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する総理府令(昭和五十八年総理府令第三十三号)
 防衛庁の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する総理府令(昭和五十九年総理府令第五十三号)
 防衛庁の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置等に関する総理府令(昭和六十年総理府令第四十五号)

全文

二 在日米軍に関する規定

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行規則(昭和二十七年総理府令第三十号)

全文

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律施行規則(昭和二十七年総理府令第四十一号)

全文

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行規則(昭和二十八年総理府令第四十九号)

全文

特需契約から生ずる紛争の調停付託手続等に関する総理府令(昭和二十九年総理府令第五十七号)

全文

駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給に関する総理府令(昭和三十三年総理府令第三十六号)

全文

合衆国軍隊等の行為による被害者等に対する賠償金の支給等に関する総理府令(昭和三十七年総理府令第四十二号)

全文

防衛施設局組織規則(昭和三十七年総理府令第五十九号)

第四条、第六条、第八条から第十条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第十九条及び第二十条

特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行規則(昭和三十八年総理府令第二号)

全文

沖縄の復帰に伴う人身損害に対する見舞金の支給等に関する総理府令(昭和四十七年総理府令第五十四号)

全文

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則(昭和四十九年総理府令第四十三号)

全文

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行規則(昭和五十二年総理府令第三十九号)

第一条から第三条まで

防衛施設庁労働部労働企画課に首席渉外労働監督官を置く等の総理府令(昭和五十四年総理府令第十九号)

第一条

七 災害に関する規定

海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する総理府令(昭和二十九年総理府令第七十四号)

第二条

防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和三十三年総理府令第一号)

第十三条から第十六条まで

防衛庁旅費規則(昭和三十八年総理府令第四十八号)

第十九条

科学技術庁

(法律)

七 災害に関する規定

科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)

第四条

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)

第一条、第四条、第十二条、第十四条、第二十二條、第二十四條、第三十六條の二から第三十八條まで、第四十四條の二、第五十條、第五十三條、第五十六條の三、第五十八條の二、第五十九條の二、第六十四條及び第六十六條

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)

第三十三條

科学技術庁

(政令)

七 災害に関する規定

科学技術庁組織令(昭和三十一年政令第四百十二号)

第二十二條

科学技術庁

(府令・省令)

七 災害に関する規定

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則(昭和三十一年総理府令、通商産業省令第一号)

第一条の二

国立防災科学技術センター組織規則(昭和三十八年総理府令第十三号)

第四条から第四条の三まで

環境庁

(法律)

四 非常事態に関する規定

騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)

第十四條

振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)

第十四條

七 災害に関する規定

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)

第七條

自然公園法(昭和三十一年法律第六十一号)

第十七條から第十八條の二まで及び第二十條

建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和三十七年法律第百号)

第三條

騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)

第十四條

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)

第六條及び第十二條

水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)

第二十三條

環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)

第四條

自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号) 第十七条、第十九条及び第二十五条から第二十八条まで 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号) 第十二条 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号) 第十四条 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号) 第十二条及び附則2	環境 庁 (政 令) 七 災害に関する規定 公害防止事業団法施行令(昭和四十年政令第三百二十八号) 第二条 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十号 瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令 (昭和五十四年政令第百三十二号)附則第二条 環境庁組織令(昭和四十六年政令第二百十九号) 第九条及び第三十四条 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令(昭和四十八年政令第三百二十七号) 第四条	環境 庁 (府令・省令) 四 非常事態に関する規定 振動規制法施行規則(昭和五十一年総理府令第五十八号) 別表第一 七 災害に関する規定 自然公園法施行規則(昭和三十一年厚生省令第四十一号) 第十二条 自然環境保全法施行規則(昭和四十八年総理府令第六十二号) 第十七条から第十九条まで、第二十三条及び第二十九条
--	---	---

昭和六十一年五月十三日 衆議院会議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和四十八年総理府令第六号) 第一条 振動規制法施行規則(昭和五十一年総理府令第五十八号) 別表第一 余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める総理府令(昭和五十二年総理府令第三十八号) 第一項 船舶又は海洋施設において焼却することが禁止される油又は廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和五十五年総理府令第四十九号) 第一条及び附則 油又は廃棄物の焼却方法に関する黒煙等の基準を定める総理府令(昭和五十五年総理府令第五十号) 第一条及び第二条並びに附則 船舶又は海洋施設において焼却することができる油又は廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和五十五年総理府令第五十一号) 第一条及び附則 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第十四条第二号に規定する油に係る判定基準を定める命令(昭和五十五年総理府・運輸省令第一号) 第一項及び附則	沖 縄 開 発 庁 (法 律) 一 自衛隊に関する規定 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号) 第二条、第二十三条及び第二十四条 二 在日米軍に関する規定 沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号) 第百四十五条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号) 第四十条及び第四十一条
--	---

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)
第四条

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)

第二条、第十三条、第十九条、第二十三条及び第二十四条

七 災害に関する規定

自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第八十二号)

第二条

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)

第六十九条、第七十五条及び第七十九条

沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)

第五条及び附則第六条

沖縄開発庁

(政 令)

一 自衛隊に関する規定

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令(昭和五十二年政令第二百六十号)

第十五条

二 在日米軍に関する規定

沖縄開発庁組織令(昭和四十七年政令第八十二号)

第三条、第八条及び第十九条

沖縄開発庁において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令(昭和四十七年政令第八十三号)

第三条

沖縄振興開発特別措置法施行令(昭和四十七年政令第八十五号)

第十六条

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令(昭和五十二年政令第二百六十号)

第一条、第八条の二及び第十五条

七 災害に関する規定

沖縄振興開発特別措置法施行令(昭和四十七年政令第八十五号)
附則第四条

沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第八十六号)

第一条、第五条及び第八条

沖縄開発庁

(府令・省令)

二 在日米軍に関する規定

沖縄総合事務局組織規程(昭和四十七年総理府令第三十六号)

第六条の二

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行規則(昭和五十二年総理府令第三十九号)

第一条から第三条まで

七 災害に関する規定

沖縄総合事務局組織規程(昭和四十七年総理府令第三十六号)

第十五条、第十七条、第十九条、第二十条の二、第四十一条、第四十五条及び第五十条

沖縄振興開発金融公庫法施行規則(昭和四十七年総理府・大蔵省令第一号)

第二条から第三条の二まで、第十二条、第十三条、第十四条及び第三十五条

沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令(昭和五十年総理府・大蔵省令第二号)附則

沖縄振興開発金融公庫による自作農維持資金の融通に関する命令(昭和四十七年総理府・大蔵省・農林省令第一号)

第一条

開拓者に対する沖縄振興開発金融公庫による自作農維持資金の融通の臨時特例に関する命令(昭和四十七年総理府・大蔵省・農林省令第三号)

全条文

国 土 庁

(法 律)

一 自衛隊に関する規定

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)

第十五条及び第三十五条

大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)

第十三条

三 緊急事態に関する規定

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)

第十一条及び第百五条から第百九条まで

七 災害に関する規定

国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)

第二条

特殊土じ、い、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)

第一条から第三条まで及び第五条

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)

第四条及び第九条

奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)

第六条及び附則4

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)

全文

水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)

第十八条、第二十七条及び第二十九条

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)

全文

新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第一百七十七号)

第五条

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)

全文

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)

第三条

首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一百号)

第三条、第五条及び第八条

近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三号)

第五条、第六条及び第九条

小笠原諸島振興特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)

第六条

琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)

附則6

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三十二号)

全文

活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)

全文

水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第十八号)

附則3

国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)

第四条

大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)

全文

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)

全文

国 土 庁

(政 令)

一 自衛隊に関する規定

災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)

第十七条

大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)

第八条

七 災害に関する規定

奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和二十九年政令第二百三十九号)

附則2

北海道東北開発公庫法施行令(昭和三十一年政令第二百二十九号)

第十三条

台風常襲地帯の指定基準に関する政令(昭和三十三年政令第二百十六号)

全文

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長長の報告

八七四

水資源開発公団法施行令(昭和三十七年政令第七十七号)

第十七条から第二十条まで、第二十五条から第二十六条の二まで、第二十六条の四、第二十六条の五、第二十七条、第二十七条の二及び第三十条

災害対策基本法の施行日を定める政令(昭和三十七年政令第二百八十七号)

全文

災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)

全文

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三十三号)

全文

昭和三十七年七月の豪雨による災害等を激甚災害として指定し、及びこれらに対し適用すべき措置を指定する政令(昭和三十七年政令第四百四十八号)

全文

昭和三十九年六月の新潟地震による災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する等の政令(昭和三十九年政令第二百三十六号)

全文

昭和三十九年七月二日から同月十九日までの豪雨による災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する等の政令(昭和三十九年政令第二百七十三号)

全文

昭和四十年六月中旬及び下旬並びに七月の豪雨による災害を激甚災害として指定し、並びにこれに対し適用すべき措置を指定する等の政令(昭和四十年政令第二百八十四号)

全文

昭和四十年九月の台風等による災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する等の政令(昭和四十年政令第三百三十六号)

全文

首都圏近郊緑地保全法施行令(昭和四十二年政令第十三号)

全文

昭和四十二年六月十六日の豪雨及び同月十八日から七月十三日までの豪雨による災害を激甚災害として指定し、並びにこれに対し適用すべき措置を指定する政令(昭和四十二年政令第二百号)

全文

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令(昭和四十三年政令第九号)

全文

離島振興法施行令(昭和四十三年政令第二十七号)

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令等の一部を改正する政令(昭和四十九年政令第六十六号)附則2

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令等の一部を改正する政令(昭和五十年政令第四百十五号)附則3

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令等の一部を改正する政令(昭和五十五年政令第一百一号)附則2

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令等の一部を改正する政令(昭和六十年政令第五百十号)附則2

附則2

昭和四十三年の十勝沖地震による災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する等の政令(昭和四十三年政令第四百四十八号)

全文

昭和四十三年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定等に関する政令(昭和四十四年政令第十三号)

全文

昭和四十四年五月十八日の大火による加賀市の区域に係る災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する政令(昭和四十四年政令第八十七号)

全文

地域振興整備公団法施行令(昭和四十四年政令第二百六号)

全文

昭和四十四年六月二十八日から七月七日までの断続した豪雨による川内市の区域に係る災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する政令(昭和四十四年政令第二百六十六号)

全文

昭和四十四年七月二十七日から八月十二日までの豪雨等による災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する政令(昭和四十四年政令第二百四十一号)

全文

昭和四十五年四月から七月中旬までの長雨等による災害等を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する等の政令(昭和四十五年政令第二百三十三号)

全文

昭和四十五年七月一日の豪雨による市原市等の区域に係る災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する政令(昭和四十五年政令第二百三十四号)

全文

昭和四十五年台風第九号及び台風第十号等による災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する等の政令(昭和四十五年政令第二百七十四号)

全文

昭和四十五年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定等に関する政令(昭和四十六年政令第二十一号)

全文

昭和四十六年六月二日から七月二十七日までの断続した豪雨及び同年台風第十三号による災害を激甚災害として指定し、並びにこれに対し適用すべき措置を指定する政令(昭和四十六年政令第二百七十二号)

全文

昭和四十六年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定等に関する政令(昭和四十六年政令第二百七十三号)

全文

昭和四十六年台風第十九号による災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する等の政令(昭和四十六年政令第二百八十六号)

全文

昭和四十六年台風第二十三号等による災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する等の政令(昭和四十六年政令第二百二十九号)

全文

昭和四十六年七月から十月までの期間内における長期にわたる低温による災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する等の政令(昭和四十六年政令第三百六十二号)

全文

昭和四十七年六月六日から七月十三日までの断続した豪雨等による災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する等の政令(昭和四十七年政令第三百十六号)

全文

昭和四十七年九月六日から十九日までの断続した豪雨、同年台風第二十号等による災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する等の政令(昭和四十七年政令第三百八十号)

全文

昭和四十七年九月十三日から十六日までの豪雨及び同年台風第二十号による高知市の区域に係る災害を激甚災害として指定し、並びにこれに対し適用すべき措置を指定する政令

(昭和四十七年政令第三百八十一号)

全文

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和四十七年政令第四百三十二号)

全文

昭和四十七年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定等に関する政令(昭和四十八年政令第十八号)

全文

昭和四十八年台風第六号及び同年七月二十七日から八月七日までの豪雨による災害を激甚災害として指定し、並びにこれに対し適用すべき措置を指定する政令(昭和四十八年政令第二百六十一号)

全文

昭和四十八年七月三十日及び三十一日の豪雨による大野城市等の区域に係る災害を激甚災害として指定し、並びにこれに対し適用すべき措置を指定する政令(昭和四十八年政令第二百六十二号)

全文

昭和四十八年六月下旬から九月上旬までの期間内における長期にわたる干ばつによる災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する等の政令(昭和四十八年政令第三百五号)

全文

昭和四十八年九月二十三日及び二十四日の豪雨によるむつ市の区域に係る災害を激甚災害として指定し、並びにこれに対し適用すべき措置を指定する政令(昭和四十八年政令第三百四十七号)

全文

昭和四十八年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定等に関する政令(昭和四十九年政令第三十二号)

全文

昭和四十九年一月から二月までの降雪による災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する等の政令(昭和四十九年政令第四百十九号)

全文

国土庁組織令(昭和四十九年政令第二百二十五号)

第八条、第九条、第三十六条、第三十九条及び第四十四条から第四十七条まで

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長長の報告

八七六

昭和四十九年の伊豆半島沖地震による南伊豆町の区域に係る災害を激甚災害として指定し、及びこれに対し適用すべき措置を指定する政令(昭和四十九年政令第二百二十九号)
全文

昭和四十九年五月二十九日から八月一日までの断続した豪雨及び同年台風第八号による災害を激甚災害として指定し、並びにこれに対し適用すべき措置を指定する等の政令(昭和四十九年政令第三百二十四号)
全文

昭和四十九年八月十七日から九月十日までの間の暴風雨等についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和四十九年政令第三百五十二号)
全文

国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)
第六条

昭和四十九年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十年政令第二百四十四号)
全文

昭和五十年五月二十一日から六月九日までの間の降ひょうについての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十年政令第二百十八号)
全文

昭和五十年六月三日から七月十八日までの間の断続した豪雨についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十年政令第二百六十八号)
全文

昭和五十年八月五日から二十五日までの間の豪雨及び暴風雨についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十年政令第二百九十五号)
全文

昭和五十年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十年政令第三百一十一号)
全文

昭和五十年七月中旬から九月下旬までの間の干ばつについての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十年政令第三百二十号)
全文

昭和五十一年五月二十一日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十一年政令第二百三十四号)
全文

全文
昭和五十一年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十一年政令第二百三十五号)

全文
昭和五十一年八月一日から十六日までの間の豪雨についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十一年政令第二百七十四号)

全文
昭和五十一年九月七日から十四日までの間の豪雨及び暴風雨についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十一年政令第二百七十五号)

全文
昭和五十一年十月二十九日山形県酒田市に発生した大火についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十一年政令第二百九十一号)

全文
昭和五十一年六月中旬から十月中旬までの間の低温についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十一年政令第二百九十九号)

全文
昭和五十一年十二月下旬から昭和五十二年三月上旬までの間の降雪及び低温についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十二年政令第二百六号)

全文
昭和五十二年五月二十九日から七月二十一日までの間の豪雨についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十二年政令第二百六十二号)

全文
昭和五十二年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十二年政令第二百六十四号)

全文
昭和五十二年八月四日から二十二日までの間の豪雨についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十二年政令第二百九十九号)

全文
昭和五十二年九月九日及び十日の暴風雨についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十二年政令第三百号)

昭和五十三年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十三年政令第二十四号)

全文

活動火山対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第二百七十四号)

全文

昭和五十三年六月の宮城県沖地震についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十三年政令第二百九十七号)

全文

昭和五十三年六月十日から七月一日までの間の豪雨等についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十三年政令第三百十二号)

全文

昭和五十三年七月上旬から九月中旬までの間の干ばつについての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十三年政令第三百六十二号)

全文

昭和五十三年九月十五日及び十六日の暴風雨についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十三年政令第三百六十九号)

全文

大規模地震対策特別措置法の施行期日を定める政令(昭和五十三年政令第三百八十四号)

全文

大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)

全文

国土審議会令(昭和五十四年政令第三十三号)

第一条

昭和五十四年四月十八日から二十二日までの間の降雪及び低温についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十四年政令第五百七十七号)

全文

昭和五十四年六月十六日から八月七日までの間の豪雨についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十四年政令第二百四十九号)

全文

昭和五十四年九月二十四日から十月一日までの間の豪雨及び暴風雨についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十四年政令第二百七十八号)

全文

昭和五十四年十月十七日から二十日までの間の暴風雨についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十四年政令第二百八十七号)

全文

昭和五十四年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十五年政令第十三号)

全文

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和五十五年政令第七十四号)

全文

昭和五十五年六月二日から八月五日までの間の豪雨についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十五年政令第二百三十八号)

全文

昭和五十五年八月二十一日から三十一日までの間の豪雨についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十九号)

全文

昭和五十五年七月から九月までの間の低温についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十五年政令第二百九十号)

全文

昭和五十五年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十六年政令第十五号)

全文

昭和五十五年十二月中旬から昭和五十六年三月上旬までの間の降雪等についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十六年政令第三百三十二号)

全文

昭和五十六年六月二十二日から七月十六日までの間の豪雨についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十六年政令第二百七十七号)

全文

昭和五十六年八月三日から六日までの間の豪雨及び暴風雨についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十六年政令第二百八十五号)

全文

昭和五十六年八月二十一日から二十三日までの間の豪雨及び暴風雨についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十六年政令第二百八十八号)

全文

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長長の報告

昭和五十六年八月から十月までの間の低温についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十六年政令第三百四十号)

全文

昭和五十六年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十七年政令第二十二号)

全文

昭和五十七年七月五日から八月三日までの間の豪雨及び暴風雨についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十七年政令第二百二十七号)

全文

昭和五十七年八月二十五日から二十八日までの間の暴風雨についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十七年政令第二百八十七号)

全文

昭和五十七年九月十日から十三日までの間の豪雨及び暴風雨についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十七年政令第三百十一号)

全文

昭和五十七年六月下旬から七月下旬までの間の低温についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十七年政令第三百一十一号)

全文

昭和五十七年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十八年政令第十七号)

全文

昭和五十八年四月二十七日に発生した大火による青森県三戸郡南郷村等の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十八年政令第三百三十号)

全文

昭和五十八年の日本海中部地震についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十八年政令第五百一十一号)

全文

昭和五十八年五月二十四日から七月二十八日までの間の豪雨についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十八年政令第九十五号)

全文

昭和五十八年九月二十五日から二十九日までの間の暴風雨及び豪雨についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十八年政令第二百三十

一号)

全文

昭和五十八年十月三日の火山噴火による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十八年政令第二百四十九号)

全文

昭和五十八年六月及び七月の低温についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十八年政令第二百五十一号)

全文

昭和五十八年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十九年政令第二十一号)

全文

昭和五十八年十二月中旬から昭和五十九年三月中旬までの間の降雪についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十九年政令第二百二十四号)

全文

昭和五十九年の長野県西部地震による長野県木曾郡王滝村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十九年政令第三百九号)

全文

昭和五十九年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和六十年政令第十六号)

全文

昭和六十年五月二十七日から七月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和六十年政令第二百五十九号)

全文

昭和六十年八月二十八日から九月一日までの間の暴風雨についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和六十年政令第二百九十号)

全文

昭和六十年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和六十年政令第十四号)

全文

国 土 庁

(府令・省令)

七 災害に関する規定

地形調査作業規程準則(昭和二十九年総理府令第五十号)

第四条及び第十四条

台風常襲地帯の指定基準に関する政令第一号に規定する期間を定める総理府令(昭和三十三年総理府令第五十九号)

全文文

災害対策基本法施行規則(昭和三十七年総理府令第五十二号)

全文文

水資源開発公団の財務及び会計に関する総理府令(昭和三十七年総理府令第六十五号)

第十条及び第十九条

土地分類調査作業規程準則(昭和四十一年総理府令第十二号)

第九条及び第十四条

活動火山対策特別措置法施行規則(昭和四十八年総理府・農林省令第一号)

全文文

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則(昭和四十九年総理府令第三十九号)

全文文

大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和五十四年総理府令第三十八号)

全文文

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則(昭和五十五年総理府令第二十七号)

全文文

法 務 省

(法律)

二 在日米軍に関する規定

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(昭和二十七年法律第二百一十一号)

全文文

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第三百三十八号)

全文文

国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律(昭和二十九年法律第五十号)

第一条

接収不動産に関する借地借家臨時処理法(昭和三十一年法律第三百三十八号)

第一条及び第二条

五 「戦時又は事変」に関する規定

不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)

第二十二條

公証人法(明治四十一年法律第五十三号)

第二十五條

戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)

第八十九條

商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第七條

六 天災事変に関する規定

監獄法(明治四十一年法律第二十八号)

第二十一條及び第二十二條

七 災害に関する規定

罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)

第二十五條の二

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律(昭和二十二年法律第六十号)

全文文

輕犯罪法(昭和二十三年法律第三十九号)

第一条

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律(昭和二十三年法律第二百二十七号)

全文文

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

八八〇

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和二十四年法律第五十一号)
全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和二十五年法律第四十六号)
全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和二十五年法律第二百二十四号)
全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和二十七年法律第一号)
全文

会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)
第二百六十九条

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和二十七年法律第二百二十九号)
全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和三十年法律第八十一号)
全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和三十年法律第九十二号)
全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和三十一年法律第七十号)
全文

民事執行法(昭和五十四年法律第四号)
第三百三十一條

法 務 省
(政 令)

七 災害に関する規定

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定め

る政令(昭和三十一年政令第六十五号)
全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十一年政令第二百七十六号)
全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十一年政令第二百九十七号)
全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十四年政令第二号)
全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十四年政令第二百二十四号)
全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十四年政令第三百五十二号)
全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十五年政令第六十四号)
全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十五年政令第二百九十五号)
全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十六年政令第二百十三号)
全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十六年政令第三百六十号)
全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十一年政令第二百三十七号)
全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和四十年政令第十三号)
全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和四十二年政令第二百十八号)
全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和五十一年政令第二百九十二号)
全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和五十四年政令第四百六十六号)
全文文

法 務 省

(省 令)

五 「戦時又は事変」に関する規定

不動産登記法施行細則(明治三十二年司法省令第十一号)

第二十条

戸籍法施行規則(昭和二十二年司法省令第九十四号)

第七条

供託規則(昭和三十四年法務省令第二号)

第十二条

商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)

第十三条

六 天災事変に関する規定

明治四十一年司法省令第三十一号

第一条

外 務 省

(法 律)

二 在日米軍に関する規定

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有的財産の管理に関

昭和六十一年五月十三日 衆議院会議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

する法律(昭和二十七年四月二十八日号外第百十号)

第七条

五 「戦時又は事変」に関する規定

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)

第九条の二

外 務 省

(政 令)

二 在日米軍に関する規定

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有的財産の管理に関する法律施行令(昭和二十八年九月十七日政令第二百八十五号)

全文文

外 務 省

(省 令)

五 「戦時又は事変」に関する規定

住居手当の支給に関する規則(昭和四十四年外務省令第七号)

第八条の二

戦争等による特別事態の際の在勤手当に関する省令(昭和五十一年外務省令第四号)

全文文

大 蔵 省

(法 律)

一 自衛隊に関する規定

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律百十二号)

全文文

国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)

第二百六条の五並びに附則第十二条の九及び第十三条の七

二 在日米軍に関する規定

駐留軍労務者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律(昭和二十五年法律第五号)

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

八八二

第一項

特別調査資金設置令(昭和二十六年政令第二百五号)

全条文

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国所有の財産の管理に関する法律(昭和二十七年法律第百十号)

全条文

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)

全条文

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)

全条文

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)

全条文

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ事業法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十四号)

全条文

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)

第三条から第六条まで

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)

第八十八条の二

租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第十三号)附則第十七条
租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第六号)附則第十八条

物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)

附則第六条

物品税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十四号)附則第八条

物品税法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第十三号)附則第七条

物品税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二十二号)附則第八条

物品税法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第十四号)附則第六条

物品税法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第十五号)附則第八条

三 緊急事態に関する規定

財政法第三条の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二十七号)

全条文

五 「戦時又は事変」に関する規定

会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)

第一条及び第三十七条

戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)

全条文

企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)

第一条、第三条及び第五十四条の二

資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)

第二十九条

連合国財産補償法(昭和二十六年法律第二百六十四号)

第二条から第五条まで及び第七條から第十四条まで

六 天災事変に関する規定

関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)

第十二条

七 災害に関する規定

関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)

第十条及び第十三条

農業共済再保険特別會計法(昭和十九年法律第十一号)

全条文

大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律(昭和二十二年法律第百二十九号)

第一条

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)

全条文

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)
第二条及び第四条

国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)

第二十二条

国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律(昭和二十四年法律第七十六号)

第二条

資産再評価法(昭和二十五年法律第一百十号)

第四十九条

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)

第一条、第十七条、第二十一条、第二十一条の二、第二十一条の四、第二十二條、第二十三條、第二十四條、第三十四條及び第三十五條

住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第八十七号)附則2

住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十九号)附則2及び4

住宅金融公庫法及び北海道防家住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第八十七号)附則

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)

第七条の三

国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)

第二条

中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)

第百八条の九

酒税法(昭和二十八年法律第六号)

第二十八條及び第二十八條の二

関税法(昭和二十九年法律第六十一号)

第二十三條、第四十五條、第六十三條及び第六十五條

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)

第十一條、第十二條及び第十五條

砂糖消費税(昭和三十年法律第三十八号)

第十五條及び第十五條の二

自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)

第二条

国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第一百四十四号)
第二十四条

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)

第四条の三、第十条の二から第十一條まで、第三十五條、第三十六條の二、第四十一條、第四十二條の五から第四十三條まで、第五十七條の四及び第五十七條の六

揮発油税法(昭和三十一年法律第五十五号)

第十四條及び第十四條の二

トランプ類税法(昭和三十一年法律第七十三号)

第十五條及び第十五條の二

国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)

第七十五條及び第七十一條

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)

第七条の三

治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)

第一条

物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)

第十七條、第十八條及び第二十條

国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)

第十一條、第四十六條及び第六十三條

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)

第二条、第五十一條、第六十二條、第七十條及び第七十二條

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第三十三條、第五十八條及び第七十五條

石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)

第十一條及び第十三條

地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)

全文

石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)

第十條

たばこ消費税法(昭和五十九年法律第七十二号)

第十二條及び第十三條並びに附則第八條及び第十條

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

大 蔵 省

(政 令)

一 自衛隊に関する規定	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和二十九年政令第百三十三号)
国家公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)	附則第六条の三及び第七条
国家公務員宿舎法施行令(昭和三十三年政令第三百四十一号)	第九条
二 在日米軍に関する規定	予算決算及び会計令臨時特例(昭和二十一年勅令第五百五十八号)
第一条から第三条まで、第四条の十及び第五条	特別調達資金設置令施行令(昭和二十六年政令第二百七十一号)
全文文	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和二十七年政令第二百四十四号)
全文文	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和二十七年政令第二百二十五号)
全文文	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替管理令等の臨時特例に関する政令(昭和二十七年政令第二百二十七号)
全文文	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国有の財産の管理に関する法律施行令(昭和二十八年政令第二百八十五号)
全文文	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替管理令等の臨時

特例に関する政令(昭和二十九年政令第二百二十九号)	第三条
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)	第二条
租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)	第四十六条の二から第四十六条の五まで
住宅金融公庫法施行令(昭和三十三年政令第七十号)	第四条、第十条、第十三条の二及び第十四条
住宅金融公庫法施行令及び北海道防衛住宅建設等促進法施行令の一部を改正する政令(昭和五十一年政令第二百九十六号)附則2	第四条
国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)	附則第十條の二
国家公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)	物品税法施行令(昭和三十七年政令第九十九号)
第二十九条	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第五百一十一号)
第七十六條の二及び第九十八條	五 「戦時又は事変」に関する規定
会社経理応急措置法施行令(昭和二十一年勅令第三百九十一号)	第二条、第九条及び第二十四条
戦時補償特別措置法の施行期日等を定める勅令(昭和二十一年勅令第四百九十六号)	全文文
戦時補償特別措置法施行規則(昭和二十一年勅令第四百九十七号)	全文文
企業再建整備法施行令(昭和二十一年勅令第五百一号)	第七条
旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四	

年政令第二百九十一号)

第七条

七 災害に関する規定

予算決算及び会計令臨時特例(昭和二十一年勅令第五百五十八号)

第二条

予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)

第九十九条

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令(昭和二十二年政令第二百六十八号)

全文

相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)

第四条の二十

中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)

第二条

中小企業融資保証法施行令(昭和二十七年政令第十六号)

第五条

国有財産特別措置法施行令(昭和二十七年政令第二百六十四号)

第一条の二及び第九条

国有財産特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和四十八年政令第二百十二号)附則2及び3

農林漁業金融公庫法施行令(昭和二十八年政令第三十二号)

第二項

関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)

第二十一条の五

関税定率法施行令(昭和二十九年政令第五百五十五号)

第三条の二及び第十一条

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号)

第十四条

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)

第二条

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)

昭和六十一年五月十三日 衆議院会議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

第二条の二十四、第五条の四、第六条、第十九条、第二十条の二、第二十五条の十一、第二十七条の五、第二十七条の六、第二十八条、第三十三条の四及び第四十五条の二

国家公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)

第三十七条及び第三十八条

国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百十五号)

第三条、第七条、第十三条、第十四条、第二十三条、第二十六条の二、第三十八条及び第四十二条

所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)

第一条、第九条、第四十条、第二百三十三号、第二百六十六号、第二百九十九号及び第二百九十二条

法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)

第六十八号、第一百十五号及び第一百十六号

特定国有財産整備特別会計法施行令(昭和四十四年政令第四十八号)

第十条

清酒製造業の安定に関する特別措置法施行令(昭和四十五年政令第二百二十五号)

第三条

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百五十一号)

第五十条

沖縄復興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第百八十六号)

第一条、第五条及び第八号

電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和四十九年政令第三百四十号)

第一条

自作農維持資金融通法第四項の規定による利率を定める政令(昭和五十三年政令第二百三十二号)

全文

大 蔵 省

(府令・省令)

一 自衛隊に関する規定

国家公務員等共済組合法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第五十四号)

第百十五号の二

二 在日米軍に関する規定

駐留軍労務者及び公共事業労務者に支払うべき給与金支払に関する特別取扱規則(昭和二

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長長の報告

十六年大蔵省令第七十一号)

第一条及び第三条から第七条まで

外国保険業者に関する法律施行規則(昭和二十六年大蔵省令第八十一号)

第三条の四

租税特別措置法施行規則(昭和三十一年大蔵省令第十五号)

第十四条

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入品の譲渡申告書の様式を定める省令(昭和三十三年大蔵省令第十九号)

全文文

特別調達資金債権管理事務取扱規則(昭和三十三年大蔵省令第四十五号)

全文文

沖縄の復帰に伴う国税関係令の適用の特別措置等に関する省令(昭和四十七年大蔵省令第四十二号)

第三十四条

特殊決済方法に関する省令(昭和五十五年大蔵省令第四十八号)

第七条

軍票による支払等の許可の申請手続に関する省令(昭和五十五年大蔵省令第四十九号)

全文文

五 「戦時又は事变」に関する規定

会社経理応急措置法施行規則(昭和二十一年大蔵省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令第一号)

第一条

会社経理応急措置法施行令第二十四条の規定による債権に関する件(昭和二十一年大蔵省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令第二号)

第二条から第四条まで

企業再建整備法施行規則(昭和二十一年商工省令、大蔵省令、司法省令、農林省令、運輸省令、厚生省令第一号)

第一条、第二条及び第二十一条の二

戦時補償特別措置法施行規則(昭和二十一年大蔵省令第百十三号)

全文文

企業再建整備法施行令第七条第一項、第三項、第四項及び第六項の規定に関する省令(昭和

和二十二年大蔵省令第五十九号)

第二条及び第三条

閉鎖機関の残余財産の処分の特例に関する省令(昭和二十四年大蔵省令第二十五号)

第二条

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の施行に関する省令(昭和二十四年法務府令、外務省令、大蔵省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令第一号)

第三条

連合国財産補償法施行規則(昭和二十七年大蔵省令第五十号)

第一条及び第二条

七 災害に関する規定

国有財産法施行規則(昭和二十三年大蔵省令第九十二号)

第四号様式

農林漁業金融公庫による自作農維持資金の融通に関する省令(昭和三十年大蔵省令、農林省令第一号)

第一条

住宅金融公庫法施行規則(昭和二十九年大蔵省令、建設省令第一号)

第一条、第一条の三、第一条の四、第二条の三、第二条の四、第十一条及び第十一条の三

住宅金融公庫法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十三年大蔵省令、建設省令第一号)附則2

住宅金融公庫法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十四年大蔵省令、建設省令第一号)附則

住宅金融公庫法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十年大蔵省令、建設省令第二号)附則

住宅金融公庫法施行規則及び北海道防衛住宅建設等促進法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十年大蔵省令、建設省令第二号)附則2

租税特別措置法施行規則(昭和三十一年大蔵省令第十五号)

第十条、第十三条の三及び第二十二條の十四

国家公務員等共済組合法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第五十四号)

第十条、第七十一条、第七十四条及び第百十三條並びに別紙様式第三十三号並びに別表第一号表の一、二及び四から十まで

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)

第九十五条の三

所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)

第一条

清酒製造業の安定に関する特別措置法施行規則(昭和四十五年大蔵省令第四十三号)

第二条

沖繩振興開発金融公庫法施行規則(昭和四十七年総理府令、大蔵省令第一号)

第二条から第三条の二まで、第十二条から第十四条まで及び第三十五条

沖繩振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令(昭和五十年総理府令、大蔵省令第二号)附則

沖繩振興開発金融公庫による自作農維持資金の融通に関する命令(昭和四十七年総理府令、大蔵省令、農林省令第一号)

第一条

開拓者に対する沖繩振興開発金融公庫による自作農維持資金の融通の臨時特例に関する命令(昭和四十七年総理府令、大蔵省令、農林省令第三号)

全文文

有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令(昭和四十八年大蔵省令第五号)

第十九条並びに第二号様式、第三号様式、第七号様式及び第八号様式

資金運用部資金の管理及び運用の手續に関する規則(昭和四十九年大蔵省令第四十二号)

第十五条及び第四十三条並びに別紙第十五号書式(裏面)、第十八号書式(裏面)、第二十号書式(甲)及び第二十一号書式(裏面)

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)

第六十三条

文 部 省

(法 律)

七 災害に関する規定

公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)

全文文

文 部 省

(政 令)

七 災害に関する規定

公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令(昭和二十八年政令第三百七十三号)

全文文

文 部 省

(省 令)

七 災害に関する規定

公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行規則(昭和三十年文部省令第二号)

全文文

文部省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令(昭和四十一年文部省令第二十五号)

第三条及び第十条

日本育英会が行う学資金回収業務の方法に関する省令(昭和五十九年文部省令第四十二号)

厚 生 省

(法 律)

二 在日米軍に関する規定

水道法(昭和三十一年法律第七十七号)

附則第十条

輸出検査法(昭和三十一年法律第九十七号)

第四十六条

四 非常事態に関する規定

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第四百四十四号)附則

11

五 「戦時又は事変」に関する規定

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)

第二条、第七条、第二十三条及び第三十四条

未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)

第二条から第四条まで、第六条、第九条及び第十三条

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第一百五号)附則13及び14

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)

第二条

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)

第二条

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)

第二条

七 災害に関する規定

災害救助法(昭和二十二年法律第一百十八号)

全条文

死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)

第八条

日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)

第二十七条及び第三十二条

と畜場法(昭和二十八年法律第一百四号)

第九条

公衆衛生修学資金貸与法(昭和三十一年法律第六十五号)

第十条

水道法(昭和三十一年法律第七十七号)

第十五条、第四十条及び第四十五条

国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)

第三十六条の四

社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第一百五十五号)

第十六条

水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)

第十八条、第二十七条及び第二十九条

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)

第七条及び第十二条

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)

第五条の二及び第九条

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)

第六条、第十二条及び第二十一条

児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)

第八条

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)

全条文

厚生省

(政令)

七 災害に関する規定

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)

全条文

予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号)

第二条

伝染病予防法施行令(昭和二十五年政令第二十号)

第八条

船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)

第四条

国民健康保険法施行令(昭和三十三年法律第三百六十二号)

第二十九条

児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)

第二条

水資源開発公団法施行令(昭和三十七年政令第七十七号)

第十七条から第二十条まで、第二十五条から第二十六条の二まで、第二十六条の四、第二十六条の五、第二十七条、第二十七条の二及び第三十条

水資源開発公団法施行令の一部を改正する政令(昭和四十三年政令第二百八十号)附則第七條

母子及び寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)

第七条、第十六条、第十八条及び第二十六条

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)

第七条及び第九条

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和四十八年政令第三百七十四号)

全条文

老人保健法施行令(昭和五十七年政令第二百九十三号)

第三条

厚生省
(省令)

二 在日米軍に関する規定
輸出検査法施行規則(昭和三十三年厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令第一号)
第八条
五 「戦時又は事変」に関する規定
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第十六号)
第一条、第二十四条の二、第二十五条及び第三十六条の二
七 災害に関する規定
災害救助法施行規則(昭和二十二年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号)
全条文
食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)
第二条
医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)
第三十条の二十五
児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)
第七条
公衆衛生修学資金貸与法施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十六号)
第八条
精神薄弱者援護施設基準(昭和三十五年厚生省令第十四号)
第三条及び第十六条
放射性医薬品製造規則(昭和三十六年厚生省令第四号)
第十条
児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)
第二十六条
国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和三十八年厚生省令第十号)
第六条
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十八号)
第二十八条
養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生

昭和六十一年五月十三日 衆議院会議録第二十八号 朗読を省略した議長長の報告

農林水産省

(法律)

省令第十九号)
第八条
厚生省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(昭和四十三年厚生省令第四十二号)
第三条
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)
第九条
障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四号)
第十八条
老人保健法施行規則(昭和五十八年厚生省令第二号)
第二十条
二 在日米軍に関する規定
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律(昭和三十五年法律第二百二号)附則第五条
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十九年法律第四百十八号)
第一条及び第二条並びに附則1
輸出検査法(昭和三十三年法律第九十七号)
第四十六条
五 「戦時又は事変」に関する規定
水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)
法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和二十四年法律第百三十七号)附則6
七 災害に関する規定
漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)
第一条、第三条ノ三及び第三条ノ四

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

八九〇

森林国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)

第二条

森林火災国営保険法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四号)附則5から7まで

農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)

全条文

国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)

第一条

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)

全条文

競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)

第一条及び第二十三条の三

農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)

第三条から第五条まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)

第二条、第四十九条、第八十七條の二、第八十八条、第九十条の二及び第二百二十条

漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)

第三十六条

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)

全条文

漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)

第十九条

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)

全条文

農産物検査法(昭和二十六年法律第一百四十四号)

第三条、第六条及び第十三条

国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)

第八条の四

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)

第十条、第十条の二、第十四条、第三十四条及び第四十四条並びに附則3

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)

第一条から第三条まで及び第五条

農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二二号)

全条文

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)

第四十二条

臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)

第二条及び第四十九条

中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)

第八八条の九及び第八八条の十

昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第八十七号)

全条文

昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十四号)

全条文

昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百七十四号)

全条文

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)

第八条

酪農振興法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第百号)附則2

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百一十一号)附則5

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十六号)

全条文

自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第百六十五号)

第二条

森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)

第十八条及び第二十条

海岸法(昭和三十一年法律第百一十号)

第六条、第十六条、第二十五条、第二十六条、第二十九条及び第三十一条並びに附則4

海岸法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第十号)附則2

海岸法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第十号)附則2

農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)
第十条

中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第一百五十五号)
第八条

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第七十一号)附則第六条

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十七号)附則第六条

開拓官農振臨時措置法(昭和三十一年法律第五十八号)
第三条

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓官農振臨時措置法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八号)附則1から3まで

地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)
全文

農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)
第一条

経済基盤強化のための資金及び特別の基金に関する法律(昭和三十三年法律第六十九号)
第七条

治山治水緊急措置法(昭和三十三年法律第二十一号)
第二条

農業基本法(昭和三十六年法律第二百二十七号)
第十条

水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)
第十八条、第二十七条及び第二十九条

沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第六十五号)
第三条

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)
全文

林業基本法(昭和三十九年法律第六十一号)
第十一条

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)
第三条

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)
第十五条の十五及び第十五条の十七

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)
第七条

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)
第三十四条

農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
第五十五条

活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)
全文

農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)
第十九条及び第二十五条

林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)
第十条

森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)
附則第十八条

沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)
第十条

農林水産省

(政令)

二 在日米軍に関する規定

砂糖の価格安定等に関する法律施行令(昭和四十年政令第二百八十二号)
第六条

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令(昭和四十年政令第三百三十八号)
第六条

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法施行令(昭和六十一年政令第十五号)
第八条

五 「戦時又は事変」に関する規定

農林省関係許可認可等特例(昭和十八年勅令第九百三十号)
昭和十九年勅令第五百三十三号附則2

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

八九二

土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号) 第三十一条	七 災害に関する規定	漁船再保険及漁業共済保険特別会計法施行令(昭和十二年勅令第二百三十四号) 第四条及び第四条ノ二	都道府県農業共済保険審査会規程(昭和十六年勅令第八百八十九号) 全文文	農業共済再保険特別会計法施行令(昭和十九年勅令第四百五十七号) 全文文	国有林野事業特別会計法施行令(昭和二十二年政令第二百九十三号) 第六条の二	農業災害補償法施行令(昭和二十二年政令第二百九十九号) 全文文	農業災害補償法による農作物共済の共済目的たる食糧農作物を指定する政令(昭和二十三年政令第二百二十三号) 全文文	土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号) 第二条、第四十九条、第五十条、第五十一条、第五十二条から第五十三条まで、第五十三 条の四及び第五十三條の六並びに附則7、16から18まで及び20並びに別表第五、第 八、第十一、第十四及び第十七	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和二十五年政 令第五百五十二号) 全文文	漁港法施行令(昭和二十五年政令第二百三十九号) 第十条	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和二十六年政令第一百七号) 全文文	森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号) 第十四条及び附則6	農業改良助長法施行令(昭和二十七年政令第四百四十八号) 第五条
------------------------------------	------------	--	--	--	--	------------------------------------	--	---	--	--------------------------------	---	--------------------------------------	------------------------------------

農林水産省組織令(昭和二十七年政令第三百八十九号) 第十七条、第五十一条、第五十五条、第六十一条、第六十二条、第八十三条、第五百五十 六条、第六百六十条、第七百七十八号、第八百八十一条、第八百八十八号及び第九百九十八号	農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号) 第十六条	中小漁業融資保証法施行令(昭和二十八年政令第十六号) 第五条	農林漁業金融公庫法施行令(昭和二十八年政令第三十二号) 第二項	森林国営保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十五号) 森林火災国営保険法施行令の一部を改正する政令(昭和三十六年政令第四十八号)附則2	昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者 等に対する資金の融通に関する特別措置法施行令(昭和二十八年政令第三百七十一号) 全文文	政府に売り渡すべき米穀に関する政令(昭和三十年政令第三百三十四号) 第七條の二及び第八條	森林開発公団法施行令(昭和三十一年政令第二百八十八号) 第一条の二から第三条まで、第六條及び第七條	海岸法施行令(昭和三十一年政令第三百三十二号) 第八條	開拓官農振興臨時措置法施行令(昭和三十一年政令第二百二十九号) 第七條	水資源開発公団法施行令(昭和三十七年政令第七十七号) 第十七條から第二十條まで、第二十五條から第二十六條の二まで、第二十六條の四、第 二十六條の五、第二十七條、第二十七條の二及び第三十條	水資源開発公団法施行令の一部を改正する政令(昭和四十三年政令第二百八十号)附則第 七條	昭和三十七年四月、六月及び七月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する 資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和三十七年政令第三百十八号) 全文文	昭和三十七年夏の干ばつ、暴風雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金 の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和三十七年政令第四百二十三号)
---	---------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	---	--	---	--	--------------------------------	--	---	--	--	--

全条文

昭和三十八年一月から二月までの降雪等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和三十八年政令第五十五号)

全条文

昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和三十八年政令第二百七十六号)

全条文

昭和三十九年四月の降雪等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和三十九年政令第九十号)

全条文

昭和三十九年五月の降雪等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和三十九年政令第九十一号)

全条文

昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和三十九年政令第二百六十三号)

全条文

昭和三十九年六月の新潟地震についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和三十九年政令第二百七十一号)

全条文

昭和三十九年七月の豪雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和三十九年政令第二百八十三号)

全条文

漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十三号)

全条文

昭和三十九年七月から十月までの低温等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和三十九年政令第三百四十三号)

全条文

昭和三十九年九月の暴風雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和三十九年政令第三百五十二号)

全条文

昭和三十九年八月から十月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和三十九年政令第三百五十二号)

金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和三十九年政令第三百五十九号)

全条文

昭和四十年六月中旬及び下旬並びに七月の豪雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十年政令第二百九十三号)

全条文

昭和四十年八月上旬の暴風雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十年政令第三百六号)

全条文

昭和四十年九月の暴風雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十年政令第三百四十一号)

全条文

昭和四十年七月から十月までの低温等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十年政令第三百六十八号)

全条文

昭和四十一年六月及び七月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十一年政令第二百九十三号)

全条文

昭和四十一年九月下旬の暴風雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十一年政令第三百五十八号)

全条文

昭和四十一年五月から十月までの低温等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十一年政令第三百六十九号)

全条文

昭和四十二年八月下旬の豪雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十二年政令第三百号)

全条文

昭和四十二年七月中旬から十月中旬までの干ばつについての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十二年政令第三百三十一号)

全条文

昭和四十三年二月の降雪等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十三年政令第五十二号)

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長長の報告

八九四

全文文

昭和四十三年九月下旬の暴風雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十三年政令第三百十二号)

全文文

昭和四十四年六月及び七月の豪雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十四年政令第二百十四号)

全文文

昭和四十四年五月から十月までの低温についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十四年政令第二百七十七号)

全文文

昭和四十五年四月から七月中旬までの長雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十五年政令第二百三十二号)

全文文

昭和四十五年八月の暴風雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十五年政令第二百七十三号)

全文文

海洋水産資源開発促進法施行令(昭和四十六年政令第二百五号)

全文文

昭和四十六年八月上旬の暴風雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十六年政令第二百八十五号)

全文文

昭和四十六年八月下旬から九月中旬までの暴風雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十六年政令第三百二十八号)

全文文

昭和四十六年七月から十月までの期間内における長期にわたる低温についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十六年政令第三百六十一号)

全文文

沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第五百十八号)

全文文 第四号、第三十七号及び第八十六号

昭和四十七年六月及び七月の豪雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十七年政令第三百十五号)

全文文

昭和四十七年九月上旬及び中旬の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十七年政令第三百七十九号)

全文文

昭和四十八年六月下旬から九月上旬までの期間内における長期にわたる干ばつについての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十八年政令第三百四号)

全文文

昭和四十九年一月から二月までの降雪についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十九年政令第四百十八号)

全文文

農用地開発公団法施行令(昭和四十九年政令第二百五号)
第十二条、第十八条及び第二十三条

昭和四十九年八月十七日から九月十日までの間の暴風雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和四十九年政令第三百五十一号)

全文文

農業災害補償法による果樹共済の共済目的たる果樹を指定する政令(昭和五十年政令第三十七号)

全文文

昭和五十年五月二十一日から六月九日までの間の降ひょうについての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和五十年政令第二百十七号)

全文文

昭和五十年八月五日から二十五日までの間の豪雨及び暴風雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和五十年政令第三百八号)

全文文

昭和五十年七月中旬から九月下旬までの間の干ばつについての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和五十年政令第三百十九号)

全条文

林業改善資金助成法施行令(昭和五十一年政令第百三十一号)

第一条

昭和五十一年九月七日から十四日までの間の豪雨及び暴風雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和五十一年政令第百七十七号)

全条文

昭和五十一年六月中旬から十月中旬までの間の低温についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(昭和五十一年政令第百九十八号)

全条文

松くい虫被害対策特別措置法施行令(昭和五十一年政令第百号)

第一条

昭和五十一年十二月下旬から昭和五十二年三月上旬までの間の降雪及び低温についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和五十一年政令第百五号)

全条文

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令(昭和五十二年政令第百七十二号)

第二条

自作農維持資金融通法附則第四項の規定による利率を定める政令(昭和五十三年政令第百三十二号)

全条文

国有林野事業改善特別措置法施行令(昭和五十三年政令第百八十三号)

第一条

昭和五十三年六月十日から七月一日までの間の豪雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和五十三年政令第百一十一号)

全条文

昭和五十三年七月上旬から九月中旬までの間の干ばつについての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和五十三年政令第百六十一号)

全条文

昭和五十三年九月十五日及び十六日の暴風雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和五十三年政令第百六十八号)

全条文

昭和五十四年四月十八日から二十二日までの間の降雪及び低温についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和五十四年政令第百五十六号)

全条文

昭和五十四年九月二十四日から十月一日までの間の豪雨及び暴風雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和五十四年政令第百七十七号)

全条文

昭和五十四年十月十七日から二十日までの間の暴風雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和五十四年政令第百八十六号)

全条文

昭和五十五年七月から九月までの間の低温についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和五十五年政令第百八十九号)

全条文

農業災害補償法による畑作物共済の共済目的たる農作物を指定する政令(昭和五十六年政令第百二十七号)

全条文

昭和五十五年十二月中旬から昭和五十六年三月上旬までの間の降雪等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和五十六年政令第百三十号)

全条文

昭和五十六年八月三日から六日までの間の豪雨及び暴風雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和五十六年政令第百八十四号)

全条文

昭和五十六年八月二十一日から二十三日までの間の豪雨及び暴風雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和五十六年政令第百七十七号)

全条文

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

昭和五十六年八月から十月までの間の低温についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和五十六年政令第三百二十九号)
全文

昭和五十七年七月五日から八月三日までの間の豪雨及び暴風雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和五十七年政令第二百四十九号)
全文

昭和五十七年六月下旬から七月下旬までの間の低温についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和五十七年政令第三百十二号)
全文

昭和五十八年の日本海中部地震についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和五十八年政令第六十五号)
全文

昭和五十八年六月及び七月の低温についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和五十八年政令第二百五十号)
全文

昭和六十年五月二十七日から七月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和六十年政令第二百五十八号)
全文

昭和六十年八月二十八日から九月一日までの間の暴風雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和六十年政令第二百八十九号)
全文

農林水産省
(府令・省令)

二 在日米軍に関する規定

農地法施行規則(昭和二十七年農林省令第七十九号)
第十一条

輸出検査法施行規則(昭和三十三年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第一号)
第八条

七 災害に関する規定

都道府県農業共済保険審査会規程施行規則(昭和十六年農林省令第八十号)
全文

農業災害補償法施行規則(昭和二十二年農林省令第九十五号)
全文

農業災害補償法第十四条の規定による事務費国庫負担金交付規則(昭和二十三年農林省令第三号)
全文

土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)
第一条及び第四十条

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)
第四十一条

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第九十四号)
全文

国有林野法施行規則(昭和二十六年農林省令第四十号)
第十七条の四

漁港法施行規則(昭和二十六年農林省令第四十七号)
第十二条

海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金を施行する省令(昭和二十六年農林省令第五十三号)
全文

森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)
第三条及び第二十二條の十五

農業共済基金法施行規則(昭和二十七年農林省令第五十五号)
全文

国有林野事業特別会計の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和三十年農林省令第十五号)
第十五条及び第十六条

農林漁業金融公庫による自作農維持資金の融通に関する省令(昭和三十年大蔵省・農林省令第一号)
第一条

海岸法施行規則(昭和三十一年農林省・運輸省・建設省令第一号)

第二条

農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う共済事業に係る責任準備金の積立に関する省令(昭和三十三年農林省令第七号)

第二条

土地改良機器器具の無償貸付等に関する省令(昭和三十四年農林省令第三十四号)

第二条

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十八条第一項の特別措置適用申請書に関する省令(昭和三十八年農林省令第四号)

全条文

農業共済再保険特別会計法施行令第五条ノ二第一項の規定に基づく農作物共済、蚕繭共済、果樹共済及び畑作物共済に係る再保険金の概算払の額の限度に関する省令(昭和三十九年農林省令第二十一号)

全条文

漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)

全条文

漁獲金額の認定基準等に関する省令(昭和三十九年農林省令第四十四号)

全条文

農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和四十四年農林省令第四十五号)

第三十六条

作物統計調査規則(昭和四十六年農林省令第四十号)

第三条及び第六から第八条まで

養蚕取繭量統計調査規則(昭和四十六年農林省令第四十一号)

第三条、第六条及び第七条

卸売市場法施行規則(昭和四十六年農林省令第五十二号)

第二十三条

沖縄振興開発金融公庫による自作農維持資金の融通に関する命令(昭和四十七年総理府・大蔵省・農林省令第一号)

第一条

沖縄の復帰に伴う農林水産省令の適用の特別措置等に関する省令(昭和四十七年農林省令第三十号)

第十一条

昭和六十一年五月十三日 衆議院会議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

農業共済再保険特別会計法施行令附則第四項において準用する同令第五条ノ二第一項の規定に基づく同令附則第四項の再保険事業に係る再保険金の概算払の額の限度に関する省令(昭和四十八年農林省令第十八号)

全条文

農用地開発公団法施行規則(昭和四十九年農林省令第二十七号)

第四十条

農用地開発公団法の財務及び会計に関する省令(昭和四十九年農林省令第二十八号)

第十一条

林業改善資金助成法施行規則(昭和五十一年農林省令第二十三号)

第一条

食糧管理法施行規則(昭和五十七年農林水産省令第一号)

別表第一

中央漁業信用基金の漁業災害補償関係業務に関する業務方法書の記載事項を定める省令(昭和五十七年農林水産省令第三十七号)

全条文

中央漁業信用基金の漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令(昭和五十七年農林水産省令第三十八号)

全条文

農林水産省組織規程(昭和六十年農林水産省令第七号)

第三条、第七条、第二十二号、第二百七十四号、第三百七十七号、第三百七十九号、第三百八十一号、第三百八十二号、第三百九十七号、第四百十号、第四百三十四号、第四百八十六号、第五百二十号、第五百二十一号、第五百二十八号、第五百三十四号、第五百三十五号、第五百四十九号及び第五百五十号

通商産業省
(法律)

一 自衛隊に関する規定

高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)

第三条

二 在日米軍に関する規定

輸出検査法(昭和三十三年法律第九十七号)

第四十六条

四 非常事態に関する規定

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)

第五十八条

六 天災事変に関する規定

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)

第五十八条

七 災害に関する規定

鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)

第三条並びに附則4及び5

火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)

全文

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)

第二条

探石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)

第一条、第三十二條の十二、第三十二條の十三、第三十三條の二、第三十三條の十三、第三十三條の十四、第三十三條の十六、第三十三條の十七、第三十四條の六、第三十四條の八及び第四十三條

高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)

全文

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)

第八十七條

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)

第四条及び第五条

臨時石炭鉱業復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)

第二条、第四十九條

金管理法(昭和二十八年法律第六十二号)

第三条

ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)

第二十七條の二、第二十八條、第三十九條の二、第三十九條の十三、第三十九條の二十二及び第四十條の二

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五百十六号)

第二十五條、第三十六條の十三、第三十六條の七及び第三十六條の二十四

中小企業近代化資金助成法(昭和三十一年法律第一百五号)

第八条

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)

第一条、第四条、第十二條、第二十四條及び第三十八條

電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)

全文

水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)

第十八條、第二十七條及び第二十九條

産地地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)

第十条及び第十一条

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)

第三十二條、第四十一條、第六十一條、第七十條及び第七十四條

小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百一十号)

第二十条

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百九十九号)

第一条、第二条、第五条、第十三條、第十五條、第十七條から第十九條まで、第二十二條、第三十六條、第三十八條の五、第三十八條の七、第三十八條の九、第六十四條、第八十條の七及び第八十七條

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)

第一条、第十四條、第十五條、第十七條、第二十三條、第三十七條、第四十一條及び第四十二條

石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五百五号)

第三条、第七條、第十九條、第二十五條、第二十六條、第三十一條及び第三十五條

石油備蓄法(昭和五十年法律第九十六号)

第八条

石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)

全文

中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)

第十条及び第十七條

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和五十四年法律第三十三号)

全文

通商産業省

(政 令)

一 自衛隊に関する規定

計量法施行法第三條、第六條及び第九條第三項の計量等を定める政令(昭和三十三年政令第三百二十九号)

第三條の四

電氣事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)

第一條

二 在日米軍に関する規定

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替管理令等の臨時特例に関する政令(昭和二十七年政令第二百二十七号)

全文文

計量法施行法第三條、第六條及び第九條第三項の計量等を定める政令(昭和三十三年政令第三百二十九号)

第二條及び第三條

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法施行令(昭和六十一年政令第十号)

第八條

七 災害に関する規定

火災類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号)

全文文

中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)

第二條

高圧ガス取締法施行令(昭和二十六年政令第三百五十号)

全文文

通商産業省組織令(昭和二十七年政令第三百九十号)

第十條及び第六十四條から第六十六條まで

中小企業金融公庫法施行令(昭和二十八年政令第七十五号)

第十三條

電氣工事士法施行令(昭和三十三年政令第二百六十号)

全文文

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長報告

産炭地域振興臨時措置法施行令(昭和三十七年政令第三十五号)

第六條及び第九條

水資源開発公団法施行令(昭和三十七年政令第七十七号)

第十七條から第二十條まで、第二十五條から第二十六條の二まで、第二十六條の四、第二十七條、第二十七條の二及び第三十條

石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法施行令(昭和四十二年政令第七十六号)

第一條

計量器検定検査令(昭和四十二年政令第五百二十二号)

第二條

基準器検査令(昭和四十二年政令第五百二十三号)

第一條

電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和四十九年政令第三百四十号)

第一條

石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十八号)

全文文

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和五十一年政令第九十二号)

全文文

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百三十一号)

全文文

通商産業省

(府令・省令)

一 自衛隊に関する規定

計量法施行法第三條、第六條及び第九條第三項の計量等を定める政令第一條第八号及び第三條の四の計量をするための器具、機械または装置等を定める省令(昭和三十三年通商産業省令第三百二十九号)

第四條

二 在日米軍に関する規定

輸出検査法施行規則(昭和三十三年農林・通商産業・運輸省令第一号)

第八條

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

七 災害に関する規定

金屬鉱山保安規則(昭和二十四年通商産業省令第三十三号)

第十六条、第二十一条、第三十一条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第六十八
条の二、第六十九条、第二百二条の二十、第二百四條及び第三百三十一條

石炭鉱山保安規則(昭和二十四年通商産業省令第三十四号)

第十九条、第二十四条、第三十六条、第四十条、第五十二条、第六十八条、第七十条か
ら第七十条の四まで、第七十三条の二、第七十四条、第七十五条の二、第八十五条、第
二百六十七條、第二百七十条の二及び第三百八十八條

石油鉱山保安規則(昭和二十四年通商産業省令第三十五号)

第十六条、第二十一条、第三十一条、第六十二条から第六十四条まで、第六十七條の
二、第六十八條、第二百二十四條の四、第二百四條の五、第二百八十五條及び第三百一
條の三十九

火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)

全文文

採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)

第八条の六、第八条の十一、第八条の十五及び第九条の二

通商産業省組織規程(昭和二十七年通商産業省令第七十三号)

第三十六條、第三十八條から第四十三條まで及び第四十四條の四

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則(昭和三十二年総理府・通商産業省
令第一号)

第一条の二、第二条、第六条及び第七条

火薬類取締法の規定に基づく公聴会等の手続に関する規則(昭和三十五年通商産業省令第
一号)

全文文

電気工事士法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第九十七号)

全文文

中小企業信用保険法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第十四号)

第四条、第五条及び第七条

電気事業法施行規則(昭和四十年通商産業省令第五十一号)

第三十一条、第三十四条、第五十七條、第六十条、第七十一条及び第七十六條

電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号)

第三条

発電用水力設備に関する技術基準を定める省令(昭和四十年通商産業省令第五十九号)
第四条の二

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(昭和四十年通商産業省令第六十号)
第二条の二

発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和四十年通商産業省令第六十二号)
第五条

容器保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十号)
全文文

冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)
全文文

液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)
全文文

一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)
全文文

高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則(昭和四十一年通商産業省
令第五十四号)
全文文

高圧ガス取締法の規定に基づく公聴会等の手続に関する規則(昭和四十一年通商産業省令
第五十六号)
全文文

高圧ガス保安管理者等規則(昭和四十一年通商産業省令第五十七号)
全文文

中小企業近代化資金助成法施行規則(昭和四十一年通商産業省令第七十四号)
第一条

計量器検定検査規則(昭和四十二年通商産業省令第八十一号)
第四条、第二十三條及び第三十五條

基準器検査規則(昭和四十二年通商産業省令第八十二号)
第四条

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(昭和四十三年通商産
業省令第十四号)
第三条、第十九條、第二十四條、第三十七條、第三十八條の二及び第三十八條の三並び
に附則第二条

運 輸 省

(法 律)

一 自衛隊に関する規定

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)

第五十六条の五及び第九十二条

船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)

附則第十一条

二 在日米軍に関する規定

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(昭和四十五年通商産業省令第九十六号)附則第二条

ガス事業法施行規則(昭和四十五年通商産業省令第九十七号)

第二十七条、第四十二条、第七十六条及び第八十四条

コンビナート等保安規則(昭和五十年通商産業省令第三十八号)

全文

高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令(昭和五十年通商産業省令第七十二号)

全文

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令(昭和五十一年通商産業省令第一号)

全文

特定設備検査規則(昭和五十一年通商産業省令第四号)

全文

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)

第九条

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十七号)

全文

深海底鉱山保安規則(昭和五十七年通商産業省令第三十五号)

第二十二條、第二十九條、第四十條、第七十六條、第七十七條、第七十九條、第八十條、第八十四條及び第九十六條

の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律(昭和二十七年法律第百二十三号)

第一条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十四号)

全文

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百三十二号)

第一項

五 「戦時又は事変」に関する規定

船員法(昭和二十二年法律第百号)

附則第四百二十二条

海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)

第十六条

船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)

第二条及び第十九条

六 天災事変に関する規定

鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)

第六条及び第十七条

地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)

第十四条

軌道法(大正十年法律第七十六号)

第五条

船員法(昭和二十二年法律第百号)

第四十四条の二及び第四十四条の三

海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)

第五条

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

第二条

七 災害に関する規定

船員法(昭和二十二年法律第百号)

第五十四条

海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)

第五条

港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)

第二十五条、第三十六条の二、第三十七条及び第三十七條の二

日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)

第三十三条、第三十九条の六及び第三十九條の八

火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)

第一条、第二十九条、第四十五条及び第四十六條

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)

第三条の二、第四条及び第四十四條

海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)

第十五条及び第二十六條

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)

第十二条及び第五十五條の三

海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)

別表第二

港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)

第十八条の二及び第二十條

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)

第二十四条の二、第二十四条の三、第三十四条、第八十九条及び第一百條

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

第二十六條

気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)

第一条、第二条、第六条及び第十一條の二

地方鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第百六十九号)

第三条及び第八條

空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)

第十条及び第十一條

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)

第六条、第十六條、第二十五条、第二十六條、第二十九条及び第三十一条並びに附則4

海岸法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第十号)附則2

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)

第一条、第二十四条、第三十六條の二から第三十八條まで、第五十九條の二、第六十四條及び第六十六條

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)

第三十三條

船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)

第二条

港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)

第二条

港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)

第一条

日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)

第十九條

空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)

第一条

全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)

第十一条

本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)

第二十九條

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)

第一条から第三条まで、第十七條の十二、第十七條の十五、第四十二條の二、第四十二條の三、第四十二條の五、第四十二條の七、第四十二條の十三、第四十二條の十四、第四十二條の十九、第四十六條及び第四十九條の二から第五十一條まで

海洋汚染防止法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第四十七号)附則第四条及び第八條

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第四十一号)附則第二条

運 輸 省

(政 令)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律五十八号) 附則第一条、第二条、第四条から第八条まで、第十条及び第十一条

石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)

第三条、第七条、第十九条、第二十五条、第二十六条、第三十一条及び第三十五条

海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)

第三十条及び第三十三条

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和五十五年法律第百十一号)

第十五条

一 自衛隊に関する規定

航空法施行令(昭和二十七年政令第四百二十一号)

別表第二

自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)

第一条

空港整備特別会計法施行令(昭和四十五年政令第七十六号)

附則8及び11

二 在日米軍に関する規定

航空法施行令(昭和二十七年政令第四百二十一号)

別表第二

自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)

第一条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令(昭和三十四年政令第百三十四号)

全文文

空港整備特別会計法施行令(昭和四十五年政令第七十六号)

附則8

沖縄の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百十二号)

第二十一条

運輸省組織令(昭和五十九年政令第百七十五号)

第百六十条及び第二百六条

三 緊急事態に関する規定

鉄道公安職員所管区域外職務執行令(昭和二十五年政令第三百四号)

第三条

六 天災事変に関する規定

運輸省組織令(昭和五十九年政令第百七十五号)

第百四十条及び第百六十三号

七 災害に関する規定

日本国有鉄道法施行令(昭和二十四年政令第百十三号)

第十一条

鉄道公安職員所管区域外職務執行令(昭和二十五年政令第三百四号)

第三条

港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号)

第五条

気象業務法施行令(昭和二十七年政令第四百七十一号)

第三条、第四条、第六条及び第八条

自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)

第二十一条

空港整備法施行令(昭和三十一年政令第二百三十二号)

第四条から第六条まで

空港整備法施行令の一部を改正する政令(昭和五十九年政令第百七十一号)附則

地方鉄道軌道整備法施行令(昭和三十三年政令第二百五十六号)

第一条及び第二条

港湾整備緊急措置法施行令(昭和三十六年政令第六十号)

第一条

領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令(昭和三十七年政令第三百九十四号)

全文文

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作爲についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令(昭和五十八年政令第百八十三号)附則第一条

新東京国際空港公団法施行令(昭和四十一年政令第百七十三号)

第八条

本州四国連絡橋公団法施行令(昭和四十五年政令第百九号)

第四条

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第百一十号)

第一条

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和五十二年政令第百三十一号)附則2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和五十五年政令第百五十五号)附則第二条及び第三条

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作爲についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令(昭和五十八年政令第百八十三号)附則第一条及び第二条

船舶職員法施行令(昭和五十八年政令第百十三号)

附則9

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令(昭和五十八年政令第百八十四号)

第一条及び第四条から第七条まで

運輸省組織令(昭和五十九年政令第百七十五号)

第七条、第十一条、第三十条、第三十一条、第七十二条、第七十四条、第七十五条、第八十六条、第八十七条、第一百四十条、第一百六十一条、第一百六十四条及び第二百十四条

運輸省

(府令・省令)

一 自衛隊に関する規定

工業標準化法施行規則(昭和二十四年総理府令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令第一号)

第二条

航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)

第一百四十五条、第一百五十二条、第一百七十九条、第一百八十九条及び第二百三条

海上衝突予防法施行規則(昭和五十二年運輸省令第十九号)

第二十三条

海洋汚染防止設備等検査規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)

第二条

二 在日米軍に関する規定

気象庁組織規則(昭和三十一年運輸省令第三十六号)

第一条の三の二

三 緊急事態に関する規定

航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)

第二百六条

四 非常事態に関する規定

鉄道運輸規則(昭和十七年鉄道省令第三号)

第七十七条から第七十九条まで

航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)

附屬書

五 「戦時又は事変」に関する規定

軌道運輸規則(大正十二年鉄道省令第四号)

第四条

六 天災事変に関する規定

地方鉄道法施行規則(大正八年閣令第十号)

第二十五条及び第四十四条

専用鉄道規則(大正八年閣令第十九号)

第三条

鉄道運輸規則(昭和十七年鉄道省令第三号)

第十七条、第二十二條及び第七十二條

海上保安庁組織規則(昭和二十七年運輸省令第七十四号)

第一条の七及び第十二條並びに別表第七

日本国有鉄道法施行規則(昭和三十一年運輸省令第三十二号)

第六条

七 災害に関する規定

地方鉄道法施行規則(大正八年閣令第十号)

第四十七条ノ三

日本国有鉄道建設規程(昭和四年鉄道省令第二号)

第一条

海技大学校規則(昭和二十四年運輸省令第五十六号)

第十二条

海事代理士試験規程(昭和二十六年運輸省令第八十一号)

第二条

自動車道事業規則(昭和二十六年運輸、建設省令第二号)

第二十四条の三

航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)

第九十二条及び第九十二条ノ三

運輸省組織規程(昭和二十七年運輸省令第七十三号)

第三条の七、第三条の七の二、第五条、第七条の八、第八条、第十七条の四、第二十七条、第三十六条の四、第三十九条の二、第四十条の二、第四十一条、第四十二条及び第四十三条の二

海上保安庁組織規程(昭和二十七年運輸省令第七十四号)

第十一条から第十二条まで及び別表第七

気象測器検定規則(昭和二十七年運輸省令第二百二号)

第二条及び第三条

地方鉄道軌道整備法施行規則(昭和二十八年運輸省令第八十二号)

第六条、第十五条から第十五条の三まで及び第十五条の五から第十五条の十まで

日本国有鉄道運転規則(昭和三十年運輸省令第五号)

第二条、第八条、第十一条、第十二条、第十八条及び第二十五条

海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令(昭和三十年運輸省令第十号)

第一条から第三条まで

海岸法施行規則(昭和三十一年農林省、運輸省、建設省令第一号)

第二条

気象庁組織規則(昭和三十一年運輸省令第三十六号)

第一条の二の二及び第四十九条

空港整備法施行規則(昭和三十一年運輸省令第四十一号)

第四条から第六条まで並びに第二号様式から第四号様式まで及び第六号様式

倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第五十九号)

第三条

自動車ターミナル法施行規則(昭和三十四年運輸省令第四十七号)

第三十三条

船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)

第二条

日本鉄道建設公団法施行規則(昭和三十九年運輸省令第二十六号)

第七条

新幹線鉄道構造規則(昭和三十九年運輸省令第七十号)

第五号

新幹線鉄道運転規則(昭和三十九年運輸省令第七十一号)

第十一条、第十八条、第二十四条及び第五十四号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)

第一条、第四条、第十二条の二、第三十三条の四及び第四十一条並びに第一号様式、第一号の四の二様式、第一号の四の三様式、第一号の四の六様式、第一号の九の二様式、第一号の十様式、第一号の十二様式から第一号の十六様式まで、第四号の二様式及び第五号様式から第七号様式まで

運輸省関係許可、認可等の整理に関する省令(昭和五十四年運輸省令第十六号)附則4

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令(昭和五十五年運輸省令第三十二号)附則1及び2

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令(昭和五十八年運輸省令第三十六号)附則第一条から第三条まで、第五条、第六条及び第八条

本州四国連絡橋公団の共用工作物に係る工事実施計画等に関する省令(昭和四十六年運輸省、建設省令第一号)

第三条

石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令(昭和四十七年通商産業省、運輸省、自治省令第一号)

第二条及び第六条

船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令(昭和四十七年運輸省令第五十号)

第一項

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長長の報告

九〇六

海上災害防止センターに関する省令(昭和五十一年運輸省令第三十六号)

第一条及び第二条

海上災害防止センターの財務及び会計に関する省令(昭和五十二年運輸省令第四号)

第一条及び第二条

核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則(昭和五十三年運輸省令第六十八号)

第一項

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第十四条第二号に規定する油に係る判定基準を定める省令(昭和五十五年総理府、運輸省令第一号)

第一項及び附則

放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則(昭和五十六年運輸省令第二十二号)

第一条

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令(昭和五十八年運輸省令第三十七号)

第一条及び第三条から第五条まで

海洋汚染防止設備等に関する技術上の基準を定める省令(昭和五十八年運輸省令第三十八号)

第一条及び第九条並びに附則第一条及び第二条

海洋汚染防止設備等検査規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)

第一条、第二条及び第六条並びに第六号様式、第九号様式、第十一号様式及び第十八号様式並びに附則1

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和五十八年運輸省令第四十号)

第一条並びに第一号様式から第三号様式まで、第七号様式から第十号様式まで及び第十二号様式並びに附則

海洋汚染防止設備型式承認規則(昭和五十八年運輸省令第四十一号)

第一条並びに附則並びに第一号様式から第四号様式まで及び第七号様式

郵 政 省

(法律)

二 在日米軍に関する規定

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域

並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う電気通信事業法等の特例に関する法律(昭和二十七年法律第七号)

全文

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第八号)

全文

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二十二号)

全文

四 非常事態に関する規定

有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)

第八条

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

第八条及び第七十八号

六 天災事変に関する規定

有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)

第八条

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

第八条及び第七十八号

七 災害に関する規定

郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)

第三十一条

郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)

第十九条の二及び第十九条の三

郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)

第二十四条

郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)

第二十三条

郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)

郵 政 省

(政 令)

第四条、第九条、第十八条、第十九条及び第二十条

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)

第五十二条及び第七十四条

放送法(昭和二十五年法律第三十二号)

第四十五条の二

有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)

第八条

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

第八条

一 自衛隊に関する規定

有線電気通信法施行令(昭和二十八年政令第三百十号)

第一条

有線電気通信設備令(昭和二十八年政令第三百三十一号)

第七条

四 非常事態に関する規定

有線電気通信設備令(昭和二十八年政令第三百三十一号)

第七条

六 天災事変に関する規定

有線電気通信設備令(昭和二十八年政令第三百三十一号)

第七条

七 災害に関する規定

有線電気通信設備令(昭和二十八年政令第三百三十一号)

第七条

郵 政 省

(省 令)

二 在日米軍に関する規定

日本国郵便局とアメリカ合衆国軍事郵便局との間に交換する郵便物の取扱に関する規則

(昭和二十七年郵政省令第四十五号)

全文

無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)

無線局運用規則の一部を改正する省令(昭和二十八年郵政省令第六十号)附則2

四 非常事態に関する規定

有線電気通信法施行規則(昭和二十八年郵政省令第三十六号)

第二条

電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)

第二十二条

七 災害に関する規定

郵便貯金規則(昭和二十三年通信省令第十七号)

第三十七条

郵便為替規則(昭和二十三年通信省令第三十一号)

第十七条

郵便振替規則(昭和二十三年通信省令第三十二号)

第十九条から第十九条の三まで

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)

第二条、第三条及び第三十七条

無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)

別表第二号

無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)

第二百二十九条及び第三百三十八条の二

有線電気通信法施行規則(昭和二十八年郵政省令第三十六号)

第二条

災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する省令(昭和三十六年郵政省令第十一号)

全文

電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)

第六条、第二十二条、第二十九条、第五十五条及び第五十六条

電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)

別表第二様式4

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)
第十五条及び第四十七条

労 働 省

(法律)

二 在日米軍に関する規定

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)

全文文

職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)

第十二条

労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)

第四条及び第十条

沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)

第四十条及び第四十一条

六 天災事変に関する規定

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)

第十九条及び第二十条

七 災害に関する規定

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)

第二十五条及び第三十三条

勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)

第六条

労 働 省

(政令)

二 在日米軍に関する規定

駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令(昭和三十三年政令第百三十一号)

全文文

労働省組織令(昭和二十七年政令第百九十三号)

第八条、第九条及び第四十八条

雇用対策法施行令(昭和四十一年政令第百六十二号)

第一条

沖縄振興開発特別措置法施行令(昭和四十七年政令第百八十五号)
第十六条

七 災害に関する規定

勤労者財産形成促進法施行令(昭和四十六年政令第百三十二号)

第七条、第二十条及び第二十七条の十二

労 働 省

(省令)

二 在日米軍に関する規定

駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく就職指導に関する省令(昭和四十一年労働省令第百二十六号)

全文文

雇用促進事業団法施行規則(昭和三十六年労働省令第十九号)

第一条、第二条及び第十二条

雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)

第一条から第四条まで、第六条及び第六条の二

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法施行規則(昭和四十六年労働省令第二十四号)

第七条

雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)

第八十三条及び第百二条の五

六 天災事変に関する規定

雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)

第八条

七 災害に関する規定

労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)

第九条

雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)

第二条

建 設 省

(法律)

一 自衛隊に関する規定

官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)
第二条

六 天災事変に関する規定

水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)
第六十二条

地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)
第十四条

七 災害に関する規定

砂防法(明治三十年法律第二十九号)
全文文

水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)
第五十条及び第五十五条

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)
第四条及び第三十条

罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)
第二十五条の二

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和二十二年法律第百六十号)
全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和二十三年法律第二百二十七号)
全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和二十四年法律第五十一号)
全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和二十五年法律第百四十六号)
全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和二十五年法律第二百二十四号)
全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和二十五年法律第二百二十四号)
全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和二十五年法律第二百二十四号)
全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和二十七年法律第一号)
全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和二十七年法律第三十九号)
全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和三十年法律第百八十一号)
全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和三十年法律第百九十二号)
全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律(昭和三十一年法律第七十号)
全文文

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)
第三条

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)
全文文

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)
第一条、第十七条、第二十一条、第二十一条の二、第二十一条の四、第二十一条、第二十三号、第二十四号、第三十四条及び第三十五条

住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第八十七号)附則2
住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十九号)附則2
住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百八十七号)附則

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)
第三十九条、第八十四条及び第八十五条

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)
全文文

官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)
第一条

昭和六十二年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)

第二条、第八条、第十条、第十一条、第十六条、第十七条、第二十三条の四、第二十四条、第二十六条及び第二十八条
公営住宅法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第六十号)附則2

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)
第二百二十二条及び第二百二十三条

道路法(昭和二十七年法律第八十号)
第十三条、第二十七条、第三十六条、第四十九条、第五十条、第六十四条及び第六十八条

臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)
第二条及び第四十九条

北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)
第一条及び第八条の二
住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第八十七号)附則

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)
第三条、第六条、第九十一条、第九十二条及び第二百一十一条

日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
第十九条

道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)
第四条、第五条、第六条の二、第七条、第七条の五、第七条の六、第七条の九から第七條の十一まで、第七条の十六、第七条の十七、第七条の十九、第八条の三、第十六条の二、第十七条及び第三十条

都市公團法(昭和三十一年法律第七十九号)
第七条

海岸法(昭和三十一年法律第一号)

第六条、第十六条、第二十五条、第二十六条、第二十九条及び第三十一条並びに附則4
海岸法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第十号)附則2

消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)
第一条

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第八十九号)附則4

特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)
第四条

高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)
第六条、第八条及び第二十五条

地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)
全文

首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三十三号)
第二十九条

治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)
第二条

治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)
第一条

住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)
第十八条

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)
全文

水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)
第十八条、第二十七条及び第二十九条

阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)
第二十九条

共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)
第四条及び第二十一条から第二十三条まで

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)
第一条、第十六条及び第五十二条

河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)
第九条

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)
第一条、第十四条、第十五条、第十七条、第二十三条、第三十七条、第四十一条及び第四十二条

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)
第二十九条、第三十三条、第四十三号、第五十三号及び第五十八号の二

建設省

(政令)

二 在日米軍に関する規定

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)

第十四条

七 災害に関する規定

砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)

全文文

大正元年勅令第五十号

第一条

砂防行政監督令(大正十五年勅令第二百九十一号)

全文文

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)

第三条 第三条の二、第七條の四、第六十六條及び第七十四條

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)

全文文

本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)

第二十九條

地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)

第二十一条及び第三十條

都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)

第三条及び第五條

生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)

第三条及び第八條

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)

第七條、第十七條及び第二十六條

石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)

全文文

幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)

第十條

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和二十六年政令第七号)

全文文

公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)

第五條、第七條及び第九條

建設省組織令(昭和二十七年政令第三百九十四号)

第六條、第七條、第九條、第三十四條、第三十七條、第四十二條、第四十三條、第五十一条から第五十三條まで、第六十二條、第六十三條及び第六十九條

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)

第一条の二、第一条の三、第二条、第四条、第十九條の二、第三十二條、第三十四條及び第三十九條

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令及び道路法施行令の一部を改正する政令(昭和四十六年政令第九十号)

附則2

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)

第四十二條の二、第六十六條及び第六十六條の六

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十一年政令第六十五号)

全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十一年政令第二百七十六号)

全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十一年政令第二百九十七号)

全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十四年政令第二号)

全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十四年政令第三百二十四号)

全文文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十四年政令第三百五十二号)

全文文

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

九二二

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十五年政令第六十四号)

全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十五年政令第二百九十五号)

全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十六年政令第二百十三号)

全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十六年政令第三百六十号)

全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和三十九年政令第二百三十七号)

全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和四十年政令第十三号)

全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和四十二年政令第二百十八号)

全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和五十一年政令第二百九十二号)

全文

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(昭和五十四年政令第四百十六号)

全文

都市公団法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)

第二条及び第二十二号

道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)

第一条の四から第一条の六まで、第二条から第三条の二まで及び第六条

海岸法施行令(昭和三十一年政令第三百三十二号)

第八条

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令(昭和三十一年政令第三百四十六号)

第三条

住宅金融公庫法施行令(昭和三十一年政令第七十号)

第四条、第十条、第十三条の二及び第十四条

住宅金融公庫法施行令及び北海道防寒住宅建設等促進法施行令の一部を改正する政令(昭和五十一年政令第二百九十六号)附則2

特定多目的ダム法施行令(昭和三十一年政令第八十八号)

第八条

地すべり等防止法施行令(昭和三十三年政令第二百十二号)

全文

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)

第十四条

宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)

全文

水資源開発公団法施行令(昭和三十七年政令第七十七号)

第十七条から第二十条まで、第二十五条から第二十六条の二まで、第二十六条の四、第二十六条の五、第二十七条、第二十七条の二及び第三十条

水資源開発公団法施行令の一部を改正する政令(昭和四十三年政令第二百八十号)附則第七号

共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(昭和三十八年政令第三百四十三号)

第五条及び第六条

河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)

第十条及び第二十四号並びに附則第六号

河川法施行令の一部を改正する政令(昭和四十六年政令第五百五号)附則2

北海道防寒住宅建設等促進法施行令(昭和四十年政令第九十号)

第一条及び第二条

住宅金融公庫法施行令及び北海道防寒住宅建設等促進法施行令の一部を改正する政令(昭和五十一年政令第二百九十六号)附則2

地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第九十八号) 第二条	都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百十八号) 第二条、第八条及び第十条	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百六号) 全文文	都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号) 第一条の五	風致地区内における建築等の規制の基準を定める政令(昭和四十四年政令第三百十七号) 第二条	地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二二号) 第七条、第十条及び附録	本州四国連絡橋公団法施行令(昭和四十五年政令第二百九号) 第四条	都市緑地保全法施行令(昭和四十九年政令第三号) 第二条	石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号) 全文文	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和五十一年政令第九十二号) 全文文	河川管理施設等構造令(昭和五十一年政令第九十九号) 第二条及び第七十四条並びに附則2	建設省 (省 令)	一 自衛隊に関する規定 車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号) 第四条 六 天災事変に関する規定 地方鉄道法施行規則(大正八年閣令第十号) 第二十五条及び第四十四条
七 災害に関する規定 地方鉄道法施行規則(大正八年閣令第十号) 第四十七条の三	水防施設費国庫補助規則(昭和二十六年建設省令第五号) 第八条	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則(昭和二十六年建設省令第十号) 全文文	公営住宅法施行規則(昭和二十六年建設省令第十九号) 第三条	自動車道事業規則(昭和二十六年運輸省、建設省令第二号) 第二十四条の三	道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号) 第九条	防寒住宅の構造及び設備並びに防火性能を有する構造に関する技術的事項を定める省令(昭和二十八年大蔵省、建設省令第二号) 第三条	住宅金融公庫法施行規則(昭和二十九年大蔵省、建設省令第一号) 第一条、第一条の三、第一条の四、第二条の三、第二条の四、第十一条及び第十二条の三並びに附則1	住宅金融公庫法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十四年大蔵省、建設省令第一号) 附則	住宅金融公庫法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十年大蔵省、建設省令第二号) 附則	住宅金融公庫法施行規則及び北海道防寒住宅建設等促進法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年大蔵省、建設省令第二号) 附則2	日本道路公団法施行規則(昭和三十一年建設省令第十七号) 第一条	海岸法施行規則(昭和三十一年農林省、運輸省、建設省令第一号) 第二条 建設省所管補助金等交付規則(昭和三十三年建設省令第十六号) 別表第一

昭和六十一年五月十三日 衆議院会議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

地すべり等防止法施行規則(昭和三十三年農林省、建設省令第一号)	全文文
首都高速道路公団法施行規則(昭和三十四年建設省令第二十七号)	第一条
車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)	第四条
宅地造成等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)	全文文
阪神高速道路公団法施行規則(昭和三十七年建設省令第二十八号)	第一条
開発道路に関する占用料等徴収規則(昭和四十二年建設省令第二十九号)	第二条
砂利の採取計画等に関する規則(昭和四十三年通商産業省、建設省令第一号)	第八条並びに様式第一及び第六
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十四年建設省令第四十八号)	全文文
都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)	第五条
都市再開発法施行規則(昭和四十四年建設省令第五十四号)	第七条
地方道路公社法施行規則(昭和四十五年建設省令第二十一号)	第六条及び第十八条
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行規則(昭和四十六年建設省令第十八号)	第十六条
本州四国連絡橋公団の共用工作物に係る工事実施計画等に関する省令(昭和四十六年運輸省、建設省令第一号)	第三条
北海道防寒住宅建設等促進法施行規則(昭和四十八年大蔵省、建設省令第二号)	第三条及び第五条

住宅金融公庫法施行規則及び北海道防寒住宅建設等促進法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年大蔵省、建設省令第二号)附則2	住宅金融公庫法施行規則及び北海道防寒住宅建設等促進法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年大蔵省、建設省令第二号)附則2
公有水面埋立法施行規則(昭和四十九年運輸省、建設省令第一号)	第五条
公営住宅建設基準(昭和五十年建設省令第十号)	第六条、第九条、第十一号、第二十二号及び第三十二号
大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法施行規則(昭和五十年建設省令第二十号)	第二十二号
石油コンビナート等災害防止法による緑地等の設置に関する省令(昭和五十一年建設省令第九号)	全文文
河川管理施設等構造令施行規則(昭和五十一年建設省令第十三号)	河川管理施設等構造令施行規則の一部を改正する省令(昭和五十六年建設省令第十七号)附則2
幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則(昭和五十五年建設省令第十二号)	第八条
住宅・都市整備公団法施行規則(昭和五十六年建設省令第十二号)	第三条及び第十四号
建設省組織規程(昭和五十九年建設省令第十二号)	第二十条、第六十五号から第六十七号まで、第八十三号、第二百三十四号、第二百三十三号、第二百七十四号、第二百八十二号、第二百八十四号、第二百八十五号、第二百八十九号及び第二百九十四号
自治省	(法律)
一 自衛隊に関する規定	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
	別表第三 第一号 (五の三)
	別表第四 第二号 (一の四)
国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十二年法律第四号)	全文文

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)
第十五条及び第三十五条

大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)
第十三条

二 在日米軍に関する規定

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

別表第三 第一号 (三の二、三の三及び三の四)

別表第四 第二号 (一の五)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十九号)

全条文

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第八十八号)

第三条

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)

第二条

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十一年法律第四号)

全条文

三 緊急事態に関する規定

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)

第十一条及び第一百五条から第九条まで

四 非常事態に関する規定

消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)

第二十四条から第二十四条の三まで

五 「戦時又は事変」に関する規定

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

第三百四十三条

六 天災事変に関する規定

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)
第三十条

七 災害に関する規定

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第七十七号、第二百四号及び第二百六十三条の二
別表第一 第一号の二、第十九号、第二十二号、第二十七号の三、第三十七号及び第四十号

別表第二 第二号 (二の二、十七、二十、二十五の十五及び二十五の十六)

別表第三 第一号 (三、五の三、四十八、六十七、八十九の四、九十五、九十六、九十六の四、九十七、百十三の三、百十三の五、百二十の五及び百二十の七)

第四号 (八)

別表第四 第一号 (二十三及び二十四)

第二号 (一の八、二十三、四十三及び四十九の八)

別表第七 第一号及び第二号

消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)

全条文

地方財政法(昭和二十三年法律第九号)

第四条の三、第四条の四、第五条、第六条、第十条の三及び第三十五条

競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)

第一条及び第二十三条の三

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)

全条文

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)

第十二条、第十三条、第十五条及び第十六条

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百一十一号)附則2

地方交付税法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第三十一号)附則2

地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第四十五号)附則4

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第十五条、第十五条の九、第二十条の五の二、第三十二条、第三十四条、第七十二条の五、第七十二条の七、第七十二条の二十五、第七十三条の四、第三百十三條、第三百十四條の二、第三百四十八條、第三百五十條、第四百十五條、第六百一條、第七百一條の五十及び第七百一條の五十一並びに附則第二十九條の五及び第三十一條の五 地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)附則第十四條 地方税法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十一号)附則第十條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第四十三條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号) 第三條 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号) 第十七條の三及び第四十四條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号) 第三條 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)附則17 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号) 全文 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号) 第一條、第四十二條、第七十二條、第七十三條及び第八八條 市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号) 第九條 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五号) 第三條、第七條、第十九條、第二十五條、第二十六條、第三十一條及び第三十五條 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号) 全文 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号) 全文 自治省 (政令) 一 自衛隊に関する規定	
--	--

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号) 第九十條 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号) 第五十六條の二の四 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百二十号) 全文 災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号) 第十七條 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号) 第八條 二 在日米軍に関する規定 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令(昭和三十一年政令第七号) 第一條の二 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百二十一号) 全文 六 天災事変に関する規定 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号) 第一條 七 災害に関する規定 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六十一條及び第七十一條の六 地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号) 第十五條、第十六條の二及び第十八條 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号) 第七條の十の三、第七條の十の四、第七條の十三の三、第七條の十五、第七條の十七、第二十二條の二、第二十三條の三の三、第二十三條の四、第四十八條の五、第四十八條の七、第五十二條の十三、第五十四條の十八、第五十六條の四十二及び第五十六條の五十三並びに附則第十四條、第十四條の五及び第十七條の二 地方税法施行令の一部を改正する政令(昭和三十六年政令第七十八号)附則第四條	
--	--

自治省組織令(昭和二十七年政令第三百八十一号)	第四十五條及び第四十六條
地方公營企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号)	第二十一條の五及び第二十六條
地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和三十年政令第三百三十三号)	第十條の二及び第十一條の一
危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六六号)	全条文
消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)	全条文
災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)	全条文
市町村の合併の特例に関する法律施行令(昭和四十年政令第五十二号)	第一條
地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号)	第二條の三
地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令(昭和五十二年政令第三十七号)附則	3
航空機燃料譲与税法施行令(昭和四十七年政令第六十七号)	第三條
石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)	全条文
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和五十一年政令第九十二号)	全条文
大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)	全条文
自治省	(府令・省令)
一 自衛隊に関する規定	
国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行規則(昭和三十二年総理府令第八十号)	

全条文	
二 在日米軍に関する規定	
合衆国軍隊等の証明の様式に関する地方財政委員会規則(昭和二十七年地方財政委員会規則第六号)	全条文
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律第四條の規定に基づく国際連合の軍隊等の証明の様式に関する総理府令(昭和二十九年総理府令第五十三号)	全条文
アメリカ合衆国軍隊等が行う免税軽油の引取の手續に関する総理府令(昭和三十一年総理府令第四十七号)	全条文
国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行規則(昭和三十二年総理府令第八十号)	全条文
七 災害に関する規定	
地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)	第十二條の二並びに別記(第十五條關係)及び別記(第十五條の二關係)
地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)	第二十四條の九及び第二十四條の三十一並びに附則第十三條の二
地方財政再建促進特別措置法施行規則(昭和三十年総理府令第六十六号)	第二條
危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)	全条文
消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)	全条文
普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)	第五條、第七條及び第五十四條
石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令(昭和四十七年自治省令第一号)	全条文
石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令(昭和四十七年自治省令)	

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告 特定外航船舶解撤促進臨時措置法案及び同報告書

九一八

第二号) 第三十条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令 (昭和五十一年自治省令第一号) 全条文	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和五十一年自治省令第十七号) 全条文 特別交付税に関する省令(昭和五十一年自治省令第三十五号) 第二条から第五条まで 大規模地震対策特別措置法施行令規則(昭和五十四年総理府令第三十八号) 全条文	人事院 (法律) 七 災害に関する規定 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号) 第一百一条	人事院 (人事院規則) 一 自衛隊に関する規定 人事院規則一—五(特別職) 第二条 二 在日米軍に関する規定 人事院規則一七—〇(管理職員等の範囲) 別表総理府の項 三 緊急事態に関する規定 人事院規則一〇—四(職員の保健及び安全保持) 第十二条及び第二十九条 五 「戦時又は事変」に関する規定 人事院規則一六—二(在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例)	第六条の二 七 災害に関する規定 人事院規則八—一二(職員の任免) 第十六条	人事院規則九—七(俸給等の支給) 第一条の五 人事院規則九—三〇(特殊勤務手当) 第二条から第五条まで、第七條、第十九條、第二十一條、第二十三條の二、第二十四條の二、第三十二條及び第三十三條 人事院規則一〇—四(職員の保健及び安全保持) 第二十八條、第二十九條及び第三十五條 人事院規則一〇—七(女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉) 第二条及び第十四條 人事院規則一一—四(職員の身分保障) 第三条 人事院規則一五—九(宿日直勤務) 第四条 人事院規則一五—一二(職員の休暇) 第六条及び第九條 人事院規則一五—一二(非常勤職員の勤務時間及び休暇) 第四条 人事院規則一六—〇(職員の災害補償) 第三十二條	特定外航船舶解撤促進臨時措置法案 国会に提出する。 昭和六十一年四月一日 内閣総理大臣 中曽根康弘	(目的) 第一条 この法律は、外航海運をめぐる経済的事 情の著しい変化にかんがみ、特定外航船舶の解 撤を促進するための措置を臨時に講ずることによ り、外航海運の健全な振興を図り、もつて国
---	---	--	--	---	---	--	--

民経済の健全な発展に資するとともに、国際経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定外航船舶」とは、外航船舶(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶で、専ら外国航路に就航するものをいう。次項において同じ。)であつて、特定船舶に属するものをいう。

2 前項の特定船舶とは、その船舶に属する外航船舶の船腹量が過剰であり、かつ、船舶の高い船舶その他の効率の低い船舶がその相当数を占めていたとともに、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるため、当該外航船舶の解撤を促進することによりその状態を改善することが外航海運の健全な振興を図るために必要であると認められる船舶として運輸省令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定海運事業者」とは、海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第十九条の五第一項若しくは第二十条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十三条において準用する同法第二十条第一項の規定による船舶貸渡業の届出をした者であつて、特定外航船舶をその事業の用に供するものをいう。

(解撤促進基本指針)
第三条 運輸大臣は、政令で定める審議会の意見を聴いて、特定外航船舶の解撤を促進するための基本的な指針(以下「解撤促進基本指針」という。)を定めなければならない。

一 特定外航船舶の船腹の需給に関する見通し
二 目標時期までの間における特定外航船舶の解撤量の目標
三 解撤を促進すべき特定外航船舶に関する基準
四 船員の雇用の安定に関する事項その他特定外航船舶の解撤に当たつて配慮すべき事項
3 運輸大臣は、解撤促進基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
4 運輸大臣は、外航海運に係る経済的事情の変化のため必要があると認めるときは、第一項の政令で定める審議会の意見を聴いて、解撤促進基本指針を変更しなければならない。
5 第三項の規定は、前項の場合に準用する。
(特定海運事業者の努力)
第四条 特定海運事業者は、前条第三項の規定により解撤促進基本指針が公表されたときは、その解撤促進基本指針(同条第四項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に定めるところに従つて、特定外航船舶の解撤を行うよう努めなければならない。
(解撤計画の認定)
第五条 特定海運事業者は、特定外航船舶の解撤に関する計画(以下「解撤計画」という。)を作成し、これを運輸大臣に提出して、その解撤計画が適当である旨の認定を受けることができる。
2 解撤計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 その所有する特定外航船舶の船種ごとの隻数及び合計総トン数その他の状況並びに解撤の方針

二 解撤しようとする特定外航船舶の名称、船種その他の事項及び解撤の実施時期
三 特定外航船舶の解撤のため必要な資金及び特定外航船舶の解撤に伴い必要な資金の額並びにその調達方法
四 船員の雇用の安定に関する措置その他特定外航船舶の解撤に当たつて講ずる措置
3 運輸大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その解撤計画が解撤促進基本指針に照らし適切なるものであり、かつ、当該解撤計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。
(解撤計画の変更等)
第六条 前条第一項の認定を受けた特定海運事業者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る解撤計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認定を受けなければならない。
2 前条第三項の規定は、前項の認定に準用する。
3 運輸大臣は、認定事業者が当該認定に係る解撤計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて特定外航船舶の解撤を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
(産業基盤信用基金の行う解撤促進業務)
第七条 産業基盤信用基金(以下「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第 号。以下「特定施設整備法」という。)(第四十条第一項に規定する業務のほか、特定外航船舶の解撤を促進するため、次の業務を

行う。
一 認定計画に係る特定外航船舶の解撤のため必要な資金及び当該特定外航船舶の解撤に伴い必要な資金の借入れに係る債務の保証
二 前号の業務に附帯する業務
(特定施設整備法の特例)
第八条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び特定外航船舶解撤促進臨時措置法(以下「解撤促進法」という。)(第七条第一号の業務)」と、同法第五十二条及び第六十三条第五号中「大蔵大臣及び通商産業大臣」とあるのは「大蔵大臣、通商産業大臣及び運輸大臣」と、同法第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は解撤促進法」と、同法第五十三条第一項及び第二項中「大蔵大臣又は通商産業大臣」とあるのは「大蔵大臣、通商産業大臣又は運輸大臣」と、同法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び解撤促進法第七条」とする。
2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、前条に規定する業務に係る事項に関し、運輸大臣に協議しなければならない。
(雇用の安定)
第九条 特定海運事業者は、解撤が行われる特定外航船舶に係る船員について、解撤促進基本指針に定めるところに従つて、失業の予防その他の雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよ

う努めなければならない。

2 国は、解撤促進基本指針に定めるところに従つて解撤が行われる特定外航船舶に係る船員について、失業の予防、再就職の促進その他の雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(特定外航船舶の解撤に関する報告)

第十條 運輸大臣は、特定外航船舶の解撤を促進するため特に必要があると認めるときは、特定外航船舶の解撤を行つていない特定海運事業者に対し、解撤促進基本指針に定めるところに従つて特定外航船舶の解撤を行うべき旨の報告をすることが出来る。

(報告の徴収)

第十一條 運輸大臣は、認定事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることが出来る。

(罰則)

第十二條 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七條及び第八條並びに附則第三條及び第四條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

行する。

(この法律の失効)

第二條 この法律は、前条ただし書の政令で定める日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

2 この法律の失効前に契約が締結された第七條第一号の債務の保証に係る基金の業務については、同条及び第八條の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三條 日本開發銀行以外の出資者は、基金に対し、附則第一條ただし書の政令で定める日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することが出来る。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減額するものとする。

(印紙税法の一部改正)

第四條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「(特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)第三十九條第一項第一号の業務に限る。)」の下に「並びに特定外航船舶解撤促進臨時措置法(昭和六十一年法律

第 号(第七條第一号(産業基盤信用基金の行う解撤促進業務)の業務)を加える。

理由

外航海運をめぐり経済事情の著しい変化にかんがみ、外航海運の健全な振興を図るため、特定外航船舶の解撤を促進するための基本指針の策定及び特定海運事業者が作成する解撤計画の認定について定めるとともに、特定外航船舶の解撤のため必要な資金等の借入れに係る債務の保証に関する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定外航船舶解撤促進臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、外航海運をめぐり経済事情の著しい変化にかんがみ、特定外航船舶の解撤を促進するための措置を臨時に講ずることにより、外航海運の健全な振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に資するとともに、国際経済の発展に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

(一) 特定外航船舶とは、外航船舶であつて、特定船種に属するものとする。

(二) 特定船種とは、その船種に属する外航船舶の船腹量が過剰であり、かつ、船齢の高い船舶その他の効率の低い船舶がその相当数を占めているとともに、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるため、当該外航船舶の解撤を促進することにより

その状態を改善することが外航海運の健全な振興を図るために必要であると認められる船種とする。

(三) 特定海運事業者とは、貨物定期航路事業(自動車航送貨物定期航路事業を除く。)若しくは不定期航路事業(旅客不定期航路事業を除く。)の届出をした者又は船舶貸渡業の届出をした者であつて、特定外航船舶をその事業の用に供するものとする。

2 解撤促進基本指針

運輸大臣は、政令で定める審議会の意見を聴いて、特定外航船舶の解撤を促進するための基本的な指針(以下「解撤促進基本指針」という。)を定めなければならないものとする。

3 特定海運事業者の努力

特定海運事業者は、解撤促進基本指針に定めるところに従つて、特定外航船舶の解撤を行うよう努めなければならないものとする。

4 解撤計画の認定

特定海運事業者は、特定外航船舶の解撤に関する計画(以下「解撤計画」という。)を作成し、運輸大臣の認定を受けることができるものとする。

5 産業基盤信用基金の行う解撤促進業務等

産業基盤信用基金は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第四十條第一項に規定する業務のほか、認定を受けた解撤計画に係る特定外航船舶の解撤のため必要な資金等の借入れに係る債務の保証業務を行うものとし、この場合の同法の関係規定についての所要の説明等規定等を設けるものとする。

6 雇用の安定

(一) 特定海運事業者は、解撤が行われる特定外航船舶に係る船員について、解撤促進基本指針に定めるところに従つて、失業の予防その他の雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(二) 国は、解撤促進基本指針に定めるところに従つて解撤が行われる特定外航船舶に係る船員について、失業の予防、再就職の促進その他の雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

7 特定外航船舶の解撤に関する勧告

運輸大臣は、特定外航船舶の解撤を促進するため特に必要があるとき、特定外航船舶の解撤を行つていない特定海運事業者に対し、解撤促進基本指針に定めるところに従つて特定外航船舶の解撤を行うべき旨の勧告をすることができるとする。

8 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、産業基盤信用基金に係る規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

9 この法律の失効

この法律は、8のただし書の政令で定める日から起算して三年を経過した日に、その効力を失ふものとする。

二 議案の可決理由

本案は、外航海運をめぐる経済事情の著しい変化にかんがみ、外航海運の健全な振興を図り、国際経済の発展に寄与するための措置とし

て妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十一年五月九日

運輸委員長 山下 徳夫

衆議院議長 坂田 道太殿

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和六十一年五月十三日

提出者

社会労働委員長 山崎 拓

社会保険労務士法の一部を改正する法律

社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届

出、報告その他の事項(主務省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。)について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述(主務省令で定めるものを除く。)について、代理すること(第二十五条の二第二項において「事務代理」という。)

第十四条の二に次の一項を加える。
三 事業所に勤務し、第二条に規定する事務に従事する社会保険労務士(以下「勤務社会保険労務士」という。)は、社会保険労務士名簿に、第一項に規定する事項のほか、当該事業所の名称、

所在地その他主務省令で定める事項の登録をしなければならない。

第十六条の次に次の二条を加える。

(勤務社会保険労務士の責務)

第十六条の二 勤務社会保険労務士は、その勤務する事業所において従事する第二条に規定する事務の適正かつ円滑な処理に努めなければならない。

(研修)

第十六条の三 社会保険労務士は、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

2 事業主は、前項に規定する研修について、勤務社会保険労務士から受講の申出があつたときは、その事業の運営に支障のない範囲内で受講の機会を与えるように努めなければならない。
第二十五条の二第二項中「申請書等を作成した」を「申請書等の作成若しくは事務代理をした」に改める。

第二十五条の七第一項第五号の二中「会員」を「社会保険労務士」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、事務所の所在地その他主務省令で定める事項に係る会則の変更については、この限りでない。

第二十五条の十四第一号中「第五号」を「第五号の二」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附 則

この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。

理 由

社会保険労務士制度の実情にかんがみ、その整備充実を図るため、社会保険労務士の業務に事務代理業務を加えるとともに、社会保険労務士の研修及び勤務社会保険労務士の責務等について規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院会議録第二十三号中正誤

改正 正

改正 安定保障 安全保障

昭和六十一年五月十三日 衆議院會議録第二十八号

九三二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京郵便区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 六三三二(六外)
〒105

定価
一〇〇〇
円部